

柏崎刈羽原子力発電所保安規定審査資料	
資料番号	TS-20 (改訂1)
提出年月日	令和2年10月29日

## 柏崎刈羽原子力発電所7号炉

### 保安規定審査基準の要求事項に対する 保安規定変更への記載方針について

令和2年10月

東京電力ホールディングス株式会社

枠囲みの内容は、商業機密あるいは防護上の観点から公開できません

## 目 次

1. 保安規定審査基準の要求事項に対する保安規定変更への記載方針
2. 保安規定の記載方針フォーマットの説明
3. 保安規定審査基準の要求事項に対する保安規定変更条項の整理
4. 保安規定審査基準の要求事項に対する保安規定の記載内容

## 1. 保安規定審査基準の要求事項に対する保安規定への記載方針

保安規定審査基準の要求事項から保安規定に記載すべき内容を整理するにあたっては、保安規定変更に係る基本方針を受け、以下の方針により記載する。

### (1) 保安規定変更に係る基本方針の内容（抜粋）

#### 2.1 保安規定に規定すべき項目について

法令上及び保安規定審査基準等の要求事項の変更を踏まえ、原子炉設置者は論点ごとに保安規定へ反映すべき項目を整理し、必要な改正、制定を行ったうえで引き続きこれらを遵守する。（記載箇所：2-2 頁）

#### 2.2.1 保安規定に記載すべき事項について

保安規定に法令等へ適合することを確認した内容の行為者及び行為内容を定める。（記載箇所：2-3 頁）

### (2) 保安規定の記載方針

(1) 項の「保安規定変更に係る基本方針」を受け、具体的には、以下の方針で記載する。

保安規定本文には保安規定審査基準にて要求されている内容に応じた記載（行為内容の骨子）とし、具体的な行為内容については保安規定添付 2 及び添付 3 に記載する。また、必要に応じて二次文書他に記載する。

以上

## 2. 保安規定の記載方針フォーマットの説明

項目	説明内容
関連する実用炉規則	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 「黒字」により、保安規定審査基準に関連する実用炉規則の内容を記載する。</li> <li>○ 「<u>黒字（赤下線）</u>」により、新規制基準に係る実用炉規則の変更箇所を明確にする。</li> </ul>
保安規定審査基準	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 「黒字」により、保安規定審査基準の内容を記載する</li> <li>○ 「<u>黒字（赤下線）</u>」により、新規制基準に係る保安規定審査基準の変更箇所を明確にする。</li> </ul>
記載すべき内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 「黒字」により、保安規定に記載すべき内容を記載する。また、記載にあたっては、文書の体系がわかる範囲で記載する。</li> <li>○ 「<u>黒字（赤下線）</u>」により、関連する実用炉規則及び保安規定審査基準の変更等による保安規定の変更内容を記載する。</li> </ul>
記載の考え方	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 保安規定に記載すべき内容の記載の考え方を記載する。</li> <li>○ 社内規定文書（二次文書）に記載すべき内容の記載の考え方を記載する。</li> <li>○ 保安規定及び社内規定文書（二次文書）他に記載しない場合の考え方を記載する。</li> </ul>
該当規定文書	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 該当する社内規定文書（二次文書）を記載する。</li> <li>○ 「（新規）」により、新規に制定した社内規定文書を明確にする。</li> <li>○ 「（既存）」により、既存の社内規定文書を改正したものを明確にする。</li> </ul>
記載内容の概要	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 該当する社内規定文書（二次文書）の具体的な記載内容を記載する。</li> <li>○ 「（新規記載）」により、社内規定文書に新規に記載したことを明確にする。</li> </ul>

### 3. 保安規定審査基準の要求事項に対する保安規定変更条項

## 保安規定審査基準の要求事項に対する保安規定への記載内容

### 3- (1) 保安規定変更条項の整理

保安規定審査基準 (H25.6.19 制定、R1.12.25 最終改正)	保安規定条文		変更 有無	
実用炉規則第92条第1項第1号 【関係法令及び保安規定の遵守のための体制】	1. 関係法令及び保安規定の遵守のための体制（経営責任者の関与を含む。）に関することについては、保安規定に基づき、要領書、手順書その他保安に関する文書について、重要度等に応じて定めるとともに、これを遵守することが定められていること。また、これらの文書の位置付けが明確にされていること。特に、経営責任者の積極的な関与が明記されていること。	第2条の2	関係法令及び保安規定の遵守	-
		第3条	品質マネジメントシステム計画	有
	2. 保安のための関係法令及び保安規定の遵守を確実にを行うため、コンプライアンスに係る体制が確実に構築されていることが明確となっていること。	第2条の2	関係法令及び保安規定の遵守	-
		第5条	保安に関する職務	有
実用炉規則第92条第1項第2号 【品質マネジメントシステム】	1. 品質マネジメントシステム（以下「QMS」という。）については、原子炉等規制法第43条の3の5第1項又は第43条の3の8第1項の許可（以下単に「許可」という。）を受けたところによるものであり、かつ、原子力施設の保安のための業務に係る品質管理に必要な体制の基準に関する規則（令和2年原子力規制委員会規則第2号）及び原子力施設の保安のための業務に係る品質管理に必要な体制の基準に関する規則の解釈（原規規発第1912257号-2（令和元年12月25日原子力規制委員会決定））を踏まえて定められていること。	第3条	品質マネジメントシステム計画	有
	2. 具体的には、保安活動の計画、実施、評価及び改善に係る組織及び仕組みについて、安全文化の育成及び維持の体制や手順書等の位置付けを含めて、発電用原子炉施設の保安活動に関する管理の程度が把握できるように定められていること。また、その内容は、原子力安全に対する重要度に応じて、その適用の程度を合理的かつ組織の規模に応じたものとしており、定められた内容が、合理的に実現可能なものであること。	第3条	品質マネジメントシステム計画	有
	3. その際、要求事項を個別業務に展開する具体的な体制及び方法について明確にされていること。この具体的な方法について保安規定の下位文書も含めた文書体系の中で定める場合には、当該文書体系について明確にされていること。	第3条	品質マネジメントシステム計画	有
	4. 手順書等の保安規定上の位置付けに関することについては、要領書、手順書その他保安に関する文書について、これらを遵守するために、重要度等に応じて、保安規定及びその2次文書、3次文書等といったQMSに係る文書の階層的な体系における位置付けが明確にされていること。	第3条	品質マネジメントシステム計画	有
		第4条	保安に関する組織	-
実用炉規則第92条第1項第3号【発電用原子炉施設の運転及び管理を行う者の職務及び組織】	1. <u>本店等における発電用原子炉施設に係る保安のために講ずべき措置に必要な組織及び各職位の職務内容が定められていること。</u>	第5条	保安に関する職務	有
	2. <u>工場又は事業所における発電用原子炉施設に係る保安のために講ずべき措置に必要な組織及び各職位の職務内容が定められていること。</u>	第4条	保安に関する組織	-
		第5条	保安に関する職務	有
		第5条	保安に関する職務	有
実用炉規則第92条第1項第4号、第5号、第6号【発電用原子炉主任技術者の職務の範囲等】	1. <u>発電用原子炉の運転に関し、保安の監督を行う発電用原子炉主任技術者の選任について定められていること。</u>	第8条	原子炉主任技術者の選任	有
	2. <u>発電用原子炉主任技術者が保安の監督の責務を十分に果たすことができるようにするため、原子炉等規制法第43条の3の26第2項において準用する第42条第1項に規定する要件を満たすことを含め、職務範囲及びその内容（発電用原子炉の運転に従事する者は、<u>発電用原子炉主任技術者が保安のために行う指示に従うこと</u>を含む。）について適切に定められていること。また、<u>発電用原子炉主任技術者が保安の監督を適切に行う上で、必要な権限及び組織上の位置付けがなされていること。</u></u>	第3条	品質マネジメントシステム計画	有
		第6条	原子力発電保安委員会	-
		第7条	原子力発電保安運営委員会	有
		第9条	原子炉主任技術者の職務等	有
	3. 特に、 <u>発電用原子炉主任技術者が保安の監督に支障を来すことがないよう、上位者等との関係において独立性が確保されていること。なお、必ずしも工場又は事業所の保安組織から<u>発電用原子炉主任技術者が独立していることが求められるものではない。</u></u>	第8条	原子炉主任技術者の選任	有
	4. <u>電気主任技術者及びボイラー・タービン主任技術者が保安の監督の責務を十分に果たすことができるようにするため、<u>電気事業法第43条第4項に規定する要件を満たすことを含め、職務範囲及びその内容について適切に定められていること。また、<u>電気主任技術者及びボイラー・タービン主任技術者が保安の監督を適切に行う上で、必要な権限及び組織上の位置付けがなされていること。</u></u></u>	第3条	品質マネジメントシステム計画	有
		第6条	原子力発電保安委員会	-
		第7条	原子力発電保安運営委員会	有
		第8条の2	電気主任技術者及びボイラー・タービン主任技術者の選任	-
	第9条の2	電気主任技術者及び	-	

保安規定審査基準の要求事項に対する保安規定への記載内容

保安規定審査基準 (H25.6.19 制定、R1.12.25 最終改正)		保安規定条文		変更 有無
			ボイラー・タービン主任技術者の職務等	
	<u>5. 発電用原子炉主任技術者、電気主任技術者及びボイラー・タービン主任技術者が相互の職務について情報を共有し、意思疎通を図ることが定められていること。</u>	第9条の3	主任技術者の情報交換	—
実用炉規則第92条第1項第7号 【保安教育】	1. 発電用原子炉施設の運転及び管理を行う者（役務を供給する事業者に属する者を含む。以下「従業員」という。）について、保安教育実施方針が定められていること。	第118条	所員への保安教育	有
	2. 従業員について、保安教育実施方針に基づき、保安教育実施計画を定め、計画的に保安教育を実施することが定められていること。	第118条 第119条	所員への保安教育 協力企業従業員への保安教育	有 有
	3. <u>従業員</u> について、保安教育実施方針に基づいた保安教育実施状況を確認することが定められていること。	第118条 第119条	所員への保安教育 協力企業従業員への保安教育	有 有
	4. 燃料取替に関する業務の補助及び放射性廃棄物取扱設備に関する業務の補助を行う従業員については、当該業務に係る保安教育を実施することが定められていること。	第119条	協力企業従業員への保安教育	有
	5. 保安教育の内容について、関係法令及び保安規定への抵触を起ささないことを徹底する観点から、具体的な保安教育の内容、その見直しの頻度等について明確に定められていること。	第118条 第119条	所員への保安教育 協力企業従業員への保安教育	有 有
実用炉規則第92条第1項第8号イからハまで 【発電用原子炉施設の運転に関する体制、確認すべき事項、異状があった場合の措置等】	1. <u>発電用原子炉</u> の運転に必要な運転員の確保について定められていること。	第12条	運転員等の確保	有
	2. <u>発電用原子炉</u> 施設の運転管理に係る組織内規程類を作成することが定められていること。	第14条	マニュアルの作成	有
	3. 運転員の引継時に実施すべき事項について定められていること。	第15条	引継	—
	4. 発電用原子炉の起動その他の発電用原子炉の運転に当たって確認すべき事項について定められていること。	第12条の2 第16条	運転管理業務 原子炉起動前の確認事項	有 有
	5. 地震、火災、有毒ガス（予期せず発生するものを含む。）等の発生時に講ずべき措置について定められていること。	第17条	火災発生時の体制の整備	有
		第17条の2	内部溢水発生時の体制の整備	有
		第17条の3	火山影響等発生時の体制の整備	有
		第17条の4	その他自然災害発生時等の体制の整備	有
		第17条の5	有毒ガス発生時の体制の整備	有
	第17条の6	資機材等の整備	有	
	6. 原子炉冷却材の水質の管理について定められていること。	第18条	水質管理	—
	7. <u>発電用原子炉</u> 施設の重要な機能に関して、安全機能を有する系統及び機器、 <u>重大事故等対処設備（特定重大事故等対処施設を構成する設備を含む。）</u> 等について、運転状態に対応した運転上の制限（ <u>Limiting Conditions for Operation</u> 。以下「LCO」という。）、LCOを逸脱していないことの確認（以下「サーベイランス」という。）の実施方法及び頻度、LCOを逸脱した場合に要求される措置（以下単に「要求される措置」という。）並びに要求される措置の完了時間（ <u>Allowed Outage Time</u> 。以下「AOT」という。）が定められていること。 なお、LCO等は、許可を受けたところによる安全解析の前提条件又はその他の設計条件を満足するように定められていること。	第19条	停止余裕	—
		第20条	反応度監視	—
		第21条	制御棒の動作確認	—
第22条		制御棒のスクラム機能	有	
第23条		制御棒の操作	—	
第24条		ほう酸水注入系	有	
第25条		原子炉熱的制限値	—	
第26条		原子炉熱出力及び炉心流量	—	
第27条		計測及び制御設備	有	
第28条		原子炉再循環ポンプ	—	
第29条	ジェットポンプ	—		
第30条	主蒸気逃がし安全弁	有		
第31条	格納容器内の原子炉冷却材漏えい率	—		
第32条	非常用炉心冷却系、原子炉隔離時冷却系及び高圧代替注水系の系統圧力監視	有		
第33条	原子炉冷却材中のよう素131濃度	—		
第34条	原子炉停止時冷却系その1	有		



保安規定審査基準の要求事項に対する保安規定への記載内容

保安規定審査基準 (H25.6.19 制定、R1.12.25 最終改正)		保安規定条文		変更 有無
		第35条	原子炉停止時冷却系その2	有
		第36条	原子炉停止時冷却系その3	有
		第37条	原子炉冷却材温度及び原子炉冷却材温度変化率	—
		第38条	原子炉圧力	—
		第39条	非常用炉心冷却系その1	有
		第40条	非常用炉心冷却系その2	有
		第41条	原子炉隔離時冷却系	—
		第42条	主蒸気隔離弁	—
		第43条	格納容器及び格納容器隔離弁	有
		第44条	サブプレッション・チェンバからドライウエルへの真空破壊弁	有
		第45条	サブプレッションプールの平均水温	有
		第46条	サブプレッションプールの水位	有
		第47条	可燃性ガス濃度制御系	有
		第48条	格納容器内の酸素濃度	有
		第49条	原子炉建屋	有
		第50条	原子炉建屋給排気隔離弁	—
		第51条	非常用ガス処理系	有
		第52条	残留熱除去冷却水系及び残留熱除去冷却海水系	—
		第53条	非常用ディーゼル発電設備冷却系	—
		第54条	高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電設備冷却水系及び高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電設備冷却海水系	—
		第55条	使用済燃料プールの水位及び水温	—
		第56条	燃料又は制御棒を移動する時の原子炉水位	—
		第57条	中央制御室非常用換気空調系	有
		第58条	外部電源その1	—
		第58条の2	外部電源その2	—
		第58条の3	外部電源その3	有
		第59条	非常用ディーゼル発電機その1	有
		第60条	非常用ディーゼル発電機その2	有
		第61条	非常用ディーゼル発電機燃料油等	有
		第62条	直流電源その1	有
		第63条	直流電源その2	有
		第64条	所内電源系統その1	有
		第65条	所内電源系統その2	有
		第66条	重大事故等対処設備	有
		第67条	原子炉停止中の制御棒1本の引き抜き	—



保安規定審査基準の要求事項に対する保安規定への記載内容

保安規定審査基準 (H25.6.19 制定、R1.12.25 最終改正)		保安規定条文		変更 有無
		第68条	単一制御棒駆動機構の取り外し	—
		第69条	複数の制御棒引き抜きを伴う検査	—
		第70条	原子炉の昇温を伴う検査	—
		第71条	原子炉モードスイッチの切替を伴う検査	—
		—	特定重大事故等対処施設を構成する設備については別途申請予定	—
	8. サーベイランスの実施方法については、確認する機能が必要となる事故時等の条件で必要な性能が発揮できるかどうかを確認（以下「実条件性能確認」という。）するために十分な方法（事故時等の条件を模擬できない場合等においては、実条件性能確認に相当する方法であることを検証した代替の方法を含む。）が定められていること。また、サーベイランス及び要求される措置を実施する時期の延長に関する考え方、サーベイランスの際のLCOの取扱い等が定められていること。	第72条	運転上の制限の確認	有
	9. LCOを逸脱した場合について、事象発見からLCOに係る判断までの対応目安時間等を組織内規程類に定めること及び要求される措置等の取扱い方法が定められていること。	第73条	運転上の制限を満足しない場合	—
	10. LCOに係る記録の作成について定められていること。	第75条	運転上の制限に関する記録	—
	11. LCOを逸脱した場合のほか、緊急遮断等の異常発生時や監視項目が警報設定値を超過するなどの異状があった場合の基本的対応事項及び講ずべき措置並びに異常収束後の措置について定められていること。	第76条	異常発生時の基本的な対応	—
		第77条	異常時の措置	—
第78条		異常収束後の措置	有	
第17条の9		電源機能等喪失時の体制の整備	有	
12. LCOが設定されている設備等について、予防保全を目的とした保全作業をその機能が要求されている発電用原子炉の状態においてやむを得ず保全作業を行う場合には、当該保全作業が限定され、原則としてAOT内に完了することとし、必要な安全措置を定め、確率的リスク評価（PRA：Probabilistic Risk Assessment）等を用いて措置の有効性を検証することが定められていること	添付1	原子炉がスクラムした場合の運転操作基準	有	
	第74条	予防保全を目的とした保全作業を実施する場合	有	
	第11条	構成及び定義	有	
実用炉規則第92条第1項第8号ニ 【発電用原子炉の運転期間】	第18条の2	原子炉冷却材圧力バウンダリの隔離弁管理	有	
	1. <u>発電用</u> 原子炉の運転期間の範囲内で、 <u>発電用</u> 原子炉を運転することが定められていること。	第11条の2	原子炉の運転期間	—
	2. 取替炉心の安全性評価を行うことが定められていること。なお、取替炉心の安全性評価に用いる期間は、当該取替炉心についての燃料交換の間隔から定まる期間としていること。	第82条	燃料取替実施計画	—
	3. 実用炉規則第92条第2項第1号に基づき、 <u>実用炉規則第92条第1項第8号ニ</u> に掲げる発電用原子炉の運転期間を定め、又はこれを変更しようとする場合は、申請書に発電用原子炉の運転期間の設定に関する説明書（ <u>発電用原子炉の運転期間を変更しようとする場合は、実用炉規則第82条第4項の見直しの結果を記載した書類を含む。</u> 以下単に「説明書」という。）が添付されていること。	—	〔手続きに関する事項であり、保安規定には、記載なし〕	—
4. <u>発電用</u> 原子炉ごとに、説明書に記載された①発電用原子炉を停止して行う必要のある点検及び検査の間隔から定まる期間、②燃料交換の間隔から定まる期間（ <u>発電用原子炉起動から次回の定期事業者検査を開始するために発電用原子炉を停止するまでの期間</u> ）、のうちいずれか短い期間の範囲内で、 <u>実用炉規則第55条</u> に定める定期事業者検査を実施すべき時期の区分を上限として、 <u>発電用</u> 原子炉の運転期間（定期事業者検査が終了した日から次回の定期事業者検査を開始するために発電用原子炉を停止するまでの期間）が記載されていること。なお、 <u>発電用</u> 原子炉の運転期間の設定に当たっては、 <u>発電用</u> 原子炉を起動してから定期事業者検査が終了するまでの期間も考慮していること。	—	〔手続きに関する事項であり、保安規定には、記載なし〕	—	

保安規定審査基準の要求事項に対する保安規定への記載内容

保安規定審査基準 (H25.6.19 制定、R1.12.25 最終改正)		保安規定条文		変更 有無
<p>実用炉規則第82条第4項の見直しの結果の内容は、「実用発電用原子炉施設における高経年化対策実施ガイド」(原管P発第1306198号(平成25年6月19日原子力規制委員会決定))を参考として記載していること。</p>	5. 特に、同結果において、発電用原子炉の運転期間の変更に伴う長期施設管理方針の変更の有無及びその理由が明らかとなっていること。	—	[運転期間の延長は実施していないことから、該当なし]	—
	6. 発電用原子炉の運転期間を延長する場合には、実用炉規則第55条に定める定期事業者検査を実施すべき時期の区分を上限として、段階的に延長することとなっていること。	—	[運転期間の延長は実施していないことから、該当なし]	—
	7. 運転期間が13月を超える延長の場合には、当該延長に伴う許可を受けたところによる基本設計ないし基本的設計方針に則した影響評価の結果が説明書に記載されていること。	—	[運転期間の延長は実施していないことから、該当なし]	—
	8. 説明書に記載された燃料交換の間隔から定まる期間については、期間を変更した後においても発電用原子炉の安全性について許可を受けたところによる基本設計ないし基本的設計方針を満たしていること。	—	[運転期間の延長は実施していないことから、該当なし]	—
	実用炉規則第92条第1項第8号ホ【発電用原子炉施設の運転の安全審査】	1. 発電用原子炉施設の保安に関する重要事項及び発電用原子炉施設の保安運営に関する重要事項を審議する委員会の設置、構成及び審議事項について定められていること。	第6条	原子力発電保安委員会
<p>実用炉規則第92条第1項第9号【管理区域、保全区域及び周辺監視区域の設定等】</p>	1. 管理区域を明示し、管理区域における他の場所と区別するための措置を定め、管理区域の設定及び解除において実施すべき事項が定められていること。	第93条	管理区域の設定及び解除	—
	2. 管理区域内の区域区分について、汚染のおそれのない管理区域及びそれ以外の管理区域について表面汚染密度及び空気中の放射性物質濃度の基準値が定められていること。	添付4	管理区域図(第93条及び94条関連)	—
		第94条	管理区域内における区域区分	—
	3. 管理区域内において特別措置が必要な区域について講ずべき措置を定め、特別措置を実施する外部放射線に係る線量当量率、空気中の放射性物質濃度及び床、壁その他の他人の触れるおそれのある物の表面汚染密度の基準が定められていること。	添付4	管理区域図(第93条及び94条関連)	—
		第95条	管理区域内における特別措置	—
	4. 管理区域への出入管理に係る措置事項が定められていること。	第96条	管理区域への出入管理	—
	5. 管理区域から退出する場合等の表面汚染密度の基準が定められていること。	第96条	管理区域への出入管理	—
	6. 管理区域へ出入りする者に遵守させるべき事項及びそれを遵守させる措置が定められていること。	第97条	管理区域出入者の遵守事項	—
	7. 管理区域から物品又は核燃料物質等の搬出及び運搬をする際に講ずべき事項が定められていること。	第104条	管理区域外等への搬出及び運搬	—
		第105条	発電所外への運搬	—
	8. 保全区域を明示し、保全区域についての管理措置が定められていること。	第98条	保全区域	—
		添付5	保全区域図(第98条関連)	—
	9. 周辺監視区域を明示し、業務上立ち入る者を除く者が周辺監視区域に立ち入らないように制限するために講ずべき措置が定められていること。	第99条	周辺監視区域	—
	10. 役務を供給する事業者に対して遵守させる放射線防護上の必要事項及びこれを遵守させる措置が定められていること。	第106条	協力企業の放射線防護	—
<p>実用炉規則第92条第1項第10号【排気監視設備及び排水監視設備】</p>	1. 放射性気体廃棄物及び放射性液体廃棄物の放出物質濃度の測定等の放出管理に係る設備及び機能の維持の方法並びにその使用方法が定められていること。	第92条の2	頻度の定義	—
		第89条	放射性液体廃棄物の管理	—
		第90条	放射性気体廃棄物の管理	—
2. これらの設備の機能の維持の方法については、施設全体の管理方法の一部として、第18号における施設管理に関する事項と併せて定められていてもよい。また、これらの設備のうち放射線測定に係るものの使用方法については、施設全体の管理方法の一部として、第12号における放射線測定器の管理及び放射線の測定の方法に関する事項と併せて定められていてもよい。	第91条	放出管理用計測器の管理	—	
	—	—	—	
<p>実用炉規則第92条第1項第11号【線量、線量当量、汚染の除去等】</p>	1. 放射線業務従事者が受ける線量について、線量限度を超えないための措置(個人線量計の管理の方法を含む。)が定められていること。	第100条	放射線業務従事者の線量管理等	—
		第103条	放射線計測器類の管理	有



保安規定審査基準の要求事項に対する保安規定への記載内容

保安規定審査基準 (H25.6.19 制定、R1.12.25 最終改正)		保安規定条文		変更 有無	
2. 国際放射線防護委員会 (ICRP) が 1977 年勧告で示した放射線防護の基本的考え方を示す概念 (as low as Reasonably achievable. 以下「ALARA」という。) の精神にのっとり、放射線業務従事者が受ける線量を管理することが定められていること。	3. 実用炉規則第 78 条に基づく床、壁等の除染を実施すべき表面汚染密度の明確な基準が定められていること。	第 92 条	放射線管理に係る基本方針	—	
		第 100 条	放射線業務従事者の線量管理等	—	
	4. 管理区域及び周辺監視区域境界付近における線量当量率等の測定に関する事項が定められていること。	第 101 条	床、壁等の除染	—	
		第 102 条の 2	外部放射線に係る線量当量率等の測定	—	
	5. 管理区域内で汚染のおそれのない区域に物品又は核燃料物質等を移動する際に講ずべき事項が定められていること。	第 104 条	管理区域外等への搬出及び運搬	—	
	6. 核燃料物質等 (新燃料、使用済燃料及び放射性固体廃棄物を除く。) の工場又は事業所の外への運搬に関する行為 (工場又は事業所の外での運搬中に関するものを除く。) が定められていること。なお、この事項は、第 13 号又は第 14 号における運搬に関する事項と併せて定められていてもよい。	第 104 条	管理区域外等への搬出及び運搬	—	
		第 105 条	発電所外への運搬	—	
	7. 原子炉等規制法第 61 条の 2 第 2 項により認可を受けた場合においては、同項により認可を受けた放射能濃度の測定及び評価の方法に基づき、当該認可を受けた申請書等において記載された内容を満足するよう、同条第 1 項の確認を受けようとする物に含まれる放射性物質の放射能濃度の測定及び評価を行い、適切に取り扱うことが定められていること。なお、この事項は、放射性廃棄物との仕分け等を明確にするため、第 14 号における放射性廃棄物の管理に関する事項と併せて定められていてもよい。	—	〔クリアランス規定は、採用していないため、保安規定に記載なし〕		—
	8. 放射性廃棄物でない廃棄物の取扱いに関することについては、「原子力施設における「放射性廃棄物でない廃棄物」の取扱いについて (指示) (平成 20・04・21 原院第 1 号 (平成 20 年 5 月 27 日原子力安全・保安院制定 (NISA-111a-08-1))) を参考として定められていること。なお、この事項は、放射性廃棄物との仕分け等を明確にするため、第 14 号における放射性廃棄物の管理に関する事項と併せて定められていてもよい。	第 88 条の 2	放射性廃棄物でない廃棄物の管理	—	
		第 88 条の 3	事故由来放射性物質の降下物の影響確認	—	
	9. <u>汚染拡大防止のための放射線防護上、必要な措置が定められていること。</u>	第 93 条	管理区域の設定及び解除	—	
		第 94 条	管理区域内における区域区分	—	
		第 97 条	管理区域出入者の遵守事項	—	
第 101 条		床、壁等の除染	—		
第 104 条		管理区域外等への搬出及び運搬	—		
添付 3		重大事故等及び大規模損壊対応に係る実施基準	有		
実用炉規則第 92 条第 1 項第 12 号 【放射線測定器の管理及び放射線の測定方法】	1. 放射線測定器 (放出管理用計測器及び放射線計測器を含む。以下同じ。) の種類、所管箇所、数量及び機能の維持の方法並びにその使用方法 (測定及び評価の方法を含む。) が定められていること。	第 89 条	放射性液体廃棄物の管理	—	
		第 90 条	放射性気体廃棄物の管理	—	
		第 91 条	放出管理用計測器の管理	—	
		第 102 条の 2	外部放射線に係る線量当量率の測定	—	
		第 103 条	放射線計測器類の管理	有	
2. 放射線測定器の機能の維持の方法については、施設全体の管理方法の一部等として、第 18 号における施設管理に関する事項と併せて定められていてもよい。	—	—	—		
実用炉規則第 92 条第 1 項第 13 号【核燃料物質の受払い、運搬、貯蔵等】	1. 工場又は事業所内における新燃料の運搬及び貯蔵並びに使用済燃料の運搬及び貯蔵に際して、臨界に達しないようにする措置その他の保安のために講ずべき措置を講ずること、貯蔵施設における貯蔵の条件等が定められていること。	第 79 条	新燃料の運搬	—	
		第 80 条	新燃料の貯蔵	有	
		第 85 条	使用済燃料の貯蔵	有	
	2. 新燃料及び使用済燃料の工場又は事業所の外への運搬に関する行為 (工場又は事業所の外での運搬中に関するものを除く。) に関することが定められていること。なお、この事項は、第 11 号又は第 14 号における運搬に関する事項と併せて定められていてもよい。	第 86 条	使用済燃料の運搬	有	
		第 79 条	新燃料の運搬	—	
	3. 燃料取替に際して、炉心の核的制限値及び熱的制限値の範囲内で運転するために取替炉心の安全性評価を許可を受けたところによる安全評価と同様に行った上で燃料装荷実施計画	第 82 条	燃料取替実施計画	—	
		第 83 条	燃料移動手順	—	
		第 84 条	燃料移動	—	

保安規定審査基準の要求事項に対する保安規定への記載内容

保安規定審査基準 (H25.6.19 制定、R1.12.25 最終改正)		保安規定条文		変更 有無
	を定めること及び燃料移動手順に従うこと等が定められていること。なお、 <u>発電用</u> 原子炉の運転期間の設定に関する説明書において取替炉心ごとに管理するとして項目が、取替炉心の安全性評価項目等として定められていること。			
実用炉規則第 92 条第 1 項第 14 号 【放射性廃棄物の廃棄】	1. 放射性固体廃棄物の貯蔵及び保管に係る具体的な管理措置並びに運搬に関し、放射線安全確保のための措置が定められていること。	第 88 条	放射性固体廃棄物の管理	—
	2. 放射性液体廃棄物の固型化等の処理及び放射性廃棄物の工場又は事業所の外への廃棄（放射性廃棄物の輸入を含む。）に関する行為の実施体制が定められていること。	第 88 条	放射性固体廃棄物の管理	—
	3. 放射性固体廃棄物の工場又は事業所の外への運搬に関する行為（工場又は事業所の外での運搬中に関するものを除く。）に係る体制が構築されていることが明記されていること。なお、この事項は、第 11 号及び第 13 号における運搬に関する事項と併せて定められていてもよい。	第 88 条	放射性固体廃棄物の管理	—
	4. 放射性液体廃棄物の放出箇所、放射性液体廃棄物の放出管理目標値及び基準値を満たすための放出管理方法並びに放射性液体廃棄物の放出物質濃度の測定項目及び頻度が定められていること。	第 89 条	放射性液体廃棄物の管理	—
	5. 放射性気体廃棄物の放出箇所、放射性気体廃棄物の放出管理目標値を満たすための放出量管理方法並びに放射性気体廃棄物の放出物質濃度の測定項目及び頻度が定められていること。	第 90 条	放射性気体廃棄物の管理	—
	6. 平常時の環境放射線モニタリングの実施体制（計画、実施、評価等）について定められていること。	第 102 条	平常時の環境放射線モニタリング	—
	7. ALARA の精神にのっとり、排気、排水等を管理することが定められていること。	第 87 条	放射性廃棄物管理に係る基本方針	—
		第 89 条	放射性液体廃棄物の管理	—
		第 90 条	放射性気体廃棄物の管理	—
		第 87 条の 2	頻度の定義	—
実用炉規則第 92 条第 1 項第 15 号 【非常の場合に講ずべき処置】	1. 緊急時に備え、平常時から緊急時に実施すべき事項が定められていること。	第 108 条	原子力防災組織	—
		第 109 条	原子力防災組織の要員	—
		第 110 条	原子力防災資機材等	—
	2. 緊急時における運転に関する組織内規程類を作成することが定められていること。	第 110 条	原子力防災資機材等	—
		第 111 条	通報経路	有
	3. 緊急事態発生時は定められた通報経路に従い、関係機関に通報することが定められていること。	第 113 条	通報	有
		第 108 条	原子力防災組織	—
	4. 緊急事態の発生をもってその後の措置は、原子力災害対策特別措置法（平成 11 年法律第 156 号）第 7 条第 1 項の原子力事業者防災業務計画よることが定められていること。	第 114 条	原子力防災態勢の発令	有
		第 115 条	応急措置	有
		第 116 条	緊急時における活動	—
	5. 緊急事態が発生した場合は、緊急時体制を発令し、応急措置及び緊急時における活動を実施することが定められていること。	第 109 条の 2	緊急作業従事者の選定	有
		第 116 条の 2	緊急作業従事者の線量管理等	—
	6. 次に掲げる要件に該当する放射線業務従事者を緊急作業に従事させるための要員として選定することが定められていること。 (1) 緊急作業時の放射線の生体を与える影響及び放射線防護措置について教育を受けた上で、緊急作業に従事する意思がある旨を発電用原子炉設置者に書面で申し出た者であること。 (2) 緊急作業についての訓練を受けた者であること。 (3) 実効線量について 250mSv を線量限度とする緊急作業に従事する従業員は、原子力災害対策特別措置法第 8 条第 3 項に規定する原子力防災要員、同法第 9 条第 1 項に規定する原子力防災管理者又は同条第 3 項に規定する副原子力防災管理者であること。	第 117 条	原子力防災態勢の解除	有
		第 112 条	緊急時演習	—
7. 放射線業務従事者が緊急作業に従事する期間中の線量管理（放射線防護マスクの着用等による内部被ばくの管理を含む。）、緊急作業を行った放射線業務従事者に対し、健康診断を受診させる等の非常の場合に講ずべき処置に関し、適切な内容が定められていること。	第 12 条	運転員等の確保	有	
	第 17 条	火災発生時の体制の	有	
8. 事象が収束した場合には、緊急時体制を解除することが定められていること。	第 12 条	運転員等の確保	有	
	第 17 条	火災発生時の体制の	有	
9. <u>防災訓練の実施頻度について定められていること。</u>	第 12 条	運転員等の確保	有	
	第 17 条	火災発生時の体制の	有	
実用炉規則第 92 条第 1 項第 16 号【設計想定事	1. <u>許可を受けたところによる基本設計ないし基本的設計方針に則した対策が機能するよう、想定する事象に応じて、次に</u>	第 12 条	運転員等の確保	有
		第 17 条	火災発生時の体制の	有



保安規定審査基準の要求事項に対する保安規定への記載内容

保安規定審査基準 (H25.6.19 制定、R1.12.25 最終改正)	保安規定条文		変更 有無
<p>象等に係る発電用原子炉施設の保全に関する措置】</p> <p><u>掲げる措置を講ずることが定められていること。</u></p> <p><u>(1) 発電用原子炉施設の必要な機能を維持するための活動に関する計画を策定し、要員を配置するとともに、計画に従って必要な活動を行わせること。特に、当該計画には、次に掲げる事項を含めること。</u></p> <p><u>イ 火災</u></p> <p><u>可燃物の管理、消防吏員への通報、消火又は延焼の防止その他消防隊が火災の現場に到着するまでに行う活動に関すること。</u></p> <p><u>ロ 火山現象による影響（影響が発生するおそれを含む。以下「火山影響等」という。）</u></p> <p><u>① 火山影響等発生時における非常用交流動力電源設備の機能を維持するための対策に関すること。</u></p> <p><u>② ①に掲げるもののほか、火山影響等発生時における代替電源設備その他の炉心を冷却するために必要な設備の機能を維持するための対策に関すること。</u></p> <p><u>③ ②に掲げるもののほか、火山影響等発生時に交流動力電源が喪失した場合における炉心の著しい損傷を防止するための対策に関すること。</u></p> <p><u>ハ 重大事故に至るおそれのある事故（運転時の異常な過渡変化及び設計基準事故を除く。）又は重大事故（以下「重大事故等」という。）</u></p> <p><u>① 重大事故等発生時における炉心の著しい損傷を防止するための対策に関すること。</u></p> <p><u>② 重大事故等発生時における原子炉格納容器の破損を防止するための対策に関すること。</u></p> <p><u>③ 重大事故等発生時における使用済燃料貯蔵設備に貯蔵する燃料体の著しい損傷を防止するための対策に関すること。</u></p> <p><u>④ 重大事故等発生時における原子炉停止時の燃料体の著しい損傷を防止するための対策に関すること。</u></p> <p><u>⑤ 重大事故等（原子炉建屋への故意による大型航空機の衝突その他のテロリズムによるものを除く。）発生時における特定重大事故等対処施設を用いた対策（上記①から④までの対策に関することを含む。）に関すること。</u></p> <p><u>⑥ 発生する有毒ガスからの運転員等の防護に関すること。</u></p> <p><u>ニ 大規模な自然災害又は故意による大型航空機の衝突その他のテロリズムによる発電用原子炉施設の大規模な損壊（以下「大規模損壊」という。）</u></p> <p><u>① 大規模損壊発生時における大規模な火災が発生した場合における消火活動に関すること。</u></p> <p><u>② 大規模損壊発生時における炉心の著しい損傷を緩和するための対策に関すること。</u></p> <p><u>③ 大規模損壊発生時における原子炉格納容器の破損を緩和するための対策に関すること。</u></p> <p><u>④ 大規模損壊発生時における使用済燃料貯蔵槽の水位を確保するための対策及び燃料体の著しい損傷を緩和するための対策に関すること。</u></p> <p><u>⑤ 大規模損壊発生時における放射性物質の放出を低減するための対策に関すること。</u></p> <p><u>⑥ 重大事故等（原子炉建屋への故意による大型航空機の衝突その他のテロリズムによるものに限る。）発生時における特定重大事故等対処施設を用いた対策に関すること。</u></p> <p><u>(2) (1) に掲げる措置のうち重大事故等発生時又は大規模損壊発生時におけるそれぞれの措置に係る手順については、それぞれ次に掲げるとおりとすること。</u></p> <p><u>イ 重大事故等発生時</u></p> <p><u>① 許可を受けた対応手段、重要な配慮事項、有効性評価の前提条件となる操作の成立性に係る事項が定められ、定められた内容が重大事故等に対する確かつ柔軟に対処することを妨げるものでないこと。</u></p> <p><u>② 炉心の著しい損傷及び原子炉格納容器の破損を防ぐために最優先すべき操作等の判断基準の基本的な考え方が定められていること。</u></p> <p><u>原子炉格納容器の過圧破損の防止に係る手順については、格納容器圧力逃がし装置を設けている場合、格納容器代替循環冷却系又は格納容器再循環ユニットにより原子炉格納容器内の圧力及び温度を低下させる手順を、格納容器圧力逃がし装置による手順に優先して実施することが定められているとともに、原子炉格納容器内の圧力</u></p>		整備	
	第17条の2	内部溢水発生時の体制の整備	有
	第17条の3	火山影響等発生時の体制の整備	有
	第17条の4	その他自然災害発生時等の体制の整備	有
	第17条の5	有毒ガス発生時の体制の整備	有
	第17条の6	資機材等の整備	有
	第17条の7	重大事故等発生時の体制の整備	有
	第17条の8	大規模損壊発生時の体制の整備	有
	添付2	火災、内部溢水、火山影響、その他自然災害及び有毒ガス対応に係る実施基準	有
	添付3	重大事故等及び大規模損壊対応に係る実施基準	有

保安規定審査基準の要求事項に対する保安規定への記載内容

保安規定審査基準 (H25.6.19 制定、R1.12.25 最終改正)		保安規定条文	変更 有無
	<p>が高い場合など、必要な状況においては確実に格納容器圧力逃がし装置を使用することが定められていること。</p> <p>③ 措置に係る手順の優先順位や手順着手の判断基準等(②に関するものを除く。)については記載を要しない。</p> <p>ロ 大規模損壊発生時 定められた内容が大規模損壊に対する確かつ柔軟に対処することを妨げるものでないこと。</p> <p>(3) 必要な機能を維持するための活動を行う要員に対する教育及び訓練に関すること。特に重大事故等又は大規模損壊の発生時における発電用原子炉施設の必要な機能を維持するための活動を行う要員に対する教育及び訓練については、それぞれ毎年1回以上定期に実施すること及び重大事故等対処施設の使用を開始するに当たって必要な教育及び訓練をあらかじめ実施すること。</p> <p>(4) 必要な機能を維持するための活動を行うために必要な電源車、消防自動車、化学消防自動車、泡消火薬剤、消火ホース、照明器具、無線機器、フィルターその他の資機材を備え付けること。</p> <p>(5) その他必要な機能を維持するための活動を行うために必要な体制を整備すること。</p> <p>2. 重大事故等又は大規模損壊が発生した場合において、核燃料物質若しくは核燃料物質によって汚染された物又は発電用原子炉による災害を防止するために必要があると認めるときは、組織内規程類にあらかじめ定めた計画及び手順にとらわれず、発電用原子炉施設の保全のための所要の措置を講ずることが定められていること。</p>		
<p>実用炉規則第 92 条第 1 項第 17 号 【記録及び報告】</p>	<p>1. 発電用原子炉施設に係る保安に関し、必要な記録を適正に作成し、管理することが定められていること。その際、保安規定及びその下位文書において、必要な記録を適正に作成し、管理するための措置が定められていることが求められる。</p> <p>2. 実用炉規則第 6 7 条に定める記録について、その記録の管理に関すること(計量管理規定及び核物質防護規定で定めるものを除く。)が定められていること。</p> <p>3. 発電所長及び発電用原子炉主任技術者に報告すべき事項が定められていること。</p> <p>4. 特に、実用炉規則第 1 3 4 条各号に掲げる事故故障等の事象及びこれらに準ずるものが発生した場合においては、経営責任者に確実に報告がなされる体制が構築されていることなど、安全確保に関する経営責任者の強い関与が明記されていること。</p> <p>5. 当該事故故障等の事象に準ずる重大な事象について、具体的に明記されていること。</p>	<p>第 1 2 0 条 記録</p> <p>第 3 条 品質マネジメントシステム計画</p> <p>第 1 2 0 条 記録</p> <p>第 1 2 1 条 報告</p> <p>第 9 条 原子炉主任技術者の職務等</p> <p>第 1 2 1 条 報告</p> <p>第 1 2 1 条 報告</p>	<p>有</p> <p>有</p> <p>有</p> <p>有</p> <p>有</p> <p>有</p>
<p>実用炉規則第 92 条第 1 項第 18 号【発電用原子炉施設の施設管理】</p>	<p>1. 施設管理方針、施設管理目標及び施設管理実施計画の策定並びにこれらの評価及び改善について、「原子力事業者等における使用前事業者検査、定期事業者検査、保安のための措置等に係る運用ガイド」(原規規発第 1 9 1 2 2 5 7 号—7 (令和元年 1 2 月 2 5 日原子力規制委員会決定))を参考として定められていること。</p> <p>2. 発電用原子炉施設の経年劣化に係る技術的な評価に関することについては、「実用発電用原子炉施設における高経年化対策実施ガイド」を参考とし、実用炉規則第 8 2 条に規定された発電用原子炉施設の経年劣化に関する技術的な評価を実施するための手順及び体制を定め、当該評価を定期的実施することが定められていること。</p> <p>3. 運転を開始した日以後 3 0 年を経過した発電用原子炉については、長期施設管理方針が定められていること。</p> <p>4. 実用炉規則第 9 2 条第 1 項第 1 8 号に掲げる発電用原子炉</p>	<p>第 1 0 7 条 施設管理計画</p> <p>第 1 0 7 条 設計管理</p> <p>第 1 0 7 条 の 2</p> <p>第 1 0 7 条 の 3</p> <p>第 1 0 7 条 の 4</p> <p>第 1 0 7 条 の 5</p> <p>第 1 3 条 巡視点検</p> <p>第 1 0 7 条 の 6</p> <p>—</p> <p>—</p>	<p>有</p> <p>—</p> <p>—</p> <p>—</p> <p>—</p> <p>有</p> <p>有</p> <p>—</p> <p>—</p>

保安規定審査基準の要求事項に対する保安規定への記載内容

保安規定審査基準 (H25.6.19 制定、R1.12.25 最終改正)		保安規定条文		変更 有無
	施設の施設管理に関することを変更しようとする場合（実用炉規則第82条第1項から第3項までの規定により長期施設管理方針を策定し、又は同条第4項の規定により長期施設管理方針を変更しようとする場合に限る。）は、申請書に実用炉規則第82条第1項、第2項若しくは第3項の評価の結果又は第4項の見直しの結果を記載した書類（以下「技術評価書」という。）が添付されていること。		項であり保安規定には記載なし]	
	5. <u>長期施設管理方針及び技術評価書の内容は、「実用発電用原子炉施設における高経年化対策の実施ガイド」を参考として記載されていること。</u>	—	[ 柏崎刈羽7号炉は、運転開始後30年未満であり、長期保守管理方針の作成未]	—
	6. <u>使用前事業者検査及び定期事業者検査の実施に関することが定められていること。</u>	第107条の4	使用前事業者検査の実施	—
		第107条の5	定期事業者検査の実施	—
	7. 燃料体に関する定期事業者検査として、装荷予定の照射された燃料のうちから選定したものの健全性に異常のないことを確認すること、燃料使用の可否を判断すること等が定められていること。	第81条	燃料の検査	—
実用炉規則第92条第1項第19号 【技術情報の共有】	1. プラントメーカーなどの保守点検を行った事業者から得られた保安に関する技術情報をBWR事業者協議会、PWR事業者連絡会等の事業者の情報共有の場を活用し、他の <u>発電用原子炉設置者と共有し、自らの発電用原子炉施設の保安を向上させるための措置が定められていること。</u>	第3条	品質マネジメントシステム計画	有
		第107条	施設管理計画	有
実用炉規則第92条第1項第20号 【不適合発生時の情報の公開】	1. <u>発電用原子炉施設の保安の向上を図る観点から、不適合が発生した場合の公開基準が定められていること。</u> 2. 情報の公開に関し、原子炉施設情報公開ライブラリーへの登録等に必要な事項が定められていること。	第3条	品質マネジメントシステム計画	有
		第3条	品質マネジメントシステム計画	有
実用炉規則第92条第1項第21号 【その他必要な事項】	1. 日常のQMSに係る活動の結果を踏まえ、必要に応じ、 <u>発電用原子炉施設に係る保安に関し必要な事項を定めていること。</u> 2. <u>保安規定を定める「目的」が、核燃料物質、核燃料物質によって汚染された物又は発電用原子炉による災害の防止を図るものとして定められていること。</u>	第1条	目的	—
		第1条	目的	—



#### 4. 保安規定審査基準の要求事項に対する保安規定の記載内容

保安規定審査基準の要求事項に対する保安規定への記載内容

関連する実用炉規則	保安規定審査基準 (H25.6.19 制定、R1.12.25 最終改正)	原子炉施設保安規定		社内規定文書	
		記載すべき内容	記載の考え方	該当規定文書	記載内容の概要
<p><b>第92条(保安規定)</b></p> <p>法第四十三条の三の二十四第一項の規定による保安規定の認可を受けようとする者は、認可を受けようとする工場又は事業所ごとに、次に掲げる事項について保安規定を定め、これを記載した申請書を原子力規制委員会に提出しなければならない。</p> <p>一 関係法令及び保安規定の遵守のための体制(経営責任者の関与を含む。)に関すること。</p>	<p><b>実用炉規則第92条第1項第1号</b> 関係法令及び保安規定の遵守のための体制</p> <p>1. 関係法令及び保安規定の遵守のための体制(経営責任者の関与を含む。)に関することについては、保安規定に基づき、要領書、手順書その他保安に関する文書について、重要度等に応じて定めるとともに、これを遵守することが定められていること。また、これらの文書の位置付けが明確にされていること。特に、経営責任者の積極的な関与が明記されていること。</p> <p>2. 保安のための関係法令及び保安規定の遵守を確実にを行うため、コンプライアンスに係る体制が確実に構築されていることが明確となっていること。</p>	<p>(関係法令及び保安規定の遵守)</p> <p>第2条の2 社長は、第2条に係る保安活動を実施するにあたり、関係法令及び保安規定の遵守が確実に行われるよう、基本方針を定めるとともに、必要に応じて基本方針の見直しを行う。</p> <p>2. 原子力・立地本部長及び内部監査室長は、関係法令及び保安規定の遵守が確実に行われるようにするため、「法令等の遵守に係る活動基本マニュアル」を定め、これに基づき次の事項を実施する。</p> <p>(1) 第1項の基本方針に基づき、関係法令及び保安規定の遵守の意識を定着させるための活動計画を年度毎に策定する。</p> <p>(2) 第3項の関係法令及び保安規定の遵守の意識を定着させるための活動状況を評価し、その結果を社長に報告し、必要に応じて指示を受ける。</p> <p>(3) (2)の活動状況の評価結果及び指示を、関係法令及び保安規定の遵守の意識を定着させるための活動計画に反映する。</p> <p>3. 第4条の組織は、第2項(1)の活動計画に基づき、関係法令及び保安規定の遵守の意識を定着させるための活動を実施する。</p> <p>(品質マネジメントシステム計画)</p> <p>第3条 4.2 文書化に関する要求事項 4.2.1 一般 品質マネジメントシステムの文書として以下の事項を含める。これらの文書は、保安活動の重要度に応じて作成し、当該文書に規定する事項を実施する。また、これらの文書体系を図2に、各マニュアルと各条文の関連を c)及び d)の表に示す。なお、記録は適正に作成する。</p> <p>a) 品質方針及び品質目標 b) 原子力品質保証規程</p>	<p>・記載の適正化以外に審査基準の変更なし。</p>	<p>・NI-Z09-1 法令等の遵守及び安全文化の醸成に係る活動の手引き(既存)</p> <p>・Z-21 原子力品質保証規程(既存)</p>	<p>・法令関係遵守活動については、規定文書に基づき実施している。</p>

保安規定審査基準の要求事項に対する保安規定への記載内容

関連する実用炉規則	保安規定審査基準 (H25.6.19 制定、R1.12.25 最終改正)	原子炉施設保安規定			社内規定文書																																																			
		記載すべき内容		記載の考え方	該当規定文書	記載内容の概要																																																		
		c) 品質管理基準規則が要求する“手順書等”である以下の文書及び記録																																																						
		<table border="1"> <thead> <tr> <th>第3条の関連条項</th> <th>原子力品質保証規程の関連条項</th> <th>名称</th> <th>管理箇所</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>4.2, 7.2.2</td> <td>4.2, 7.2.2</td> <td>文書及び記録管理基本マニュアル</td> <td>原子力安全・統括部</td> </tr> <tr> <td>8.2.2, 8.5.1</td> <td>8.2.2, 8.5.1</td> <td>原子力品質監査基本マニュアル</td> <td>内部監査室</td> </tr> <tr> <td>8.3, 8.5.1, 8.5.2, 8.5.3</td> <td>8.3, 8.5.1, 8.5.2, 8.5.3</td> <td>不適合管理及び是正処置・未然防止処置基本マニュアル</td> <td>原子力安全・統括部</td> </tr> </tbody> </table>					第3条の関連条項	原子力品質保証規程の関連条項	名称	管理箇所	4.2, 7.2.2	4.2, 7.2.2	文書及び記録管理基本マニュアル	原子力安全・統括部	8.2.2, 8.5.1	8.2.2, 8.5.1	原子力品質監査基本マニュアル	内部監査室	8.3, 8.5.1, 8.5.2, 8.5.3	8.3, 8.5.1, 8.5.2, 8.5.3	不適合管理及び是正処置・未然防止処置基本マニュアル	原子力安全・統括部																																		
第3条の関連条項	原子力品質保証規程の関連条項	名称	管理箇所																																																					
4.2, 7.2.2	4.2, 7.2.2	文書及び記録管理基本マニュアル	原子力安全・統括部																																																					
8.2.2, 8.5.1	8.2.2, 8.5.1	原子力品質監査基本マニュアル	内部監査室																																																					
8.3, 8.5.1, 8.5.2, 8.5.3	8.3, 8.5.1, 8.5.2, 8.5.3	不適合管理及び是正処置・未然防止処置基本マニュアル	原子力安全・統括部																																																					
		d) 組織内のプロセスの実効的な計画、運用及び管理を確実に実施するために、必要と決定した文書及び記録 ①以下の文書																																																						
		<table border="1"> <thead> <tr> <th>第3条の関連条項</th> <th>原子力品質保証規程の関連条項</th> <th>名称</th> <th>管理箇所</th> <th>第3条以外の関連条文</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>5.4.1, 8.2.1, 8.2.3, 8.4, 8.5.1</td> <td>5.4.1, 8.2.1, 8.2.3, 8.4, 8.5.1</td> <td>セルフアセスメント実施基本マニュアル</td> <td>原子力安全・統括部</td> <td>第10条</td> </tr> <tr> <td>5.4.2</td> <td>5.4.2</td> <td>原子力リスク管理基本マニュアル</td> <td>原子力安全・統括部</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>5.4.2, 7.1</td> <td>5.4.2, 7.1</td> <td>変更管理基本マニュアル</td> <td>原子力安全・統括部</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>5.5.4</td> <td>5.5.4</td> <td>保安管理基本マニュアル</td> <td>原子力運営管理部</td> <td>第6条～第9条の3</td> </tr> <tr> <td>5.6, 8.5.1</td> <td>5.6, 8.5.1</td> <td>マネジメントレビュー実施基本マニュアル</td> <td>原子力安全・統括部</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>6.2</td> <td>6.2</td> <td>教育及び訓練基本マニュアル</td> <td>原子力人財育成センター</td> <td>第118条～第120条</td> </tr> <tr> <td rowspan="4">6.3, 6.4, 7.1, 7.2.1, 7.5, 7.6</td> <td rowspan="4">6.3, 6.4, 7.1, 7.2.1, 7.5, 7.6</td> <td>運転管理基本マニュアル</td> <td>原子力運営管理部</td> <td>第7条, 第11条の2, 第12条～第17条, 第18条～第78条, 第84条, 第88条, 第95条, 第96条, 第110条, 第120条, 第121条</td> </tr> <tr> <td>燃料管理基本マニュアル</td> <td>原子力運営管理部</td> <td>第19条～第23条, 第25条～第27条, 第55条, 第56条, 第69条, 第72条, 第79条～第86条, 第104条, 第105条, 第120条</td> </tr> <tr> <td>放射性廃棄物管理基本マニュアル</td> <td>原子力運営管理部</td> <td>第88条, 第88条の2, 第89条, 第90条, 第120条, 第121条</td> </tr> <tr> <td>放射線管理基本マニュアル</td> <td>原子力運営管理部</td> <td>第79条, 第86条, 第88条, 第88条の3, 第90条, 第93条～第106条, 第118条～第121条</td> </tr> </tbody> </table>					第3条の関連条項	原子力品質保証規程の関連条項	名称	管理箇所	第3条以外の関連条文	5.4.1, 8.2.1, 8.2.3, 8.4, 8.5.1	5.4.1, 8.2.1, 8.2.3, 8.4, 8.5.1	セルフアセスメント実施基本マニュアル	原子力安全・統括部	第10条	5.4.2	5.4.2	原子力リスク管理基本マニュアル	原子力安全・統括部	—	5.4.2, 7.1	5.4.2, 7.1	変更管理基本マニュアル	原子力安全・統括部	—	5.5.4	5.5.4	保安管理基本マニュアル	原子力運営管理部	第6条～第9条の3	5.6, 8.5.1	5.6, 8.5.1	マネジメントレビュー実施基本マニュアル	原子力安全・統括部	—	6.2	6.2	教育及び訓練基本マニュアル	原子力人財育成センター	第118条～第120条	6.3, 6.4, 7.1, 7.2.1, 7.5, 7.6	6.3, 6.4, 7.1, 7.2.1, 7.5, 7.6	運転管理基本マニュアル	原子力運営管理部	第7条, 第11条の2, 第12条～第17条, 第18条～第78条, 第84条, 第88条, 第95条, 第96条, 第110条, 第120条, 第121条	燃料管理基本マニュアル	原子力運営管理部	第19条～第23条, 第25条～第27条, 第55条, 第56条, 第69条, 第72条, 第79条～第86条, 第104条, 第105条, 第120条	放射性廃棄物管理基本マニュアル	原子力運営管理部	第88条, 第88条の2, 第89条, 第90条, 第120条, 第121条	放射線管理基本マニュアル	原子力運営管理部	第79条, 第86条, 第88条, 第88条の3, 第90条, 第93条～第106条, 第118条～第121条	
第3条の関連条項	原子力品質保証規程の関連条項	名称	管理箇所	第3条以外の関連条文																																																				
5.4.1, 8.2.1, 8.2.3, 8.4, 8.5.1	5.4.1, 8.2.1, 8.2.3, 8.4, 8.5.1	セルフアセスメント実施基本マニュアル	原子力安全・統括部	第10条																																																				
5.4.2	5.4.2	原子力リスク管理基本マニュアル	原子力安全・統括部	—																																																				
5.4.2, 7.1	5.4.2, 7.1	変更管理基本マニュアル	原子力安全・統括部	—																																																				
5.5.4	5.5.4	保安管理基本マニュアル	原子力運営管理部	第6条～第9条の3																																																				
5.6, 8.5.1	5.6, 8.5.1	マネジメントレビュー実施基本マニュアル	原子力安全・統括部	—																																																				
6.2	6.2	教育及び訓練基本マニュアル	原子力人財育成センター	第118条～第120条																																																				
6.3, 6.4, 7.1, 7.2.1, 7.5, 7.6	6.3, 6.4, 7.1, 7.2.1, 7.5, 7.6	運転管理基本マニュアル	原子力運営管理部	第7条, 第11条の2, 第12条～第17条, 第18条～第78条, 第84条, 第88条, 第95条, 第96条, 第110条, 第120条, 第121条																																																				
		燃料管理基本マニュアル	原子力運営管理部	第19条～第23条, 第25条～第27条, 第55条, 第56条, 第69条, 第72条, 第79条～第86条, 第104条, 第105条, 第120条																																																				
		放射性廃棄物管理基本マニュアル	原子力運営管理部	第88条, 第88条の2, 第89条, 第90条, 第120条, 第121条																																																				
		放射線管理基本マニュアル	原子力運営管理部	第79条, 第86条, 第88条, 第88条の3, 第90条, 第93条～第106条, 第118条～第121条																																																				

保安規定審査基準の要求事項に対する保安規定への記載内容

関連する実用炉規則	保安規定審査基準 (H25.6.19 制定、R1.12.25 最終改正)	原子炉施設保安規定				社内規定文書	
		記載すべき内容		記載の考え方		該当規定文書	記載内容の概要
				施設管理基本マニュアル 原子力運営管理部	原子力運営管理部	第91条, 第103条, 第107条～第107条の6, 第120条	
				原子力災害対策基本マニュアル	原子力運営管理部	第17条の2～第17条の9, 第108条～第117条	
		7.1, 7.2.1, 7.5	7.1, 7.2.1, 7.5	法令等の遵守に係る活動基本マニュアル	原子力安全・統括部	第2条の2	
		7.1, 7.2.1, 7.5	7.1, 7.2.1, 7.5	健全な安全文化の育成及び維持に係る基本マニュアル	原子力安全・統括部	—	
		7.2.3, 8.2.1	7.2.3, 8.2.1	外部コミュニケーション基本マニュアル	原子力運営管理部	—	
		第3条の関連条項	原子力品質保証規程の関連条項	名称	管理箇所	第3条以外の関連条文	
		7.3	7.3	設計管理基本マニュアル	原子力設備管理部	第107条の2	
		7.4	7.4	調達管理基本マニュアル	原子力設備管理部	—	
				原子燃料調達基本マニュアル	原子燃料サイクル部	—	
		8.2.4	8.2.4	使用前事業者検査等及び自主検査等基本マニュアル	原子力運営管理部	第19条, 第21条, 第22条, 第24条, 第27条, 第30条, 第32条, 第39条, 第41条～第44条, 第47条, 第49条～第54条, 第57条, 第59条, 第62条, 第66条, 第79条, 第81条, 第84条, 第86条, 第88条, 第104条, 第105条, 第107条, 第107条の4, 第107条の5, 第120条	
				運転管理基本マニュアル	原子力運営管理部	第21条, 第24条, 第27条, 第39条, 第41条, 第51条～第54条, 第58条～第60条, 第66条, 第67条, 第84条, 第120条	
		②発電所品質保証計画書 ③要領, 要項, 手引等の手順書 ④部門作成文書 ⑤外部文書 ⑥上記①②③④⑤で規定する記録  【以下, 省略】					

保安規定審査基準の要求事項に対する保安規定への記載内容

関連する実用炉規則	保安規定審査基準 (H25.6.19 制定、R1.12.25 最終改正)	原子炉施設保安規定		社内規定文書	
		記載すべき内容	記載の考え方	該当規定文書	記載内容の概要
<p><b>第92条(保安規定)</b></p> <p>法第四十三条の三の二十四第一項の規定による保安規定の認可を受けようとする者は、認可を受けようとする工場又は事業所ごとに、次に掲げる事項について保安規定を定め、これを記載した申請書を原子力規制委員会に提出しなければならない。</p> <p>二 品質マネジメントシステムに関すること(品質管理基準規則第五条第四号に規定する手順書等(第三項第二号及び第三号において単に「手順書等」という。)の保安規定上の位置付けに関することを含む。)</p>	<p><b>実用炉規則第92条第1項第2号</b> <b>品質マネジメントシステム</b></p> <p>1. 品質マネジメントシステム(以下「QMS」という。)については、原子炉等規制法第43条の3の5第1項又は第43条の3の8第1項の許可(以下単に「許可」という。)を受けたところによるものであり、かつ、原子力施設の保安のための業務に係る品質管理に必要な体制の基準に関する規則(令和2年原子力規制委員会規則第2号)及び原子力施設の保安のための業務に係る品質管理に必要な体制の基準に関する規則の解釈(原規規発第1912257号-2(令和元年12月25日原子力規制委員会決定))を踏まえて定められていること。</p> <p>2. 具体的には、保安活動の計画、実施、評価及び改善に係る組織及び仕組みについて、安全文化の育成及び維持の体制や手順書等の位置付けを含めて、発電用原子炉施設の保安活動に関する管理の程度が把握できるように定められていること。また、その内容は、原子力安全に対する重要度に応じて、その適用の程度を合理的かつ組織の規模に応じたものとしているとともに、定められた内容が、合理的に実現可能なものであること。</p> <p>3. その際、要求事項を個別業務に展開</p>	<p>(品質マネジメントシステム計画)</p> <p>第3条 第2条に係る保安活動のための品質保証活動を実施するにあたり、以下のとおり品質マネジメントシステム計画を定める。</p> <p style="text-align: center;"><b>【品質マネジメントシステム計画】</b></p> <p>1. 目的 本品質マネジメントシステム計画は、柏崎刈羽原子力発電所(以下「発電所」という。)の安全を達成・維持・向上させるため、「原子力施設の保安のための業務に係る品質管理に必要な体制の基準に関する規則及び同規則の解釈」(以下「品質管理基準規則」という。)に従って、発電所における保安活動に係る品質マネジメントシステム(以下「品質マネジメントシステム」という。)を確立し、実施し、評価確認し、継続的に改善するとともに、安全文化及び安全のためのリーダーシップによって原子力の安全を確保することを目的とする。</p> <p style="text-align: center;"><b>【以下、省略】</b></p>	<p>品質管理規則に基づく反映</p>	<p>・Z-21 原子力品質保証規程(既存)</p>	<p>・JEAC4111の要求事項等に従い、品質マネジメントシステムを確立し、実施し、評価確認し、継続的に改善することを記載している。</p>

保安規定審査基準の要求事項に対する保安規定への記載内容

関連する実用炉規則	保安規定審査基準 (H25.6.19 制定、R1.12.25 最終改正)	原子炉施設保安規定		社内規定文書	
		記載すべき内容	記載の考え方	該当規定文書	記載内容の概要
	<p>する具体的な体制及び方法について明確にされていること。この具体的な方法について保安規定の下位文書も含めた文書体系の中で定める場合には、当該文書体系について明確にされていること。</p> <p>4. 手順書等の保安規定上の位置付けに関することについては、要領書、手順書その他保安に関する文書について、これらを遵守するために、重要度等に応じて、保安規定及びその2次文書、3次文書等といったQMSに係る文書の階層的な体系における位置付けが明確にされていること。</p>	<p>(品質マネジメントシステム計画) 第3条 【中略】</p> <p>4. 品質マネジメントシステム 4.1 一般要求事項 (1) 第4条(保安に関する組織)に定める組織(以下「組織」という。)は、本品質マネジメントシステム計画に従って、品質マネジメントシステムを確立し、文書化し、実施し、かつ、維持する。また、その品質マネジメントシステムの実効性を維持するため、継続的に改善する。 (2) 組織は、保安活動の重要度に応じて、品質マネジメントシステムを確立し、運用する。この場合、以下の事項を適切に考慮し、発電用軽水型原子炉施設の安全機能の重要度分類に関する審査指針(以下「重要度分類指針」という。)を参考として、品質マネジメントシステム要求事項の適用の程度についてグレード分けを行う。 【中略】</p> <p>4.2 文書化に関する要求事項 4.2.1 一般 品質マネジメントシステムの文書として以下の事項を含める。これらの文書は、保安活動の重要度に応じて作成し、当該文書に規定する事項を実施する。また、これらの文書体系を図2に、各マニュアルと各条文の関連を c)及び d)の表に示す。なお、記録は適正に作成する。</p> <p>a) 品質方針及び品質目標</p>	<p>・ 記載の適正化以外に審査基準の変更なし。</p>	<p>・ Z-21 原子力品質保証規程(既存)</p>	<p>・ 該当規定文書に基づき、文書及び記録の管理を行っている。</p>

保安規定審査基準の要求事項に対する保安規定への記載内容

関連する実用炉規則	保安規定審査基準 (H25.6.19 制定、R1.12.25 最終改正)	原子炉施設保安規定		社内規定文書	
		記載すべき内容	記載の考え方	該当規定文書	記載内容の概要
		b) 原子力品質保証規程 c) 品質管理基準規則が要求する“手順書等”である以下の文書及び記録  【中略】  d) 組織内のプロセスの実効的な計画、運用及び管理を確実に実施するために、必要と決定した文書及び記録 ①以下の文書  【中略】  ②発電所品質保証計画書 ③要領、要項、手引等の手順書 ④部門作成文書 ⑤外部文書 ⑥上記①②③④⑤で規定する記録  【中略】  7. 業務に関する計画の策定及び業務の実施 7.1 業務の計画 (1) 組織は、保安活動に必要な業務のプロセスの計画を策定し、運転管理、燃料管理、放射性廃棄物管理、放射線管理、施設管理、 <u>緊急時の措置</u> 、法令等の遵守、健全な安全文化の育成及び維持の各基本マニュアルに定める。また、各基本マニュアルに基づき、業務に必要なプロセスを計画し、構築する。この計画の策定においては、機器等の故障若しくは通常想定されない事象の発生又は業務が不適切に計画され、若しくは実行されたことにより起こり得る影響(4.1(2) c)参照)を考慮する。  (2) 業務の計画(計画を変更する場合を含む。)は、品質マネジメントシステムのその他のプロセスの要求事項と整合をとる(4.1(5)g)参照。  【以下、省略】	・ 新規制基準を踏まえ、新たに保安規定にて管理する業務に関する基本マニュアル等の位置づけを反映する。		



保安規定審査基準の要求事項に対する保安規定への記載内容

関連する実用炉規則	保安規定審査基準 (H25.6.19 制定、R1.12.25 最終改正)	原子炉施設保安規定		社内規定文書	
		記載すべき内容	記載の考え方	該当規定文書	記載内容の概要
<p>第 92 条(保安規定)</p> <p>法第四十三条の三の二十四第一項の規定による保安規定の認可を受けようとする者は、認可を受けようとする工場又は事業所ごとに、次に掲げる事項について保安規定を定め、これを記載した申請書を原子力規制委員会に提出しなければならない。</p> <p>三 発電用原子炉施設の運転及び管理を行う者の職務及び組織に関すること(次号に掲げるものを除く。)</p>	<p><b>実用炉規則第 92 条第 1 項第 3 号</b></p> <p>発電用原子炉施設の運転及び管理を行う者の職務及び組織</p> <p>1. <u>本店等における発電用原子炉施設に係る保安のために講ずべき措置に必要な組織及び各職位の職務内容が定められていること。</u></p>	<p>(保安に関する組織)</p> <p>第4条 発電所の保安に関する組織は、図4のとおりとする。</p> <p>図4</p> <p>【本社】</p> <p>※1：発電所に常駐。 ※2：福島第二原子力発電所に常駐。</p>	<p>・記載すべき職位、職務に本社を含むことの明確化の審査基準の変更が行われた。</p>	<p>・Z-21 原子力品質保証規程 (既存)</p>	<p>・本社における組織図を記載する。</p>
		<p>(保安に関する職務)</p> <p>第5条 保安に関する職務のうち、本社組織の職務は次のとおり。</p> <p>(1)社長は、トップマネジメントとして、管理責任者を指揮し、品質マネジメントシステムの構築、実施、維持、改善に関して、保安活動を統轄するとともに、関係法令及び保安規定の遵守の意識を定着させるための活動並びに健全な安全文化を育成及び維持するための活動を統轄する。また、保安に関する組織(原子炉主任技術者を含む。)から適宜報告を求め、「原子力リスク管理基本マニュアル」及び「トラブル等の報告マニュアル」に基づき、原子力安全を最優先し必要な指示を行う。</p> <p>(2)内部監査室長は、管理責任者として、品質保証活動に関わる監査を統括管理する。また、関係法令</p>		<p>・Z-21 原子力品質保証規程 (既存)</p>	<p>・本社における職務を記載する。</p>

保安規定審査基準の要求事項に対する保安規定への記載内容

関連する実用炉規則	保安規定審査基準 (H25.6.19 制定、R1.12.25 最終改正)	原子炉施設保安規定		社内規定文書	
		記載すべき内容	記載の考え方	該当規定文書	記載内容の概要
		<p>及び保安規定の遵守の意識を定着させるための活動並びに健全な安全文化を育成及び維持するための活動を統括する(内部監査室に限る。)</p> <p>(3) 柏崎刈羽原子力監査グループは、品質保証活動の監査を行う。</p> <p>(4) 原子力・立地本部長は、管理責任者として、原子力安全・統括部、原子力運営管理部、原子力設備管理部、原子燃料サイクル部、原子力人財育成センター、原子力資材調達センターの長及び所長を指導監督し、原子力業務を統括する。また、関係法令及び保安規定の遵守の意識を定着させるための活動並びに健全な安全文化を育成及び維持するための活動を統括する(内部監査室を除く。)</p> <p>(5) 原子力安全・統括部は、管理責任者を補佐し、原子力・立地本部における安全・品質の管理及び要員の計画、管理に関する業務を行う。</p> <p>(6) 原子力運営管理部は、原子力発電所の運転及び施設管理に関する業務(原子力設備管理部所管業務を除く。)を行う(重大事故等発生時及び大規模損壊発生時の体制の整備に関する業務を含む。)</p> <p>(7) 原子力設備管理部は、原子力発電設備の改良及び設計管理に関する業務を行う(火山影響等発生時及びその他自然災害発生時等の体制の整備に関する業務を含む。)</p> <p>(8) 原子燃料サイクル部は、原子燃料の調達に関する業務を行う。</p> <p>(9) 原子力人財育成センターは、保安教育及びその他必要な教育の総括に関する業務を行う。</p> <p>(10) 原子力資材調達センターは、調達先の評価・選定に関する業務を行う。</p> <p style="text-align: center;">【中略】</p> <p>3. 各職位は次のとおり、当該業務にあたる。</p> <p>(1) 本社各部長(原子力人財育成センター所長及び原子力資材調達センター所長を含む。)は、原子</p>	<p>・ 新規制基準により新たに行う活動について、職務内容を反映する。</p>		

保安規定審査基準の要求事項に対する保安規定への記載内容

関連する実用炉規則	保安規定審査基準 (H25.6.19 制定、R1.12.25 最終改正)	原子炉施設保安規定		社内規定文書	
		記載すべき内容	記載の考え方	該当規定文書	記載内容の概要
	2. 工場又は事業所における発電用原子炉施設に係る保安のために講ずべき措置に必要な組織及び各職位の職務内容が定められていること。	<p>力・立地本部長を補佐し、第4条の定めのとおり、当該部が所管するグループの業務を統括管理する。</p> <p>(保安に関する組織)</p> <p>第4条 発電所の保安に関する組織は、図4のとおりとする。</p> <p>図4</p> <p>【柏崎刈羽原子力発電所】</p> <p>【柏崎刈羽原子力発電所】</p> <p>*** 原子炉主任技術者<sup>※4</sup></p> <p>* 所長</p> <p>※1：発電所に常駐。          ※2：福島第二原子力発電所に常駐。          ※3：それぞれ1グループで1～7号炉を所管する。(所管する号炉が第一及び第二保全部に係ることから、便宜上両部に記載している。)          ※4：原子炉主任技術者、電気主任技術者及びボイラー・タービン主任技術者を総称して「主任技術者」という。</p> <p>(保安に関する職務)</p> <p>第5条</p>		・Z-21 原子力品質保証規程 (既存)	・発電所における組織図、職務を記載する。

保安規定審査基準の要求事項に対する保安規定への記載内容

関連する実用炉規則	保安規定審査基準 (H25.6.19 制定、R1.12.25 最終改正)	原子炉施設保安規定		社内規定文書	
		記載すべき内容	記載の考え方	該当規定文書	記載内容の概要
		<p>【中略】</p> <p>2. 保安に関する職務のうち、発電所組織の職務は次のとおり。</p> <p>(1) 所長は、原子力・立地本部長を補佐し、発電所における保安に関する業務を統括し、その際には主任技術者の意見を尊重する。</p> <p>(2) 所長付は、変更管理の体系及びリスク管理の総括に関する業務を行う。</p> <p>(3) 労務人事グループは、要員の計画に関する業務を行う。</p> <p>(4) 資材グループは、調達に関する業務を行う。</p> <p>(5) 業務システムグループは、原子力業務システムの運用管理に関する業務を行う。</p> <p>(6) 安全総括グループは、事業者検査の総括に関する業務を行う。</p> <p>(7) 品質保証グループは、品質保証体系の総括に関する業務を行う。</p> <p>(8) 改善推進グループは、不適合情報、運転経験情報等の分析・評価・活用に関する業務を行う。</p> <p>(9) 原子炉安全グループは、原子力安全の総括に関する業務を行う。</p> <p>(10) 技術計画グループは、原子力技術の総括に関する業務を行う。</p> <p>(11) 防災安全グループは、緊急時の措置の総括及び初期消火活動のための体制の整備に関する業務を行う。</p> <p>(12) 防護管理グループは、周辺監視区域及び保全区域の管理に関する業務を行う。</p> <p>(13) 放射線安全グループは、放射線管理(放射線管理グループ、化学管理グループ所管業務を除く。)及び環境放射能測定に関する業務を行う。</p> <p>(14) 放射線管理グループは、発電所各グループマネージャー(以下「各GM」といい、当直長及びグループマネージャー相当の職位を含む。)が行う放射線管理の支援・指導・助言及び管理区域の維持・管理</p>			

保安規定審査基準の要求事項に対する保安規定への記載内容

関連する実用炉規則	保安規定審査基準 (H25.6.19 制定、R1.12.25 最終改正)	原子炉施設保安規定		社内規定文書	
		記載すべき内容	記載の考え方	該当規定文書	記載内容の概要
		<p>に関する業務を行う。</p> <p>(15) 化学管理グループは、化学管理及び放射性気体・液体廃棄物の管理並びに有毒ガス防護の発電所敷地内確認の手順整備に関する業務を行う。</p> <p>(16) 環境グループは、放射性固体廃棄物の管理に関する業務を行う。</p> <p>(17) 発電グループは、原子炉施設の運用管理に関する業務を行う。</p> <p>(18) 当直は、原子炉施設の運転に関する業務(作業管理グループ所管業務を除く。)及び燃料取扱いに関する業務を行う。</p> <p>(19) 作業管理グループは、原子炉施設の運転に関する業務のうち保全作業の管理に関する業務を行う。</p> <p>(20) 運転評価グループは、原子炉施設の運転に係る業務の支援・評価に関する業務(発電グループ所管業務を除く。)を行う。</p> <p>(21) 燃料グループは、燃料の管理に関する業務(当直所管業務を除く。)を行う。</p> <p>(22) 保全総括グループは、原子炉施設の施設管理の総括に関する業務を行う。</p> <p>(23) タービングループは、原子炉施設のうちタービン設備に係る施設管理に関する業務を行う。</p> <p>(24) 原子炉グループは、原子炉施設のうち原子炉設備に係る施設管理に関する業務を行う。</p> <p>(25) 高経年化評価グループは、原子炉内部構造物及び原子炉再循環系に係る施設管理並びに原子炉施設の高経年化に関する技術評価の総括に関する業務を行う。</p> <p>(26) 電気機器グループは、原子炉施設のうち電気設備に係る施設管理に関する業務を行う。</p> <p>(27) 計測制御グループは、原子炉施設のうち計測制御設備に係る施設管理に関する業務を行う。</p> <p>(28) 環境施設グループは、廃棄物処理設備の施設管理に関する業務を行う。</p> <p>(29) 環境施設プロジェクトグループは、廃棄物処理設備の改良工事に関する業務を行う。</p> <p>(30) システムエンジニアリンググループは、保全革新</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>有毒ガスに関する記載を反映。</li> </ul>		

保安規定審査基準の要求事項に対する保安規定への記載内容

関連する実用炉規則	保安規定審査基準 (H25.6.19 制定、R1.12.25 最終改正)	原子炉施設保安規定		社内規定文書	
		記載すべき内容	記載の考え方	該当規定文書	記載内容の概要
		<p>業務の推進及び各設備点検結果の評価並びに系統信頼性に関する技術検討に関する業務を行う。</p> <p>(31)電子通信グループは、電子通信設備の運用・施設管理に関する業務を行う。</p> <p>(32)直営作業グループは、原子炉施設の直営作業の総括に関する業務を行う。</p> <p>(33)土木グループは、原子炉施設のうち土木設備に係る施設管理に関する業務を行う。</p> <p>(34)建築グループは、原子炉施設のうち建築設備に係る施設管理に関する業務を行う。</p> <p>(35)モバイル設備管理グループは、可搬型重大事故等対処設備等に係る施設管理に関する業務を行う。</p> <p>(36)コンフィグレーションマネジメントグループは、発電所における設計管理及び構成管理の総括に関する業務を行う。</p> <p>(37)発電所各グループは、第3条 8.2.4 で要求される検査の独立性を確保するため、本項の業務以外に、他組織の職務に係る検査に関する業務を行うことができる。</p> <p>3. 各職位は次のとおり、当該業務にあたる。</p> <p style="text-align: center;">【中略】</p> <p>(2)原子力安全センター所長は、所長を補佐し、第4条の定めのとおり、安全総括部、防災安全部及び放射線安全部の業務を統括管理する。</p> <p>(3)ユニット所長(1～4号)は、所長を補佐し、第4条の定めのとおり、第一運転管理部及び第一保全部の業務を統括管理する。</p> <p>(4)ユニット所長(5～7号)は、所長を補佐し、第4条の定めのとおり、第二運転管理部及び第二保全部の業務を統括管理する。</p> <p>(5)発電所各部長は、第4条の定めのとおり、当該部が所管するグループの業務を統括管理する。</p> <p>(6)各GMは、グループ員(当直員及び所長付要員を含む。)を指示・指導し、所管する業務を遂行するとともに、所管業務に基づき緊急時の措置、保安教育並びに記録及び報告を行う(火災発生時、内部溢水</p>	<p>・ 新規制基準により新たに行う活動</p>		



保安規定審査基準の要求事項に対する保安規定への記載内容

関連する実用炉規則	保安規定審査基準 (H25.6.19 制定、R1.12.25 最終改正)	原子炉施設保安規定		社内規定文書	
		記載すべき内容	記載の考え方	該当規定文書	記載内容の概要
		<p><u>発生時、火山影響等発生時、その他自然災害発生時等、有毒ガス発生時、重大事故等発生時及び大規模損壊発生時の体制の整備に関する業務を含む。</u></p> <p>(7)グループ員(当直員及び所長付要員を含む。)は、GMの指示・指導に従い、業務を遂行する。</p>	<p>について、職務内容を反映する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 上流規制との整合を踏まえ記載を明確化。</li> </ul>		



保安規定審査基準の要求事項に対する保安規定への記載内容

関連する実用炉規則	保安規定審査基準 (H25.6.19 制定、R1.12.25 最終改正)	原子炉施設保安規定		社内規定文書	
		記載すべき内容	記載の考え方	該当規定文書	記載内容の概要
<p><b>第95条(発電用原子炉主任技術者の選任等)</b></p> <p>法第四十三条の三の二十六第一項の規定による発電用原子炉主任技術者の選任は、発電用原子炉ごとに行うものとする。</p> <p>2 法第四十三条の三の二十六第一項の原子力規制委員会規則で定める実務の経験は、第一号から第四号までに掲げる期間が通算して三年以上であることとする。</p> <p>一 発電用原子炉施設の施設管理に関する業務に従事した期間</p> <p>二 発電用原子炉の運転に関する業務に従事した期間</p> <p>三 発電用原子炉施設の設計に係る安全性の解析及び評価に関する業務に従事した期間</p> <p>四 発電用原子炉に使用する燃料体の設計又は管理に関する業務に従事した期間</p> <p>3 法第四十三条の三の二十六第二項で準用する法第四十条第二項の規定による届出書の提出部数は、正本一通とする。</p> <p><b>第92条(保安規定)</b></p> <p>法第四十三条の三の二十四第一項の規定による保安規定の認可を受けようとする者は、認可を受けようとする工場又は事業所ごとに、次に掲げる事項について保安規定を定め、これを記載した申請書を原子力規制委員会に提出しなければならない。</p> <p>四 発電用原子炉主任技術者の職務の範囲及びその内容並びに発電用原子炉主任技術者が保安の監督を行う上で必要となる権限及び組織上の位置付けに関すること。</p> <p>五 電気主任技術者(電気事業法(昭和三十九年法律第七十号)第四十三条第一項</p>	<p><b>実用炉規則第92条第1項第4号、第5号、第6号</b></p> <p><b>発電用原子炉主任技術者の職務の範囲等</b></p> <p>1. <u>発電用</u>原子炉の運転に関し、保安の監督を行う<u>発電用</u>原子炉主任技術者の選任について定められていること。</p> <p>2. <u>発電用</u>原子炉主任技術者が保安の監督の責務を十分に果たすことができるようにするため、原子炉等規制法第43条の3の26第2項において準用する第42条第1項に規定する要件を満たすことを含め、職務範囲及びその内容(発電用原子炉の運転に従事する者は、<u>発電用</u>原子炉主任技術者が保安のために行う指示に従うことを含む。)について適切に定められていること。また、<u>発電用</u>原子炉主任技術者が保安の監督を適切に行う上で、必要な権限及び組織上の位置付けがなされていること。</p> <p>3. 特に、<u>発電用</u>原子炉主任技術者が保安の監督に支障を来すことがないよう、<u>上位者等</u>との関係において独立性が確保されていること。なお、必ずしも工場又は<u>事業所</u>の保安組織から<u>発電用</u>原子炉主任技術者が独立していることが求められるものではない。</p>	<p>(原子炉主任技術者の選任)</p> <p>第8条 原子力・立地本部長は、原子炉主任技術者及び代行者を、原子炉主任技術者免状を有する者であって、次の業務に通算して3年以上従事した経験を有する者の中から選任する。</p> <p>(1)原子炉施設の施設管理に関する業務</p> <p>(2)原子炉の運転に関する業務</p> <p>(3)原子炉施設の設計に係る安全性の解析及び評価に関する業務</p> <p>(4)原子炉に使用する燃料体の設計又は管理に関する業務</p> <p>2. 原子炉主任技術者は原子炉毎に選任する。</p> <p>3. 原子炉主任技術者及び代行者は特別管理職とする。</p> <p>4. 原子炉主任技術者のうち少なくとも1名は部長以上に相当する者とし、第9条に定める職務を専任する。</p> <p>5. 第4項以外の原子炉主任技術者については、原子力安全センターの職務を兼務できる。</p> <p>6. 第5項の原子炉主任技術者については、自らの担当している号炉について原子炉主任技術者の職務と原子力安全センターの職務が重複する場合には、原子炉主任技術者としての職務を優先し、原子力安全センターの職務については、上位職の者が実施する。</p> <p>7. 原子炉主任技術者が職務を遂行できない場合(<u>7号炉の原子炉主任技術者については、早期に非常召集が可能なエリア外に離れる場合を含む。</u>)は、代行者と交代する。ただし、職務を遂行できない期間が長期にわたる場合は、第1項から第5項に基づき、改めて原子炉主任技術者を選任する。</p> <p>(原子炉主任技術者の職務等)</p> <p>第9条 原子炉主任技術者は、原子炉施設の運転に</p>	<p>・ 実用炉規則が変更となったことから原子炉主任技術者の選任にあたって必要となる業務経験を保安規定及に記載する。</p> <p>・ 電気主任技術者及びボイラー・タービン主任技術者を保安規定に規定することから「主任技術者」を「原子炉主任技術者」へ変更する。(以下、同様。)</p> <p>・ 炉主任を兼任する際の独立性確保について反映する。</p> <p>・ TS-62 参照</p>	<p>・NM-24 保安管理基本マニュアル(既存)</p>	<p>・ 原子炉主任技術者の選任にあたっては、実用炉規則第95条第2項1号から4号に定める業務に通算して3年以上従事した経験を有する者から選任することを定める。また、それぞれに該当する具体的な業務について整理し、定める。</p> <p>・ 原子炉主任技術者は、原子炉毎に選任することを定める。</p> <p>・ 原子炉主任技術者及び代行者は特別管理職とする。</p> <p>・ 職務を遂行できない場合の代行者との交代、長期に渡る場合はあらかじめ選任することを定める。</p> <p>・ 代行者は、代行時に関わらず、プラントの状況把握に努めることを定める。</p>

保安規定審査基準の要求事項に対する保安規定への記載内容

関連する実用炉規則	保安規定審査基準 (H25.6.19 制定、R1.12.25 最終改正)	原子炉施設保安規定		社内規定文書	
		記載すべき内容	記載の考え方	該当規定文書	記載内容の概要
<p>に規定する主任技術者のうち同法第四十四条第一項第一号から第三号までに掲げる種類の主任技術者免状の交付を受けている者をいう。以下同じ。)の職務の範囲及びその内容並びに電気主任技術者が保安の監督を行う上で必要となる権限及び組織上の位置付けに関する事。</p> <p>六 ボイラー・タービン主任技術者(電気事業法第四十三条第一項に規定する主任技術者のうち同法第四十四条第一項第六号又は第七号に掲げる種類の主任技術者免状の交付を受けている者をいう。以下同じ。)の職務の範囲及びその内容並びにボイラー・タービン主任技術者が保安の監督を行う上で必要となる権限及び組織上の位置付けに関する事。</p>		<p>関し保安の監督を誠実にを行うことを任務とし、「原子炉主任技術者職務運用マニュアル」に基づき、次の職務を遂行する。</p> <p>(1) 原子炉施設の運転に関し保安上必要な場合は、運転に従事する者(所長を含む。以下、本条において同じ。)へ指示する。</p> <p>(2) 表9-1に定める事項のうち、第118条及び第119条については、原子力・立地本部長の承認に先立ち確認し、その他の事項については、所長の承認に先立ち確認する。</p> <p>(3) 表9-2に定める各職位からの報告内容等を確認する。</p> <p>(4) 表9-3に定める記録の内容を確認する。</p> <p>(5) 第121条第1項の報告を受けた場合は、自らの責任で確認した正確な情報に基づき、社長に直接報告する。</p> <p>(6) 保安の監督状況について、定期的に及び必要に応じて社長に直接報告する。</p> <p>(7) 保安委員会及び運営委員会に少なくとも1名が必ず出席する。</p> <p>(8) その他、原子炉施設の運転に関する保安の監督に必要な職務を行う。</p> <p><u>2. 重大事故等発生時における原子炉施設の保全のための活動を行うために必要な職務を誠実かつ、最優先に行うことを任務とする。</u></p> <p><u>3. 原子炉施設の運転に従事する者は、原子炉主任技術者がその保安のためにする指示に従う。</u></p>	<p>・ 各条文にて追加された炉主任の確認項目について表に追加する。</p>	<p>・ NM-24 保安管理基本マニュアル(既存)</p>	<p>・ 各条文にて追加された炉主任の確認項目について表に追加する。(新規記載)</p>

保安規定審査基準の要求事項に対する保安規定への記載内容

関連する実用炉規則	保安規定審査基準 (H25.6.19 制定、R1.12.25 最終改正)	原子炉施設保安規定		社内規定文書																																																		
		記載すべき内容	記載の考え方	該当規定文書	記載内容の概要																																																	
		<p>表9-1</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>条 文</th> <th>内 容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>第12条(運転員等の確保)</td> <td>第5項, 第6項, 第8項及び第9項に定める体制の構築</td> </tr> <tr> <td>第17条の7(重大事故等発生時の体制の整備)</td> <td>第3項に定める成立性の確認訓練の実施計画(7号炉)</td> </tr> <tr> <td>第17条の8(大規模損壊発生時の体制の整備)</td> <td>第1項に定める技術的能力の確認訓練の実施計画(7号炉)</td> </tr> <tr> <td>第37条(原子炉冷却材温度及び原子炉冷却材温度変化率)</td> <td>原子炉冷却材温度制限値</td> </tr> <tr> <td>第78条(異常収束後の措置)</td> <td>原子炉の再起動</td> </tr> <tr> <td>第82条(燃料取替実施計画)</td> <td>燃料取替実施計画</td> </tr> <tr> <td>第93条(管理区域の設定及び解除)</td> <td>第5項に定める一時的な管理区域の設定及び解除 第7項に定める管理区域の設定及び解除</td> </tr> <tr> <td>第118条(所員への保安教育)</td> <td>所員の保安教育実施計画</td> </tr> <tr> <td>第119条(協力企業従業員への保安教育)</td> <td>協力企業従業員の保安教育実施計画</td> </tr> </tbody> </table> <p>表9-2</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>条 文</th> <th>内 容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>第17条(火災発生時の体制の整備)</td> <td>火災が発生した場合に講じた措置の結果</td> </tr> <tr> <td>第17条の2(内部溢水発生時の体制の整備)</td> <td>内部溢水が発生した場合に講じた措置の結果(7号炉)</td> </tr> <tr> <td>第17条の3(火山影響等発生時の体制の整備)</td> <td>火山影響等発生時に講じた措置の結果(7号炉)</td> </tr> <tr> <td>第17条の4(その他自然災害発生時等の体制の整備)</td> <td>地震, 津波, 竜巻及び積雪等が発生した場合に講じた措置の結果</td> </tr> <tr> <td>第17条の5(有毒ガス発生時の体制の整備)</td> <td>有毒ガス発生時に講じた措置の結果(7号炉)</td> </tr> <tr> <td>第17条の7(重大事故等発生時の体制の整備)</td> <td>成立性の確認訓練の結果(7号炉)</td> </tr> <tr> <td>第17条の8(大規模損壊発生時の体制の整備)</td> <td>技術的能力の確認訓練の結果(7号炉)</td> </tr> <tr> <td>第23条(制御棒の操作)</td> <td>制御棒操作手順</td> </tr> <tr> <td>第35条(原子炉停止時冷却系その2)</td> <td>原子炉停止時冷却系以外の手段で崩壊熱除去できる期間</td> </tr> <tr> <td>第66条(重大事故等対処設備)</td> <td>要求される代替措置の確認(7号炉)</td> </tr> <tr> <td>第69条(複数の制御棒引き抜きを伴う検査)</td> <td>制御棒操作手順</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">第73条(運転上の制限を満足しない場合)</td> <td>運転上の制限を満足していないと判断した場合</td> </tr> <tr> <td>運転上の制限を満足していると判断した場合</td> </tr> <tr> <td>運転上の制限を満足してい</td> </tr> </tbody> </table>		条 文	内 容	第12条(運転員等の確保)	第5項, 第6項, 第8項及び第9項に定める体制の構築	第17条の7(重大事故等発生時の体制の整備)	第3項に定める成立性の確認訓練の実施計画(7号炉)	第17条の8(大規模損壊発生時の体制の整備)	第1項に定める技術的能力の確認訓練の実施計画(7号炉)	第37条(原子炉冷却材温度及び原子炉冷却材温度変化率)	原子炉冷却材温度制限値	第78条(異常収束後の措置)	原子炉の再起動	第82条(燃料取替実施計画)	燃料取替実施計画	第93条(管理区域の設定及び解除)	第5項に定める一時的な管理区域の設定及び解除 第7項に定める管理区域の設定及び解除	第118条(所員への保安教育)	所員の保安教育実施計画	第119条(協力企業従業員への保安教育)	協力企業従業員の保安教育実施計画	条 文	内 容	第17条(火災発生時の体制の整備)	火災が発生した場合に講じた措置の結果	第17条の2(内部溢水発生時の体制の整備)	内部溢水が発生した場合に講じた措置の結果(7号炉)	第17条の3(火山影響等発生時の体制の整備)	火山影響等発生時に講じた措置の結果(7号炉)	第17条の4(その他自然災害発生時等の体制の整備)	地震, 津波, 竜巻及び積雪等が発生した場合に講じた措置の結果	第17条の5(有毒ガス発生時の体制の整備)	有毒ガス発生時に講じた措置の結果(7号炉)	第17条の7(重大事故等発生時の体制の整備)	成立性の確認訓練の結果(7号炉)	第17条の8(大規模損壊発生時の体制の整備)	技術的能力の確認訓練の結果(7号炉)	第23条(制御棒の操作)	制御棒操作手順	第35条(原子炉停止時冷却系その2)	原子炉停止時冷却系以外の手段で崩壊熱除去できる期間	第66条(重大事故等対処設備)	要求される代替措置の確認(7号炉)	第69条(複数の制御棒引き抜きを伴う検査)	制御棒操作手順	第73条(運転上の制限を満足しない場合)	運転上の制限を満足していないと判断した場合	運転上の制限を満足していると判断した場合	運転上の制限を満足してい			
条 文	内 容																																																					
第12条(運転員等の確保)	第5項, 第6項, 第8項及び第9項に定める体制の構築																																																					
第17条の7(重大事故等発生時の体制の整備)	第3項に定める成立性の確認訓練の実施計画(7号炉)																																																					
第17条の8(大規模損壊発生時の体制の整備)	第1項に定める技術的能力の確認訓練の実施計画(7号炉)																																																					
第37条(原子炉冷却材温度及び原子炉冷却材温度変化率)	原子炉冷却材温度制限値																																																					
第78条(異常収束後の措置)	原子炉の再起動																																																					
第82条(燃料取替実施計画)	燃料取替実施計画																																																					
第93条(管理区域の設定及び解除)	第5項に定める一時的な管理区域の設定及び解除 第7項に定める管理区域の設定及び解除																																																					
第118条(所員への保安教育)	所員の保安教育実施計画																																																					
第119条(協力企業従業員への保安教育)	協力企業従業員の保安教育実施計画																																																					
条 文	内 容																																																					
第17条(火災発生時の体制の整備)	火災が発生した場合に講じた措置の結果																																																					
第17条の2(内部溢水発生時の体制の整備)	内部溢水が発生した場合に講じた措置の結果(7号炉)																																																					
第17条の3(火山影響等発生時の体制の整備)	火山影響等発生時に講じた措置の結果(7号炉)																																																					
第17条の4(その他自然災害発生時等の体制の整備)	地震, 津波, 竜巻及び積雪等が発生した場合に講じた措置の結果																																																					
第17条の5(有毒ガス発生時の体制の整備)	有毒ガス発生時に講じた措置の結果(7号炉)																																																					
第17条の7(重大事故等発生時の体制の整備)	成立性の確認訓練の結果(7号炉)																																																					
第17条の8(大規模損壊発生時の体制の整備)	技術的能力の確認訓練の結果(7号炉)																																																					
第23条(制御棒の操作)	制御棒操作手順																																																					
第35条(原子炉停止時冷却系その2)	原子炉停止時冷却系以外の手段で崩壊熱除去できる期間																																																					
第66条(重大事故等対処設備)	要求される代替措置の確認(7号炉)																																																					
第69条(複数の制御棒引き抜きを伴う検査)	制御棒操作手順																																																					
第73条(運転上の制限を満足しない場合)	運転上の制限を満足していないと判断した場合																																																					
	運転上の制限を満足していると判断した場合																																																					
	運転上の制限を満足してい																																																					

保安規定審査基準の要求事項に対する保安規定への記載内容

関連する実用炉規則	保安規定審査基準 (H25.6.19 制定、R1.12.25 最終改正)	原子炉施設保安規定		社内規定文書							
		記載すべき内容	記載の考え方	該当規定文書	記載内容の概要						
		<p>ないと判断した時点の前の原子炉の状態への移行又は原子炉熱出力の復帰</p> <p>第74条(予防保全を目的とした保全作業を実施する場合) 必要な安全措置 運転上の制限外から復帰していると判断した場合</p> <p>第76条(異常発生時の基本的な対応) 異常が発生した場合の原因調査及び対応措置</p> <p>第77条(異常時の措置) 異常の収束</p> <p>第82条(燃料取替実施計画) 第3項に定める取替炉心の安全性の評価結果</p> <p>第121条(報告) 運転上の制限を満足していないと判断した場合 放射性液体廃棄物又は放射性気体廃棄物について放出管理目標値を超えて放出した場合 外部放射線に係る線量当量率等に異常が認められた場合 実用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則(以下「実用炉規則」という。)第134条第2号から第14号に定める報告事象が生じた場合</p>									
		<p>表9-3</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>記 録 項 目</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1. 運転日誌 ・熱出力 ・炉心の中性子束密度 ・炉心の温度 ・冷却材入口温度 ・冷却材出口温度 ・冷却材圧力 ・冷却材流量 ・制御棒位置 ・再結合装置内の温度 ・原子炉に使用している冷却材及び減速材の純度並びにこれらの毎日の補給量</td> </tr> <tr> <td>2. 燃料に係る記録 ・原子炉内における燃料体の配置 ・使用済燃料の貯蔵施設内における燃料体の配置 ・使用済燃料の払出し時における放射能の量 ・燃料体の形状又は性状に関する検査の結果</td> </tr> <tr> <td>3. 点検報告書 ・運転開始前の点検結果 ・運転停止後の点検結果</td> </tr> <tr> <td>4. 引継日誌</td> </tr> <tr> <td>5. 放射線管理に係る記録 ・原子炉本体、使用済燃料の貯蔵施設、放射性廃棄物の廃棄施設等の放射線しゃへい物の側壁における線量当量率 ・管理区域における外部放射線に係る1週間の線量当量、空気中の放射性物質の1週間についての平均濃度及び放射性物質によって汚染された物の表面の放射性物質の密度 ・放射性物質による汚染の広がり防止及び除去を行った場合には、その状況</td> </tr> </tbody> </table>				記 録 項 目	1. 運転日誌 ・熱出力 ・炉心の中性子束密度 ・炉心の温度 ・冷却材入口温度 ・冷却材出口温度 ・冷却材圧力 ・冷却材流量 ・制御棒位置 ・再結合装置内の温度 ・原子炉に使用している冷却材及び減速材の純度並びにこれらの毎日の補給量	2. 燃料に係る記録 ・原子炉内における燃料体の配置 ・使用済燃料の貯蔵施設内における燃料体の配置 ・使用済燃料の払出し時における放射能の量 ・燃料体の形状又は性状に関する検査の結果	3. 点検報告書 ・運転開始前の点検結果 ・運転停止後の点検結果	4. 引継日誌	5. 放射線管理に係る記録 ・原子炉本体、使用済燃料の貯蔵施設、放射性廃棄物の廃棄施設等の放射線しゃへい物の側壁における線量当量率 ・管理区域における外部放射線に係る1週間の線量当量、空気中の放射性物質の1週間についての平均濃度及び放射性物質によって汚染された物の表面の放射性物質の密度 ・放射性物質による汚染の広がり防止及び除去を行った場合には、その状況
記 録 項 目											
1. 運転日誌 ・熱出力 ・炉心の中性子束密度 ・炉心の温度 ・冷却材入口温度 ・冷却材出口温度 ・冷却材圧力 ・冷却材流量 ・制御棒位置 ・再結合装置内の温度 ・原子炉に使用している冷却材及び減速材の純度並びにこれらの毎日の補給量											
2. 燃料に係る記録 ・原子炉内における燃料体の配置 ・使用済燃料の貯蔵施設内における燃料体の配置 ・使用済燃料の払出し時における放射能の量 ・燃料体の形状又は性状に関する検査の結果											
3. 点検報告書 ・運転開始前の点検結果 ・運転停止後の点検結果											
4. 引継日誌											
5. 放射線管理に係る記録 ・原子炉本体、使用済燃料の貯蔵施設、放射性廃棄物の廃棄施設等の放射線しゃへい物の側壁における線量当量率 ・管理区域における外部放射線に係る1週間の線量当量、空気中の放射性物質の1週間についての平均濃度及び放射性物質によって汚染された物の表面の放射性物質の密度 ・放射性物質による汚染の広がり防止及び除去を行った場合には、その状況											



保安規定審査基準の要求事項に対する保安規定への記載内容

関連する実用炉規則	保安規定審査基準 (H25.6.19 制定、R1.12.25 最終改正)	原子炉施設保安規定		社内規定文書	
		記載すべき内容	記載の考え方	該当規定文書	記載内容の概要
		<p>6. 放射性廃棄物管理に係る記録</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・放射性廃棄物の排気口又は排気監視設備及び排水口又は排水監視設備における放射性物質の1日間及び3月間についての平均濃度</li> <li>・廃棄施設に廃棄した放射性廃棄物の種類, 当該放射性廃棄物に含まれる放射性物質の数量, 当該放射性廃棄物を容器に封入し, 又は容器と一体的に固型化した場合には当該容器の数量及び比重並びにその廃棄の場所及び方法</li> <li>・放射性廃棄物を容器に封入し, 又は容器に固型化した場合には, その方法</li> <li>・発電所の外において運搬した核燃料物質等の種類別の数量, その運搬に使用した容器の種類並びにその運搬の経路</li> </ul> <p>7. 原子炉施設の巡視又は点検の結果</p> <p>8. 保安教育の実施報告書</p>			
		<p>(品質保証計画)</p> <p>第3条</p> <p style="text-align: center;">【中略】</p> <p>5.5 責任, 権限及びコミュニケーション</p> <p>5.5.1 責任及び権限</p> <p>社長は, 全社規程である「職制および職務権限規程」を踏まえ, 責任(担当業務に応じて組織の内外に対し業務の内容について説明する責任を含む。)及び権限が第5条(保安に関する職務), 第9条(原子炉主任技術者の職務等)及び第9条の2(電気主任技術者及びボイラー・タービン主任技術者の職務等)に定められ, また, 部門相互間の業務の手順が文書化され, 組織全体に周知されるとともに, 関係する要員が責任を持って業務を遂行できることを確実にする。また, 社長は第4条(保安に関する組織)に定める組織以外の全社組織による, 「職制および職務権限規程」に基づく保安活動への支援を確実にする。</p> <p>(原子力発電保安委員会)</p> <p>第6条</p> <p>(原子力発電保安運営委員会)</p> <p>第7条</p> <p style="text-align: center;">【第1項第8号ホの反映として整理】</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・原子炉主任技術者が保安の監督を行う上で必要となる権限及び組織上の位置付けを第3条において明確にする。</li> </ul>	<p>・Z-21 原子力品質保証規程(既存)</p>	

保安規定審査基準の要求事項に対する保安規定への記載内容

関連する実用炉規則	保安規定審査基準 (H25.6.19 制定、R1.12.25 最終改正)	原子炉施設保安規定		社内規定文書	
		記載すべき内容	記載の考え方	該当規定文書	記載内容の概要
	<p>4. 電気主任技術者及びボイラー・タービン主任技術者が保安の監督の責務を十分に果たすことができるようにするため、電気事業法第43条第4項に規定する要件を満たすことを含め、職務範囲及びその内容について適切に定められていること。また、電気主任技術者及びボイラー・タービン主任技術者が保安の監督を適切に行う上で、必要な権限及び組織上の位置付けがなされていること。</p>	<p>(電気主任技術者及びボイラー・タービン主任技術者の選任) 第8条の2 所長は、電気主任技術者を、第一種電気主任技術者免状を有する者の中から、ボイラー・タービン主任技術者を、第一種ボイラー・タービン主任技術者免状を有する者の中から選任する。</p> <p>2. 電気主任技術者及びボイラー・タービン主任技術者は、特別管理職とし、それぞれ少なくとも1名は保全、運転等の業務に直接係らない者とする。なお、該当者がいない場合は、これに準じる者とする。</p> <p>3. 電気主任技術者及びボイラー・タービン主任技術者の代行者は、特別管理職とする。なお、該当者がいない場合は、これに準じる者とする。</p> <p>4. 電気主任技術者又はボイラー・タービン主任技術者が職務を遂行できない場合は、それぞれの代行者と交代する。ただし、職務を遂行できない期間が長期にわたる場合は、第1項及び第2項に基づき、改めて電気主任技術者又はボイラー・タービン主任技術者を選任する。</p> <p>(電気主任技術者及びボイラー・タービン主任技術者の職務等) 第9条の2 電気主任技術者及びボイラー・タービン主任技術者は、原子力発電工作物※1(原子炉施設に限る。)の工事、維持及び運用に関する保安(以下「電気工作物の保安」という。)の監督を誠実にを行うことを任務とし、次の職務を遂行する。</p> <p>(1) 電気工作物の保安のための諸計画立案にあたっては、必要に応じて電気工作物の工事、維持及び運用に従事する者(所長を含む。以下、本条において同じ。)に対し指示又は指導・助言する。</p> <p>(2) 電気工作物の保安上必要な場合には、電気工作物の工事、維持及び運用に従事する者へ指示又は指導・助言する。</p> <p>(3) 使用前事業者検査及び定期事業者検査において、あらかじめ定めた区分に従って検査の指導及び監督を行う。</p>	<p>(別途、変更認可済)</p> <p>(別途、変更認可済)</p>		

保安規定審査基準の要求事項に対する保安規定への記載内容

関連する実用炉規則	保安規定審査基準 (H25.6.19 制定、R1.12.25 最終改正)	原子炉施設保安規定		社内規定文書	
		記載すべき内容	記載の考え方	該当規定文書	記載内容の概要
	5. 発電用原子炉主任技術者、電気主任技術者及びボイラー・タービン主任技術者が相互の職務について情報を共有し、意思疎通を図ることが定められていること。	<p>(4)法令に基づき行われる立入検査に立会う。</p> <p>(5)あらかじめ定められた点検すべき記録について、確認を行う。</p> <p>(6)運営委員会に電気主任技術者及びボイラー・タービン主任技術者が少なくともそれぞれ1名が必ず出席する。</p> <p>(7)その他、電気工作物の保安の監督に必要な職務を行う。</p> <p>2. 電気工作物の工事、維持及び運用に従事する者は、電気主任技術者及びボイラー・タービン主任技術者とその保安のためにする指示に従う。</p> <p>※1:原子力発電工作物とは、電気事業法第38条に定める事業用電気工作物のうち、電気事業法第106条に定める原子力を原動力とする発電用の電気工作物をいう。</p> <p>(主任技術者の情報交換) 第9条の3 原子炉主任技術者、電気主任技術者及びボイラー・タービン主任技術者は、意思疎通を図るため、定期的に及び必要に応じて相互の職務について情報交換する。</p>	(別途, 変更認可済)		



保安規定審査基準の要求事項に対する保安規定への記載内容

関連する実用炉規則	保安規定審査基準 (H25.6.19 制定、R1.12.25 最終改正)	原子炉施設保安規定		社内規定文書	
		記載すべき内容	記載の考え方	該当規定文書	記載内容の概要
<p><b>第92条(保安規定)</b></p> <p>法第四十三条の三の二十四第一項の規定による保安規定の認可を受けようとする者は、認可を受けようとする工場又は事業所ごとに、次に掲げる事項について保安規定を定め、これを記載した申請書を原子力規制委員会に提出しなければならない。</p> <p>七 発電用原子炉施設の運転及び管理を行う者に対する保安教育に関することであつて次に掲げるもの</p> <p>イ 保安教育の実施方針(実施計画の策定を含む。)に関すること。</p> <p>ロ 保安教育の内容に関することであつて次に掲げるもの</p> <p>(1) 関係法令及び保安規定の遵守に関すること。</p> <p>(2) 発電用原子炉施設の構造、性能及び運転に関すること。</p> <p>(3) 放射線管理に関すること。</p> <p>(4) 核燃料物質及び核燃料物質によって汚染された物の取扱いに関すること。</p> <p>(5) 非常の場合に講ずべき処置に関すること。</p> <p>ハ その他発電用原子炉施設に係る保安教育に関し必要な事項</p>	<p><b>実用炉規則第92条第1項第7号</b></p> <p><b>保安教育</b></p> <p>1. 発電用原子炉施設の運転及び管理を行う者(役務を供給する事業者に属する者を含む。以下「従業員」という。)について、保安教育実施方針が定められていること。</p> <p>2. 従業員について、保安教育実施方針に基づき、保安教育実施計画を定め、計画的に保安教育を実施することが定められていること。</p> <p>3. 従業員について、保安教育実施方針に基づいた保安教育実施状況を確認することが定められていること。</p> <p>4. 燃料取替に関する業務の補助及び放射性廃棄物取扱設備に関する業務の補助を行う従業員については、当該業務に係る保安教育を実施することが定められていること。</p> <p>5. 保安教育の内容について、関係法令及び保安規定への抵触を起ささないことを徹底する観点から、具体的な保安教育の内容、その見直しの頻度等について明確に定められていること。</p>	<p>(所員への保安教育)</p> <p>第118条 原子炉施設の運転及び管理を行う所員への保安教育を実施するにあたり、具体的な保安教育の内容及びその見直し頻度を「保安教育マニュアル」に定め、これに基づき次の各号を実施する。</p> <p>(1) 原子力人財育成センター所長は、毎年度、原子炉施設の運転及び管理を行う所員への保安教育実施計画を表118-1, 2, 3の実施方針に基づいて作成し、原子炉主任技術者及び所長の確認を得て原子力・立地本部長の承認を得る。</p> <p>(2) 原子力人財育成センター所長は、(1)の保安教育実施計画の策定にあたり、第6条第2項に基づき保安委員会の確認を得る。</p> <p>(3) 各GMは、(1)の保安教育実施計画に基づき、保安教育を実施する。原子力人財育成センター所長は、年度毎に実施結果を所長及び原子力・立地本部長へ報告する。</p> <p>ただし、各GMが、定められた基準に従い、各項目の全部又は一部について十分な知識及び技能を有しているものと認めた者については、該当する教育について省略することができる。</p> <p>(4) 原子力人財育成センター所長は、具体的な保安教育の内容について、定められた頻度に基づき見直しを行う。</p> <p>【表118-2については変更なし】</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>計画, 実施状況確認について協力企業従業員を含むことの明確化等の審査基準の変更があった。</li> <li>所員に対する火災, 内部溢水, 火山影響等, その他自然災害, 有毒ガス, 重大事故等及び大規模損壊発生時の措置に関する事項について反映する。</li> <li>TS-23 参照</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>NH-20 教育及び訓練基本マニュアル(既存)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>火災, 内部溢水, 火山影響等, その他自然災害, 有毒ガス, 重大事故等及び大規模損壊発生時の措置に関する事項について反映する。(新規記載)</li> </ul>

## 保安規定審査基準の要求事項に対する保安規定への記載内容

関連する実用炉規則	保安規定審査基準 (H25.6.19 制定、R1.12.25 最終改正)	原子炉施設保安規定				社内規定文書																																							
		記載すべき内容		記載の考え方		該当規定文書			記載内容の概要																																				
		表 118-1				所員への保安教育実施方針（総括表）																																							
		保安教育の内容				対象者及び教育時間※2																																							
		大分類	中分類 (実用炉規則第92条 の内容)	小分類 (項目)	内 容	実施時期	当直長 当直副長	当直主任 当直副主任 主機操作員	運転員※3 補機操作員	放射性廃棄物処理設 備の業務に関わる者	燃料取替の業務に 関わる者	運転員以外の 技術系所員	事務系所員																																
		入所時に 実施する 教育 ※1	関係法令及び保安規定 の遵守に関する事	原子炉等規制法	原子炉等規制法に関する法令の概要、並びに関係法令及び保安規定の遵守に関する事	入所時 (新規配属時)	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎																															
	原子炉施設の構造、性能に関する事			設備概要、主要系統の機能	原子炉のしくみ		◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎																														
	原子炉施設の構造、性能に関する事			設備概要、主要系統の機能	原子炉容器等主要機器の構造に関する事 原子炉冷却系統等主要系統の機能に関する事		◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	○	×																														
	非常の場合に講ずべき処置に関する事			非常の場合に講ずべき処置の概要	非常の場合に講ずべき処置の概要		◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎																													
		放射線業務従事者教育 ※1	関係法令及び保安規定の遵守に関する事	放射線管理に関する事	法、令、労働安全衛生規則及び電線放射線障害防止規則中の関係条項	管理区域域内において核燃料物質、使用済燃料又はこれらによって汚染された物を取り扱う業務に就かせる時	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎																															
	原子炉施設の構造、性能に関する事				原子炉、放射性廃棄物の廃棄設備及び他の設備の構造に関する事										原子炉、放射性廃棄物の廃棄設備及び他の設備の取扱いの方法	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎																				
	放射線管理に関する事				管理区域域への立入り及び退去の手続										外部放射線による線量当量率及び空気中の放射性物質の濃度の監視の方法											◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎										
	核燃料物質及び核燃料物質によって汚染された物の取扱いに関する事				核燃料物質又は使用済燃料又はこれらによって汚染された物の種類及び性状並びに運搬、貯蔵、廃棄の作業の方法・順序										電離放射線が生体の細胞、組織、器官及び全身に与える影響																					◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎
	非常の場合に講ずべき処置に関する事				異常な事態が発生した場合における応急の措置の方法										保安規定（総則、品質保証、体制及び評価、保安教育、記録及び報告）の概要、並びに関係法令及び保安規定の遵守に関する事																														
	関係法令及び保安規定の遵守に関する事	原子炉施設保安規定	保安規定（総則、品質保証、体制及び評価、保安教育、記録及び報告）の概要、並びに関係法令及び保安規定の遵守に関する事	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎																															
	原子炉施設の運転に関する事	運転管理	臨界管理に関する事 運転上の留意事項に関する事、通則に関する事 運転上の制限に関する事 異常時の措置に関する事 原子炉物理・理論に関する事 巡視点検に関する事 定例試験操作に関する事 異常時対応（現場機器対応）※4 異常時対応（中央操作室内対応）※4 異常時対応（指揮、状況判断）※4												1回/10年毎以上	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎																				
	運転訓練	シミュレータ訓練Ⅰ（直員連携訓練） シミュレータ訓練Ⅱ（起動停止・異常時・警報発生時対応操作） シミュレータ訓練Ⅲ（起動停止・異常時・警報発生時の判断・指揮命令）	施設管理計画に関する事	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎																															
	施設管理	施設管理計画に関する事	放射線測定器の取扱い 管理区域域への出入り管理等、区域管理に関する事 線量限度等、被ばく管理に関する事 外部放射線に係る線量当量率等の測定に関する事 管理区域域への移動等物品移動の管理に関する事 協力企業等の放射線防護に関する事												◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎																				
	放射線管理に関する事	放射線管理	放射線測定器の取扱い 管理区域域への出入り管理等、区域管理に関する事 線量限度等、被ばく管理に関する事 外部放射線に係る線量当量率等の測定に関する事 管理区域域への移動等物品移動の管理に関する事 協力企業等の放射線防護に関する事	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎																															
	核燃料物質及び核燃料物質によって汚染された物の取扱いに関する事	放射性廃棄物管理	放射性固体・液体・気体廃棄物の管理に関する事												◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎																				
	燃料管理	燃料管理	燃料管理における臨界管理 燃料の検査、取替、運搬及び貯蔵に関する事	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎																															
	非常の場合に講ずべき処置に関する事	緊急事態応急対策等、原子力防災対策活動に関する事 重大事故等発生時及び大規模損壊等発生時における原子炉施設の保全のための活動に関する事 火災発生時の措置に関する事 内部溢水発生時の措置に関する事 火山影響等発生時の措置に関する事 その他自然災害（地震、津波、竜巻及び積雪等）発生時の措置に関する事 有毒ガス発生時の措置に関する事	緊急事態応急対策等、原子力防災対策活動に関する事 重大事故等発生時及び大規模損壊等発生時における原子炉施設の保全のための活動に関する事 火災発生時の措置に関する事 内部溢水発生時の措置に関する事 火山影響等発生時の措置に関する事 その他自然災害（地震、津波、竜巻及び積雪等）発生時の措置に関する事 有毒ガス発生時の措置に関する事												1回/年以上	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎																				
	非常の場合に講ずべき処置に関する事	緊急事態応急対策等、原子力防災対策活動に関する事 重大事故等発生時及び大規模損壊等発生時における原子炉施設の保全のための活動に関する事 火災発生時の措置に関する事 内部溢水発生時の措置に関する事 火山影響等発生時の措置に関する事 その他自然災害（地震、津波、竜巻及び積雪等）発生時の措置に関する事 有毒ガス発生時の措置に関する事	緊急事態応急対策等、原子力防災対策活動に関する事 重大事故等発生時及び大規模損壊等発生時における原子炉施設の保全のための活動に関する事 火災発生時の措置に関する事 内部溢水発生時の措置に関する事 火山影響等発生時の措置に関する事 その他自然災害（地震、津波、竜巻及び積雪等）発生時の措置に関する事 有毒ガス発生時の措置に関する事	1回/年以上	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎																															

※1：各GMが、別途定められた基準に従い、各項目の全部又は一部について十分な知識及び技能を有しているものと認められた者については、該当する教育について省略することができる。

※2：各対象者に要求されている教育項目は、対象者となった時点から課せられる。

※3：運転員には作業管理グループ員を含む。

※4：重大事故等及び大規模損壊等発生時における原子炉施設の保全のための活動に関する事並びに火災発生時、内部溢水発生時、火山影響等発生時、その他自然災害（地震、津波、竜巻及び積雪等）発生時及び有毒ガス発生時の措置に関する事を含む。その実施時期は、1回/年以上とする。

◎：全員が教育の対象（関連する業務内容に応じ教育内容に濃淡はあり）  
○：業務に関連する者が教育の対象（関連する業務内容に応じ教育内容に濃淡はあり）  
×：教育の対象外  
( )：合計の教育時間

保安規定審査基準の要求事項に対する保安規定への記載内容

関連する実用炉規則	保安規定審査基準 (H25.6.19 制定、R1.12.25 最終改正)	原子炉施設保安規定				社内規定文書					
		記載すべき内容		記載の考え方		該当規定文書		記載内容の概要			
		表 118-3				所員への保安教育実施方針(運転員)					
		保安教育の内容		内 容	対象者※1				実施時期及び教育時間		
		中分類	小分類(項目)		運転員※2						
					当直長 当直副長	当直主任 当直副主任 主機操作員	補機操作員	放射性廃棄物処理設備の 業務に関わる者	燃料取替の 業務に関わる者		
		関係法令及び保安規定の遵守に関すること	原子炉施設保安規定	保安規定(総則、品質保証、体制及び評価、保安教育、記録及び報告に関する規則)の概要、並びに関係法令及び保安規定の遵守に関すること 保安に関する各組織及び各職務の具体的役割と確認すべき記録	◎	◎	◎	◎	◎	<当直長、当直副長、当直主任、当直副主任、主機操作員、補機操作員> 3年間で30時間以上※3 ※4(下記※4と同枠内)	
		運転管理	運転管理Ⅰ	運転上の通則についての概要	◎	◎	◎	◎	◎	<廃棄物処理設備の業務に関わる者> 3年間で24時間以上※3 ※4(下記※4と同枠内)	
					運転上の留意事項の概要	◎	◎	◎	◎	◎	<廃棄物処理設備の業務に関わる者> 3年間で3時間以上※3 ※4(下記※4と同枠内)
					運転上の制限の概要	◎	◎	◎	◎	◎	<燃料取替の業務に関わる者> 3年間で3時間以上※3 ※4(下記※4と同枠内)
					異常時の措置の概要	◎	◎	◎	◎	◎	<燃料取替の業務に関わる者> 3年間で3時間以上※3 ※4(下記※4と同枠内)
				原子炉物理(臨界管理等を含む)・理論	◎	◎	◎	◎	◎		
				巡視点検・定例試験Ⅰ	巡視点検の範囲と確認項目	◎	◎	◎	◎	◎	
					定例試験の内容と頻度	◎	◎	◎	◎	◎	
				異常時対応※5 (現場機器対応)	原子炉の起動停止の概要	◎	◎	◎	◎	◎	
					各設備の運転操作の概要(現場操作)	◎	◎	◎	◎	◎	
					警報発生時の対応(現場操作)	◎	◎	◎	◎	◎	
			運転管理Ⅱ	異常時操作の対応(現場操作)	◎	◎	◎	◎	◎		
				運転上の通則の適用と根拠	◎	◎	◎	◎	◎		
				運転上の留意事項の基準値と管理方法 運転上の制限の具体的な値と制限を満足しない場合の措置 異常時の措置を実施する際のガイドライン	◎	◎	◎	◎	◎		
			巡視点検・定例試験Ⅱ	巡視点検時の確認項目の根拠	◎	◎	◎	◎	◎		
				定例試験の操作と基準値	◎	◎	◎	◎	◎		
		原子炉施設の運転に関すること	異常時対応※5 (中央操作室内対応)	原子炉の起動停止に関する操作と監視項目	◎	◎	◎	◎	◎		
					各設備の運転操作と監視項目	◎	◎	◎	◎	◎	
					警報発生時の対応操作(中央操作室)	◎	◎	◎	◎	◎	
					異常時操作の対応(中央操作室)	◎	◎	◎	◎	◎	
			運転管理Ⅲ	運転上の留意事項の根拠と制限を満足しない場合の措置 制限及び制限を満足しない場合の措置の根拠と運用 異常時の措置を実施する際のガイドラインの根拠	◎	◎	◎	◎	◎		
				異常時操作の対応(判断・指揮命令含む) 警報発生時の監視の項目	◎	◎	◎	◎	◎		
		運転訓練	シミュレータ訓練Ⅰ	運転操作の連携訓練	◎	◎	◎	◎	◎	3年間で15時間以上	
					起動停止・異常時・警報発生時対応訓練	◎	◎	◎	◎	◎	3年間で9時間以上
					起動停止・異常時・警報発生時の対応・判断・指揮命令訓練	◎	◎	◎	◎	◎	3年間で9時間以上
		施設管理	施設管理計画に関することⅠ	定期事業者検査時の管理項目の概要	◎	◎	◎	◎	◎	<当直長、当直副長、当直主任、当直副主任、主機操作員、補機操作員> 3年間で30時間以上※3 ※4(上記※4と同枠内)	
					施設管理計画に関することⅡ	◎	◎	◎	◎	◎	<廃棄物処理設備の業務に関わる者> 3年間で24時間以上※3 ※4(上記※4と同枠内)
		核燃料物質及び核燃料物質によって汚染された物の取扱いに関すること	放射性廃棄物管理	放射性固体・液体・気体廃棄物の管理に関すること	◎	◎	◎	◎	◎	<燃料取替の業務に関わる者> 3年間で3時間以上※3 ※4(上記※4と同枠内)	
				燃料管理	燃料の臨界管理に関すること 燃料の検査・取替・運搬及び貯蔵に関すること	◎	◎	◎	◎	◎	
		◎：全員が教育の対象(関連する業務内容に応じて教育内容に濃淡はあり) ×：教育の対象外 ※1：各対象者に要求されている教育項目は、対象者となった時点から課せられる。 ※2：運転員には作業管理グループ員を含む。 ※3：記載するにあたっての考えは、以下のとおり。 ・本教育は、同一細目であっても対象者の職位に応じて理解の範囲、深さに差がある。(ある教育で、複数の細目をカバーする場合もある) ・この○年間で○時間以上とは、運転員が行う一連の教育の時間であり、上表はこの教育時間の中に含まれている。 (上述の表の細目の時間を累積した時間ではない) ・各細目の内容が密接に関わっていることから細目毎の時間の区別は行わない。 ※5：重大事故等及び大規模損壊発生時における原子炉施設の保全のための活動に関すること並びに火災発生時、内部溢水発生時、火山影響等発生時、その他自然災害(地震、津波、竜巻及び積雪等)発生時及び有毒ガス発生時の措置に関することを含む。									

保安規定審査基準の要求事項に対する保安規定への記載内容

関連する実用炉規則	保安規定審査基準 (H25.6.19 制定、R1.12.25 最終改正)	原子炉施設保安規定		社内規定文書	
		記載すべき内容	記載の考え方	該当規定文書	記載内容の概要
		<p>(協力企業従業員への保安教育)</p> <p>第119条 各GMは、原子炉施設に関する作業を協力企業が行う場合、当該協力企業従業員の発電所入所時に安全上必要な教育が表119の実施方針に基づいて実施されていることを確認する。なお、各GMは、教育の実施状況を確認するため、教育現場に適宜立ち会う。</p> <p>ただし、各GMが、別途定められた基準に従い、各項目の全部又は一部について十分な知識及び技能を有しているものと認めた者については、該当する教育について省略することができる。</p> <p>(中略)</p> <p>5. <u>各GMは、火災、重大事故等発生時及び大規模損壊発生時における原子炉施設の保全のための活動に関する業務の補助を請負会社に行わせる場合は、当該業務に従事する請負会社従業員に対し、安全上必要な教育が表118-1の実施方針のうち「運転員以外の技術系所員」に準じる保安教育(火災発生時の措置に関すること、緊急事態応急対策等、原子力防災対策活動に関すること(重大事故等発生時及び大規模損壊発生時における原子炉施設の保全のための活動を含む))の実施計画を定めていることを確認し、原子炉主任技術者及び所長の確認を得て原子力・立地本部長の承認を得る。</u></p> <p>6. 各GMは、第3項、第4項及び第5項の保安教育実施計画に基づき保安教育が実施されていることを確認し、その実施結果を年度毎に所長及び原子力・立地本部長に報告する。なお、教育の実施状況を確認するため教育現場に適宜立ち会う。</p> <p>ただし、所長により別途承認された基準に従い、各項目の全部又は一部について十分な知識及び技能を有しているものと認めた者については、該当する教育について省略することができる。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>協力企業従業員に対する火災、重大事故等発生時及び大規模損壊発生時に関する事項について反映する。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>NH-20 教育及び訓練基本マニュアル(既存)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>火災、重大事故等発生時及び大規模損壊発生時の措置に関する事項について反映する。(新規記載)</li> </ul>



保安規定審査基準の要求事項に対する保安規定への記載内容

関連する実用炉規則	保安規定審査基準 (H25.6.19 制定、R1.12.25 最終改正)	原子炉施設保安規定		社内規定文書	
		記載すべき内容	記載の考え方	該当規定文書	記載内容の概要
<p>【参考】(重大事故対処設備等について直接規定なし)</p> <p>第3条(発電用原子炉の設置の許可の申請) 法第四十三条の三の五第二項の発電用原子炉の設置の許可の申請書の記載については、次の各号によるものとする。</p> <p>七 法第四十三条の三の五第二項第十号の発電用原子炉の炉心の著しい損傷その他の事故が発生した場合における当該事故に対処するために必要な施設及び体制の整備に関する事項については、次に掲げる事故の区分に応じ、それぞれ次に定める事項を記載すること。</p> <p>イ 運転時の異常な過渡変化(設置許可基準規則第二条第二項第三号に規定する運転時の異常な過渡変化をいう。以下同じ。)事故に対処するために必要な施設並びに発生すると想定される事故の程度及び影響の評価を行うために設定した条件及びその評価の結果</p> <p>ロ 設計基準事故(設置許可基準規則第二条第二項第四号に規定する設計基準事故をいう。以下同じ。)事故に対処するために必要な施設並びに発生すると想定される事故の程度及び影響の評価を行うために設定した条件及びその評価の結果</p> <p>ハ 重大事故に至るおそれがある事故(運転時の異常な過渡変化及び設計基準事故を除く。)又は重大事故(以下「重大事故等」と総称する。)事故に対処するために必要な施設及び体制並びに発生すると想定される事故の程度及び影響の評価を行うために設定した条件及びその評価の結果</p>	<p>実用炉規則第92条第1項第8号イからハまで。</p> <p>発電用原子炉施設の運転に関する体制、確認すべき事項、異状があった場合の措置等</p> <p>1. 発電用原子炉の運転に必要な運転員の確保について定められていること。</p>	<p>(運転員等の確保)</p> <p>第12条 第一運転管理部長及び第二運転管理部長(以下「運転管理部長」という。)は、原子炉の運転に必要な知識を有する者を確保する※1。なお、原子炉の運転に必要な知識を有する者とは、原子炉の運転に関する実務の研修を受けた者をいう。</p> <p>2. 運転管理部長は、原子炉の運転にあたって前項で定める者の中から、1班あたり表12-1に定める人数の者をそろえ、5班以上編成した上で2交替勤務を行わせる。なお、特別な事情がある場合を除き、運転員は連続して24時間を超える勤務を行ってはならない。また、表12-1に定める人数のうち、1名は当直長とし、運転責任者として原子力規制委員会が定める基準に適合した者の中から選任された者とする。</p> <p>3. 運転管理部長は、表12-1に定める人数のうち、表12-2に定める人数の者を主機操作員以上の職位にある運転員の中から常時中央制御室に確保する。なお、表12-2に定める人数のうち、原子炉の状態が運転、起動及び高温停止の場合においては、1名は当直長又は当直副長とする。</p> <p>4. 各GMは、重大事故等の対応のための力量を有する者を確保する※1。また、防災安全GMは、重大事故等対応を行う要員として、表12-3に定める人数を常時確保する。</p> <p>5. 発電GMは、第17条の7第3項(2)の成立性の確認訓練において、その訓練に係る者が、役割に応じた必要な力量(以下、本条において「力量」という。)を確保できていないと判断した場合は、速やかに、表12-1に定める人数の者を確保する体制から、力量が確保できていないと判断された者を除外し、原子</p>	<p>記載の適正化以外に審査基準の変更なし。</p> <p>設置(変更)許可申請書で前提とした運転管理事項の反映</p> <p>TS-43 参照</p> <p>重大事故等の対応に必要な力量を有する者を確保することを反映。</p> <p>成立性の確認訓練時の対応を追記</p> <p>TS-43 参照</p>	<p>NM-51 運転管理基本マニュアル(既存)</p> <p>NM-59 原子力災害対策基本マニュアル(新規)</p>	<p>運転員等の確保について記載する。</p> <p>重大事故等対応を行う要員の管理について記載する。(新規記載)</p> <p>成立性の確認訓練時の対応について記載する。(新規記載)</p>



保安規定審査基準の要求事項に対する保安規定への記載内容

関連する実用炉規則	保安規定審査基準 (H25.6.19 制定、R1.12.25 最終改正)	原子炉施設保安規定		社内規定文書	
		記載すべき内容	記載の考え方	該当規定文書	記載内容の概要
<p><u>第4条(重大事故)</u>  <u>法第四十三条の三の六第一項第三号の原子力規制委員会規則で定める重大な事故は、次に掲げるものとする。</u>            一 <u>炉心の著しい損傷</u>            二 <u>核燃料物質貯蔵設備に貯蔵する燃料体又は使用済燃料の著しい損傷</u></p> <p>第92条(保安規定)            法第四十三条の三の二十四第一項の規定による保安規定の認可を受けようとする者は、認可を受けようとする工場又は事業所ごとに、次に掲げる事項について保安規定を定め、これを記載した申請書を原子力規制委員会に提出しなければならない。</p> <p>八 発電用原子炉施設の運転に関することであつて、次に掲げるもの            イ 発電用原子炉の運転を行う体制の整備に関すること。            ロ 発電用原子炉の運転に当たって確認すべき事項及び運転の操作に必要な事項            ハ 異状があつた場合の措置に関すること(第十五号に掲げるものを除く。)</p>		<p><u>炉主任技術者の確認、所長の承認を得て体制を構築する。</u></p> <p><u>6. 発電GMは、第5項を受け、力量が確保できていないと判断された者については、教育訓練等により、力量が確保されていることを確認した後、原子炉主任技術者の確認、所長の承認を得て、表12-1に定める人数の者を確保する体制に復帰させる。</u></p> <p><u>7. 発電GMは、表12-1に定める人数の者に欠員が生じた場合は、速やかに補充を行う。</u></p> <p><u>8. 防災安全GMは、第17条の7第3項(2)の成立性の確認訓練において、その訓練に係る者が、力量が確保できていないと判断した場合は、速やかに、表12-3に定める人数の者を確保する体制から、力量が確保できていないと判断された者を除外し、原子炉主任技術者の確認、所長の承認を得て体制を構築する。</u></p> <p><u>9. 防災安全GMは、第8項を受け、力量が確保できていないと判断された者については、教育訓練等により、力量が確保されていることを確認した後、原子炉主任技術者の確認、所長の承認を得て、表12-3に定める人数の者を確保する体制に復帰させる。</u></p> <p><u>10. 防災安全GMは、表12-3に定める人数の者に欠員が生じた場合は、速やかに補充を行う。</u></p> <p><u>11. 所長は、表12-1及び表12-3に定める人数の者の補充の見込みが立たないと判断した場合、原子炉の運転中は、原子炉の安全を確保しつつ、速やかに原子炉停止の措置を実施する。原子炉の停止中は、原子炉の停止状態を維持し、原子炉の安全を確保する。</u></p> <p><u>※1:重大事故等対処施設等の使用を開始するにあつては、あらかじめ力量の付与のための教育訓練を実施する。</u></p>	<p>・体制が確保できない場合、原子炉停止等の措置を講じ、安全を確保することを追記。</p>		

保安規定審査基準の要求事項に対する保安規定への記載内容

関連する実用炉規則	保安規定審査基準 (H25.6.19 制定、R1.12.25 最終改正)	原子炉施設保安規定		社内規定文書																																						
		記載すべき内容	記載の考え方	該当規定文書	記載内容の概要																																					
		<p>表12-1</p> <table border="1"> <tr> <td>中央制御室名</td> <td>1号炉<sup>※2</sup></td> <td>2号炉, 3号炉, 4号炉及び5号炉<sup>※2</sup></td> <td>6/7号炉<sup>※2</sup></td> </tr> <tr> <td>原子炉の状態</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>運転, 起動, 高温停止の場合</td> <td></td> <td></td> <td>13名以上<sup>※4</sup></td> </tr> <tr> <td>冷温停止, 燃料交換の場合</td> <td>4名以上<sup>※3</sup></td> <td>3名以上<sup>※3</sup></td> <td>10名以上<sup>※5</sup></td> </tr> </table> <p>表12-2</p> <table border="1"> <tr> <td>中央制御室名</td> <td>1号炉, 2号炉, 3号炉, 4号炉及び5号炉<sup>※2</sup></td> <td>6/7号炉<sup>※2</sup></td> </tr> <tr> <td>原子炉の状態</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>運転, 起動, 高温停止の場合</td> <td></td> <td>3名以上<sup>※4</sup></td> </tr> <tr> <td>冷温停止, 燃料交換の場合</td> <td>1名以上</td> <td>3名以上<sup>※5</sup></td> </tr> </table> <p>表12-3</p> <table border="1"> <tr> <td>要員名</td> <td>緊急時対策要員</td> <td>自衛消防隊</td> </tr> <tr> <td>常駐</td> <td>50名以上<sup>※6</sup></td> <td>10名以上</td> </tr> <tr> <td>召集</td> <td>114名以上<sup>※7</sup></td> <td>18名以上<sup>※8</sup></td> </tr> </table> <p>※2:1号炉, 2号炉, 3号炉, 4号炉, 5号炉及び6号炉については, 原子炉への燃料装荷を行わない。</p> <p>※3:1号炉から5号炉合わせて22名以上常時確保する。</p> <p>※4:7号炉1基が該当する場合</p> <p>※5:原子炉が2基とも該当する場合</p> <p>※6:50名以上のうち, 6名以上を1号炉, 2号炉, 3号炉, 4号炉及び5号炉の要員, 44名以上を6号炉及び7号炉の要員とする。</p> <p>※7:114名以上のうち, 8名以上を1号炉, 2号炉, 3号炉, 4号炉及び5号炉の要員, 106名以上を6号炉及び7号炉の要員とする。</p> <p>※8:火災の規模に応じ召集する。</p> <p>(マニュアルの作成)</p>	中央制御室名	1号炉 <sup>※2</sup>	2号炉, 3号炉, 4号炉及び5号炉 <sup>※2</sup>	6/7号炉 <sup>※2</sup>	原子炉の状態				運転, 起動, 高温停止の場合			13名以上 <sup>※4</sup>	冷温停止, 燃料交換の場合	4名以上 <sup>※3</sup>	3名以上 <sup>※3</sup>	10名以上 <sup>※5</sup>	中央制御室名	1号炉, 2号炉, 3号炉, 4号炉及び5号炉 <sup>※2</sup>	6/7号炉 <sup>※2</sup>	原子炉の状態			運転, 起動, 高温停止の場合		3名以上 <sup>※4</sup>	冷温停止, 燃料交換の場合	1名以上	3名以上 <sup>※5</sup>	要員名	緊急時対策要員	自衛消防隊	常駐	50名以上 <sup>※6</sup>	10名以上	召集	114名以上 <sup>※7</sup>	18名以上 <sup>※8</sup>			
中央制御室名	1号炉 <sup>※2</sup>	2号炉, 3号炉, 4号炉及び5号炉 <sup>※2</sup>	6/7号炉 <sup>※2</sup>																																							
原子炉の状態																																										
運転, 起動, 高温停止の場合			13名以上 <sup>※4</sup>																																							
冷温停止, 燃料交換の場合	4名以上 <sup>※3</sup>	3名以上 <sup>※3</sup>	10名以上 <sup>※5</sup>																																							
中央制御室名	1号炉, 2号炉, 3号炉, 4号炉及び5号炉 <sup>※2</sup>	6/7号炉 <sup>※2</sup>																																								
原子炉の状態																																										
運転, 起動, 高温停止の場合		3名以上 <sup>※4</sup>																																								
冷温停止, 燃料交換の場合	1名以上	3名以上 <sup>※5</sup>																																								
要員名	緊急時対策要員	自衛消防隊																																								
常駐	50名以上 <sup>※6</sup>	10名以上																																								
召集	114名以上 <sup>※7</sup>	18名以上 <sup>※8</sup>																																								

保安規定審査基準の要求事項に対する保安規定への記載内容

関連する実用炉規則	保安規定審査基準 (H25.6.19 制定、R1.12.25 最終改正)	原子炉施設保安規定		社内規定文書	
		記載すべき内容	記載の考え方	該当規定文書	記載内容の概要
	2. <u>発電用</u> 原子炉施設の運転管理に係る組織内規程類を作成することが定められていること。	<p>第14条 各GM(当直長を除く。)は、次の各号に掲げる原子炉施設の運転管理に関する事項のマニュアルを作成し、制定・改定にあたっては、第7条第2項に基づき運営委員会の確認を得る。</p> <p>(1)原子炉の起動及び停止操作に関する事項                      (2)巡視点検に関する事項                      (3)異常時の操作に関する事項                      (4)警報発生時の措置に関する事項                      (5)原子炉施設の各設備の運転操作に関する事項                      (6)定例試験に関する事項  <u>(7)誤操作の防止に関する事項(7号炉)</u>  <u>(8)火災発生時、内部溢水発生時(7号炉)、火山影響等発生時(7号炉)、その他自然災害発生時等及び有毒ガス発生時(7号炉)の体制の整備に関する事項</u>  <u>(9)重大事故等発生時及び大規模損壊発生時の体制の整備に関する事項(7号炉)</u></p> <p>(引継)                      第15条</p>	<p>・記載の適正化以外に審査基準の変更なし。</p> <p>・第4章 運転管理に新規追加された第17条関連に関する事項の追記</p> <p>・設置(変更)許可申請書で前提とした運転管理事項の反映</p> <p>・TS-44 参照                      ・TS-45 参照</p>	<p>・NM-51 運転管理基本マニュアル(既存)</p>	<p>・誤操作の防止に関する事項について記載する。(新規記載)</p> <p>・火災、内部溢水、火山影響等、その他自然災害、有毒ガス、重大事故等及び大規模損壊発生時の体制の整備に関する事項について記載する。(新規記載)</p>
	3. 運転員の引継時に実施すべき事項について定められていること。	<p>【変更なし】</p> <p>(運転管理業務)</p>	<p>・審査基準に変更がないことから、審査基準を受けた保安規定への反映事項はない。</p>	<p>・NM-51 運転管理基本マニュアル(既存)</p>	<p>・運転員の引継ぎについては既に記載していることから変更なし。</p>
	4. 発電用原子炉の起動その他の発電用原子炉の運転に当たって確認すべき事項について定められていること。	<p>第12条の2 各GMは、原子炉の状態に応じた原子力安全への影響度を考慮して原子炉施設を安全な状態に維持するとともに、事故等を安全に収束させるため、運転管理に関する次の各号の業務を実施する。</p> <p>(1)当直長は、原子炉施設(<u>系統より切離されている施設※1を除く。</u>)の運転に関する次の業務を実施する。</p> <p>a)中央制御室における監視、第13条第1項の巡視点検及び第2項の巡視によって、施設の状態管理を実施し、その結果、機器に異状があれば関係GMに通知する。</p> <p>b)運転操作(状態管理を含む。)を実施する。</p>	<p>・運転管理業務について再整理し、保安規定へ反映</p>		

保安規定審査基準の要求事項に対する保安規定への記載内容

関連する実用炉規則	保安規定審査基準 (H25.6.19 制定、R1.12.25 最終改正)	原子炉施設保安規定		社内規定文書	
		記載すべき内容	記載の考え方	該当規定文書	記載内容の概要
		<p>c)原子炉施設に係る警報発生時の対応操作を実施する。</p> <p>d)原子炉施設の設備故障及び事故発生時の対応操作を実施する。</p> <p>(2)当直長及びモバイル設備管理GMは、<u>系統より切離されている施設の運転に関する次の業務を実施する。</u></p> <p>a)<u>第13条第3項の巡視点検によって、施設の状態管理を実施し、その結果、機器に異状があれば関係GMに通知する。</u></p> <p>(3)各GMは、<u>系統より切離されている施設の運転に関する次の業務を実施する。</u></p> <p>a)作業に伴う機器操作を実施する。</p> <p>b)<u>原子炉施設の設備故障及び事故発生時の対応を実施する。</u></p> <p>(4)当直長は、関係GMの依頼に基づく運転操作(状態管理を含む。)が必要な場合は、第1号b)による運転操作(状態管理を含む。)を実施する。また、関係GMは、当直長から引き渡された系統に対して、必要な作業を行い、作業完了後に当直長へ系統を引き渡す。</p> <p>(5)各GMは、第3節(第72条から第75条を除く。)各条第2項の運転上の制限を満足していることを確認するために行う原子炉施設の定期的な試験・確認等の計画を定め、実施する。なお、原子炉起動前の施設及び設備の点検については、第16条に従い実施する。</p> <p>※1:<u>系統より切離されている施設とは、7号炉の可搬設備、5号炉原子炉建屋内緊急時対策所設備及び通信連絡を行うために必要な設備等をいう。</u></p> <p>(原子炉起動前の確認事項)</p> <p>第16条 当直長及びモバイル設備管理GMは、原子炉起動前に、次の施設及び設備を点検し、異常の有無を確認する。なお、モバイル設備管理GMが点検を実施した結果は、当直長に通知する。</p>	<p>・重大事故等対処設備が新設されたことを踏まえ、モバイル設備管理Gで実施し、点検結果の集約を反</p>	<p>・NM-51 運転管理基本マニュアル(既存)</p>	<p>・原子炉起動前に確認すべき事項について、重大事故等対処設備を追記する。</p>

保安規定審査基準の要求事項に対する保安規定への記載内容

関連する実用炉規則	保安規定審査基準 (H25.6.19 制定、R1.12.25 最終改正)	原子炉施設保安規定		社内規定文書	
		記載すべき内容	記載の考え方	該当規定文書	記載内容の概要
	5. 地震、火災、有毒ガス(予期せず発生するものを含む。)等の発生時に講ずべき措置について定められていること。	<p>(1)原子炉冷却系統施設 (2)制御材駆動設備 (3)電源, 給排水及び排気施設</p> <p>【以下, 省略】</p> <p><u>(火災発生時の体制の整備)</u> 第17条 <u>【第1項第16号の反映として整理】</u></p> <p><u>(内部溢水発生時の体制の整備)</u> 第17条の2 <u>【第1項第16号の反映として整理】</u></p> <p><u>(火山影響等発生時の体制の整備)</u> 第17条の3 <u>【第1項第16号の反映として整理】</u></p> <p><u>(その他自然災害発生時等の体制の整備)</u> 第17条の4 [7号炉] <u>技術計画GMは, 原子炉施設内においてその他自然災害(「地震, 津波, 竜巻及び積雪等」をいう。以下, 本条において同じ。)が発生した場合における原子炉施設の保全のための活動※1を行う体制の整備として, 次の事項を含む計画を定め, 安全総括部長の承認を得る。計画の策定にあたっては, 添付2に示す「火災, 内部溢水, 火山影響等, その他自然災害及び有毒ガス対応に係る実施基準」に従って実施する。</u></p> <p><u>(1)その他自然災害発生時における原子炉施設の保全のための活動を行うために必要な要員の配置に関すること</u></p> <p><u>(2)その他自然災害発生時における原子炉施設の保全のための活動を行う要員に対する教育訓練に関</u></p>	<p>映。 ・ TS-66 参照</p> <p>・ 実用炉規則が変更されたことから, 実用炉規則の記載を踏まえ保安規定に反映する。 ・ 設置(変更)許可申請書で前提とした運転管理事項の反映。 ・ TS-23 参照 ・ TS-41 参照 ・ TS-46 参照</p>	<p>・NM-51 運転管理基本マニュアル(既存)</p> <p>・NM-59 原子力災害対策基本マニュアル(新規)</p> <p>・NM-59 原子力災害対策基本マニュアル(新規)</p> <p>・NM-59 原子力災害対策基本マニュアル(新規)</p>	<p>・ その他自然災害(地震, 津波, 竜巻及び積雪等)発生時の対応について記載する。(新規記載)</p>



保安規定審査基準の要求事項に対する保安規定への記載内容

関連する実用炉規則	保安規定審査基準 (H25.6.19 制定、R1.12.25 最終改正)	原子炉施設保安規定		社内規定文書	
		記載すべき内容	記載の考え方	該当規定文書	記載内容の概要
		<p>すること</p> <p><u>(3)その他自然災害発生時における原子炉施設の保全のための活動を行うために必要な資機材の配備に関すること</u></p> <p>2. <u>各GMは、前項の計画に基づき、その他自然災害発生時における原子炉施設の保全のための活動を行うために必要な体制及び手順の整備を実施する。</u></p> <p>3. <u>各GMは、第2項の活動の実施結果を取りまとめ、第1項に定める事項について定期的に評価を行うとともに、評価の結果に基づき必要な措置を講じ、技術計画GMに報告する。技術計画GMは、第1項に定める事項について定期的に評価を行うとともに、評価の結果に基づき必要な措置を講じる。</u></p> <p>4. <u>当直長は、その他自然災害の影響により、原子炉施設の保安に重大な影響を及ぼす可能性がある」と判断した場合は、当該号炉を所管する運転管理部長に報告する。当該号炉を所管する運転管理部長は、所長、原子炉主任技術者及び関係GMに連絡するとともに、必要に応じて原子炉停止等の措置について協議する。</u></p> <p>5. <u>原子力設備管理部長は、その他自然災害に係る新たな知見等の収集、反映等を実施する。</u></p> <p>6. <u>原子力設備管理部長は、その他自然災害のうち地震に関して、新たな波及的影響の観点の抽出を実施する。</u></p> <p>7. <u>原子力設備管理部長は、地震観測及び影響確認に関する活動を実施する。</u></p> <p>8. <u>原子力設備管理部長は、定期的に発電所周辺の航空路の変更状況を確認し、確認結果に基づき防護措置の要否を判断する。防護措置が必要と判断された場合は、関係箇所へ防護措置の検討依頼を行う。また、関係箇所の対応が完了したことを確認する。</u></p> <p>※1:<u>その他自然災害発生時に行う活動を含む(以下、本条において同じ。)</u></p>			

保安規定審査基準の要求事項に対する保安規定への記載内容

関連する実用炉規則	保安規定審査基準 (H25.6.19 制定、R1.12.25 最終改正)	原子炉施設保安規定		社内規定文書	
		記載すべき内容	記載の考え方	該当規定文書	記載内容の概要
		<p>(<u>有毒ガス発生時の体制の整備</u>)  <u>第17条の5</u>  <u>[7号炉]</u>  <u>技術計画GMは、発電所敷地内において有毒ガスを確認した場合(以下「有毒ガス発生時」という。)</u>  <u>における有毒ガス発生時における原子炉施設の保全のための運転員及び緊急時対策要員(以下「運転・対処要員」という。)</u>  <u>の防護のための活動<sup>※1</sup>を行う体制の整備として、次の事項を含む計画を定め、安全総括部長の承認を得る。計画の策定にあたっては、添付2に示す「火災、内部溢水、火山影響等、その他自然災害及び有毒ガス対応に係る実施基準」に従って実施する。</u>  <u>(1)有毒ガス発生時における運転・対処要員の防護のための活動を行うために必要な要員の配置に関すること</u>  <u>(2)有毒ガス発生時における運転・対処要員の防護のための活動を行う要員に対する教育訓練の実施に関すること</u>  <u>(3)有毒ガス発生時における運転・対処要員の防護のための活動を行うために必要な資機材の配備に関すること</u>  <u>2.各GMは、前項の計画に基づき、有毒ガス発生時における運転・対処要員の防護のための活動を実施する。</u>  <u>3.各GMは、第2項に定める事項について定期的に評価を行うとともに、評価の結果に基づき必要な措置を講じ、技術計画GMに報告する。技術計画GMは、第1項に定める事項について定期的に評価を行うとともに、評価の結果に基づき必要な措置を講じる。</u>  <u>4.当直長は、有毒ガスの影響により、原子炉施設の保安に重大な影響を及ぼす可能性がある」と判断した場合は、当該号炉を所管する運転管理部長に報告する。当該号炉を所管する運転管理部長は、所長、原子炉主任技術者及び関係GMに連絡するとともに、必要に応じて原子炉停止等の措置について協議する。</u>  <u>※1:有毒ガス発生時に行う活動を含む(以下、本条において同じ。)</u></p> <p>【添付2は、別紙参照】</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ TS-23 参照</li> <li>・ TS-41 参照</li> <li>・ TS-46 参照</li> <li>・ TS-88 参照</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ NM-59 原子力災害対策基本マニュアル(新規)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 有毒ガス発生時の対応について記載する。(新規記載)</li> </ul>

保安規定審査基準の要求事項に対する保安規定への記載内容

関連する実用炉規則	保安規定審査基準 (H25.6.19 制定、R1.12.25 最終改正)	原子炉施設保安規定		社内規定文書	
		記載すべき内容	記載の考え方	該当規定文書	記載内容の概要
		<p><u>(資機材等の整備)</u>  <u>第17条の6</u>  <u>[7号炉]</u>  <u>各GMは、次の各号の資機材等を整備する。</u>  <u>(1) 建築GM, 電気機器GM, 発電GM及び防災安全GMは、設計基準事故が発生した場合に用いる標識を設置した安全避難通路, 避難用及び事故対策用照明を整備するとともに、作業用照明設置箇所以外で現場作業が必要となった場合等に使用する可搬型照明を配備する。なお、可搬型照明は、第17条の7及び第17条の8で配備する資機材と兼ねることができる。</u>  <u>(2) 電気機器GM, 電子通信GM, 発電GM及び計測制御GMは、設計基準事故が発生した場合に用いる警報装置及び通信連絡設備を整備し、警報装置及び通信連絡設備の操作に関する手順並びに専用通信回線, 安全パラメータ表示システム(SPDS)及びデータ伝送設備の異常時の対応に関する手順を定める。</u></p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>設置(変更)許可申請書に記載された内容を踏まえ保安規定に反映する。</li> <li>上流文書(設置許可)から保安規定への記載方針参照</li> </ul> <p>【10.11 安全避難通路等】  【10.12 通信連絡設備】</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>NM-59 原子力災害対策基本マニュアル(新規)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>資機材等の管理に関する事項について記載する。(新規記載)</li> </ul>
	6. 原子炉冷却材の水質の管理について定められていること。	<p>(水質管理)  第18条</p> <p>【変更なし】</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>審査基準に変更がないことから、審査基準を受けた保安規定への反映事項なし。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>NM-51 運転管理基本マニュアル(既存)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>原子炉冷却材の水質管理については既に記載していることから変更なし</li> </ul>

保安規定審査基準の要求事項に対する保安規定への記載内容

関連する実用炉規則	保安規定審査基準 (H25.6.19 制定、R1.12.25 最終改正)	原子炉施設保安規定		社内規定文書	
		記載すべき内容	記載の考え方	該当規定文書	記載内容の概要
	<p>7. <u>発電用原子炉施設の重要な機能に関して、安全機能を有する系統及び機器、重大事故等対処設備(特定重大事故等対処施設を構成する設備を含む。)</u>等について、運転状態に対応した運転上の制限(Limiting Conditions for Operation。以下「LCO」という。)、LCOを逸脱していないことの確認(以下「サーベイランス」という。)の実施方法及び頻度、LCOを逸脱した場合に要求される措置(以下単に「要求される措置」という。)並びに要求される措置の完了時間(Allowed Outage Time。以下「AOT」という。)が定められていること。</p> <p>なお、LCO等は、許可を受けたところによる安全解析の前提条件又はその他の設計条件を満足するように定められていること。</p>	<p>第3節 運転上の制限</p> <p>【第19条～第26条、第28条～第31条、第33条～第38条、第40条～第44条、第50条～第58条の2、第59条、第60条、第62条～第65条、第67条～第71条省略】</p> <p>(計測及び制御設備)</p> <p>第27条</p> <p>【中略】</p> <p>[7号炉]</p> <p><u>(6)中央制御室外原子炉停止装置計装</u></p> <p><u>中央制御室外原子炉停止装置計装の要素に動作不能が発生した場合は、その状態に応じて表27-3-5-6-Bの要求される措置を完了時間内に講じる。</u></p> <p><u>表27-3-5-6-B</u></p> <p>【表 省略】</p> <p>(非常用炉心冷却系、原子炉隔離時冷却系及び<u>高压代替注水系</u>の系統圧力監視)</p> <p>第32条 原子炉圧力が定格圧力到達後から冷温停止に移行するまでの期間において、非常用炉心冷却系、原子炉隔離時冷却系及び<u>高压代替注水系</u>※1の系統圧力は、表32-1で定める事項を運転上の制限とする。ただし、非常用炉心冷却系、原子炉隔離時冷却系又は<u>高压代替注水系</u>に関する確認時及び確認後4時間以内を除く。</p> <p>2. 非常用炉心冷却系、原子炉隔離時冷却系及び<u>高压代替注水系</u>の系統圧力が前項で定める運転上の制限を満足していることを確認するため、次の各号を実施する。</p> <p>(1)原子炉GMは、定事検停止時に、供用中の漏えい又は水圧検査の結果を確認し、当直長に通知</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>重大事故等対処設備のLCO等の設定について審査基準に追加あり</li> <li>(特定重大事故等対処施設を構成する設備については別途申請予定)</li> <li>実用発電用原子炉及びその附属施設の技術基準に関する規則解釈(平成 25 年 7 月 9 日)において、「引き続き低温停止できる機能を有した装置であること」が明確化されたことの反映</li> <li>TS-48 参照</li> <li>高压代替注水系についても系統圧力監視対象として追加規定する。</li> <li>TS-76 参照</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>NM-51 運転管理基本マニュアル(既存)</li> <li>NM-51 運転管理基本マニュアル(既存)</li> <li>NM-51 運転管理基本マニュアル(既存)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>新規制基準要求を踏まえ、中央制御室外原子炉停止装置計装について追加する。(新規記載)</li> <li>高压代替注水系について系統圧力監視対象として追加する。(新規記載)</li> </ul>

保安規定審査基準の要求事項に対する保安規定への記載内容

関連する実用炉規則	保安規定審査基準 (H25.6.19 制定、R1.12.25 最終改正)	原子炉施設保安規定		社内規定文書					
		記載すべき内容	記載の考え方	該当規定文書	記載内容の概要				
		<p>する。</p> <p>(2)当直長は、原子炉圧力が定格圧力到達後から冷温停止に移行するまでの期間において、非常用炉心冷却系、原子炉隔離時冷却系及び<u>高压代替注水系</u>の系統圧力に有意な変動がないことを1ヶ月に1回確認する。</p> <p>3. 当直長は、非常用炉心冷却系、原子炉隔離時冷却系又は<u>高压代替注水系</u>の系統圧力が第1項で定める運転上の制限を満足していないと判断した場合、表32-2の措置を講じる。</p> <p><u>※1:高压代替注水系は、7号炉のみ適用。</u></p> <p>表32-1</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>運転上の制限</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>非常用炉心冷却系、原子炉隔離時冷却系及び<u>高压代替注水系</u>の系統圧力</td> <td>原子炉冷却材の漏えいにより過圧されていないこと</td> </tr> </tbody> </table> <p>【以下、省略】</p> <p>(非常用炉心冷却系その1) 第39条 [6号炉及び7号炉] 原子炉の状態が運転、起動及び高温停止(原子炉隔離時冷却系及び自動減圧系については原子炉圧力が1.03MPa[gage]以上かつ原子炉隔離時冷却系においては、原子炉起動時に実施する運転確認終了後)において、非常用炉心冷却系は表32-1で定める事項を運転上の制限とする。ただし、原子炉停止時冷却系起動準備及び原子炉停止時冷却系の運転中は、当該低圧注水系(格納容器スプレイ冷却系)を動作不能とはみなさない。また、<u>7号炉の高压代替注水系起動準備及び運転中は、原子炉隔離時冷却系を動作不能とみなさない。</u></p> <p>2. 非常用炉心冷却系が前項で定める運転上の制限を満足していることを確認するため、次の各号を実施する。</p>	項目	運転上の制限	非常用炉心冷却系、原子炉隔離時冷却系及び <u>高压代替注水系</u> の系統圧力	原子炉冷却材の漏えいにより過圧されていないこと	<p>・ 高压代替注水系の確認運転時において、原子炉隔離時冷却系を動作不能とみなさない旨を追加。</p> <p>・ TS-76 参照</p>	<p>・ NM-51 運転管理基本マニュアル(既存)</p>	<p>・ 高压代替注水系の確認運転時において、原子炉隔離時冷却系を動作不能とみなさない旨の追加。(新規記載)</p>
項目	運転上の制限								
非常用炉心冷却系、原子炉隔離時冷却系及び <u>高压代替注水系</u> の系統圧力	原子炉冷却材の漏えいにより過圧されていないこと								



保安規定審査基準の要求事項に対する保安規定への記載内容

関連する実用炉規則	保安規定審査基準 (H25.6.19 制定、R1.12.25 最終改正)	原子炉施設保安規定		社内規定文書							
		記載すべき内容	記載の考え方	該当規定文書	記載内容の概要						
		<p>【(1)(2)(3)省略】</p> <p>(4)当直長は、原子炉の状態が運転、起動及び高温停止(原子炉隔離時冷却系及び自動減圧系については原子炉圧力が1.03MPa[gage]以上)において、表39-2(項目3を除く。)に定める事項を確認する。</p> <p>【3項 省略】</p> <p>【表39-1 省略】</p> <p>表39-2</p> <p>【1項 省略】</p> <p>7. 7号炉</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>頻度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1. 自動減圧系の高圧窒素ガス供給圧力が <input type="text"/> MPa[gage]以上であることを確認する。</td> <td>1ヶ月に1回</td> </tr> <tr> <td colspan="2">【2. 以降省略】</td> </tr> </tbody> </table> <p>【以下、省略】</p> <p>(サブプレッションプールの平均水温)</p> <p>第45条 原子炉の状態が運転、起動及び高温停止において、サブプレッションプール※1の平均水温※2は、表45-1で定める事項を運転上の制限とする。ただし、原子炉隔離時冷却系又は高圧代替注水系※3の運転確認等により、サブプレッションプールの水温が上昇するような時は、確認開始時から確認終了後24時間までを除く。</p> <p>2. サプレッションプールの平均水温が前項で定める運転上の制限を満足していることを確認するため、次号を実施する。なお、当直長は、原子炉の状態が運転、起動及び高温停止において原子炉隔離時冷却系又は高圧代替注水系の運転確認等により、サブプレッションプールの水温が上昇するような場合、サブプレッションプールの動作可能な局所水温計の最高温度が47℃を超えた時には、5分毎に動作可能な局所水温計の平均水温を計算し、平均水温が47℃を</p>	項目	頻度	1. 自動減圧系の高圧窒素ガス供給圧力が <input type="text"/> MPa[gage]以上であることを確認する。	1ヶ月に1回	【2. 以降省略】		<p>自動減圧系の高圧窒素ガス供給圧力について、SA時の背圧対策の要求をふまえ、設定値を変更した。</p> <p>TS-85 参照</p> <p>高圧代替注水系の運転確認中のサブプレッションプール水温が上昇し、一時的に通常運転範囲を逸脱する可能性があることから、確認行為を阻害しないため、LCO除外条件を設ける。</p> <p>TS-76 参照</p>	<p>NM-51 運転管理基本マニュアル(既存)</p> <p>NM-51 運転管理基本マニュアル(既存)</p>	<p>自動減圧系の窒素ガス供給圧力設定値の変更について追加する。(新規記載)</p> <p>サブプレッションプール水温上昇時のLCO除外規定について追加する。(新規記載)</p>
項目	頻度										
1. 自動減圧系の高圧窒素ガス供給圧力が <input type="text"/> MPa[gage]以上であることを確認する。	1ヶ月に1回										
【2. 以降省略】											

保安規定審査基準の要求事項に対する保安規定への記載内容

関連する実用炉規則	保安規定審査基準 (H25.6.19 制定、R1.12.25 最終改正)	原子炉施設保安規定		社内規定文書	
		記載すべき内容	記載の考え方	該当規定文書	記載内容の概要
		<p>超えていないことを確認する。さらに平均水温が47°Cを超えた場合には、サブプレッションプールの水温が上昇するような運転確認等を中止し、24時間以内に平均水温を35°C以下に復旧する。</p> <p>(1)当直長は、原子炉の状態が運転、起動及び高温停止においてサブプレッションプールの動作可能な局所水温計の平均水温を24時間に1回確認する。</p> <p>【3項 省略】</p> <p>※1:<u>7号炉のサブプレッションプールは、重大事故等対処設備を兼ねる。</u></p> <p>※2:平均水温は、動作可能な局所水温計の最高温度をもって、代えることができる。</p> <p>※3:<u>高圧代替注水系は、7号炉のみ適用。</u></p> <p>【表45-1, 45-2 省略】</p> <p>(サブプレッションプールの水位)</p> <p>第46条 原子炉の状態が運転、起動及び高温停止において、サブプレッションプール※1の水位は、表46-1(図46)で定める事項を運転上の制限とする。ただし、地震時を除く。<u>なお、7号炉において、原子炉隔離時冷却系又は高圧代替注水系の運転確認等により、サブプレッションプールの水位が図46の領域Aに移行した場合、運転確認開始から確認終了後24時間までの間は、運転上の制限を満足していないとはみなさないが、領域Bに移行した場合は、運転上の制限の逸脱と判断する。</u></p> <p>2. サブプレッションプールの水位が前項で定める運転上の制限を満足していることを確認するため、次号を実施する。<u>なお、7号炉において、原子炉隔離時冷却系又は高圧代替注水系の運転確認等により、サブプレッションプールの水位が図46の領域Aに移行した場合、5分毎にサブプレッションプールの水位を監視</u></p>	<p>・ 高圧代替注水系の運転確認中は、復水貯蔵槽からサブプレッションプールに水が移送され、水位が上昇し、一時的に通常運転範囲を逸脱する可能性があることから、確認行為を阻害しないため、通常運転範囲を逸脱した場合の措置を規定する。</p> <p>・ TS-76 参照</p>	<p>・NM-51 運転管理基本マニュアル(既存)</p>	<p>・ サブプレッションプールの水位の管理方法について追加する。(新規記載)</p>

保安規定審査基準の要求事項に対する保安規定への記載内容

関連する実用炉規則	保安規定審査基準 (H25.6.19 制定、R1.12.25 最終改正)	原子炉施設保安規定		社内規定文書									
		記載すべき内容	記載の考え方	該当規定文書	記載内容の概要								
		<p>するとともに、領域Bに近接した場合は、水位が変動するような運転確認等を中止し、24時間以内に水位を制限値内に復旧する。</p> <p>(1) 当直長は、原子炉の状態が運転、起動及び高温停止において、サブプレッションプールの水位を24時間に1回確認する。</p> <p>【3項 省略】</p> <p>※1:7号炉のサブプレッションプールは、重大事故等対処設備を兼ねる。</p> <p>表46-1</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>項目 (サブプレッションプール水位)</th> <th>運転上の制限</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1号炉</td> <td>+12.0cm(上限値)以下 -10.0cm(下限値)以上</td> </tr> <tr> <td>2号炉, 3号炉, 4号炉及び5号炉</td> <td>+8.0cm(上限値)以下 -8.0cm(下限値)以上</td> </tr> <tr> <td>6号炉及び7号炉</td> <td>+5.0cm(上限値)以下 -5.0cm(下限値)以上</td> </tr> </tbody> </table> <p>図46</p> <p>【表46-2 省略】</p>	項目 (サブプレッションプール水位)	運転上の制限	1号炉	+12.0cm(上限値)以下 -10.0cm(下限値)以上	2号炉, 3号炉, 4号炉及び5号炉	+8.0cm(上限値)以下 -8.0cm(下限値)以上	6号炉及び7号炉	+5.0cm(上限値)以下 -5.0cm(下限値)以上			
項目 (サブプレッションプール水位)	運転上の制限												
1号炉	+12.0cm(上限値)以下 -10.0cm(下限値)以上												
2号炉, 3号炉, 4号炉及び5号炉	+8.0cm(上限値)以下 -8.0cm(下限値)以上												
6号炉及び7号炉	+5.0cm(上限値)以下 -5.0cm(下限値)以上												

保安規定審査基準の要求事項に対する保安規定への記載内容

関連する実用炉規則	保安規定審査基準 (H25.6.19 制定、R1.12.25 最終改正)	原子炉施設保安規定		社内規定文書																	
		記載すべき内容	記載の考え方	該当規定文書	記載内容の概要																
		<p>(可燃性ガス濃度制御系)</p> <p>第47条 原子炉の状態が運転及び起動において、可燃性ガス濃度制御系は、表47-1で定める事項を運転上の制限とする。</p> <p>(中略)</p> <p>3. 当直長は、可燃性ガス濃度制御系が第1項で定める運転上の制限を満足していないと判断した場合、表47-2の措置を講じる。</p> <p>表47-1</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>運転上の制限</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>可燃性ガス濃度制御系</td> <td>2系列*1が動作可能であること*2</td> </tr> </tbody> </table> <p>*1:1系列とは、ブローア1台、再結合器1基及び必要な弁並びに配管をいう。</p> <p>*2:3号炉・4号炉共用。なお、共用している可燃性ガス濃度制御装置を移動している期間及び隣接号炉に設置している期間は動作不能とはみなさない。</p> <p>表47-2</p> <p>1. 1号炉, 2号炉, 5号炉, 6号炉及び7号炉</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>条件</th> <th>要求される措置</th> <th>完了時間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>A. 可燃性ガス濃度制御系1系列が動作不能の場合</td> <td>A1. 当該系列を動作可能な状態に復旧する。 及び A2. 他の1系列が動作可能であることを確認する。</td> <td>30日間 速やかに</td> </tr> <tr> <td>B. 可燃性ガス濃度制御系2系列が動作不能の場合</td> <td>B1. 少なくとも1系列を動作可能な状態に復旧する。</td> <td>速やかに</td> </tr> <tr> <td>C. 条件A又はBで要求される措置を完了時間内に達成できない場合</td> <td>C1. 高温停止にする。</td> <td>24時間</td> </tr> </tbody> </table> <p>【2項 省略】</p>	項目	運転上の制限	可燃性ガス濃度制御系	2系列*1が動作可能であること*2	条件	要求される措置	完了時間	A. 可燃性ガス濃度制御系1系列が動作不能の場合	A1. 当該系列を動作可能な状態に復旧する。 及び A2. 他の1系列が動作可能であることを確認する。	30日間 速やかに	B. 可燃性ガス濃度制御系2系列が動作不能の場合	B1. 少なくとも1系列を動作可能な状態に復旧する。	速やかに	C. 条件A又はBで要求される措置を完了時間内に達成できない場合	C1. 高温停止にする。	24時間	<ul style="list-style-type: none"> <li>6号炉及び7号炉の可燃性ガス濃度制御系は共用していたが、新規制基準適用後は各々2台配備する。</li> <li>TS-87 参照</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>NM-51 運転管理基本マニュアル(既存)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>可燃性ガス濃度制御系の2台配備について追加する。(新規記載)</li> </ul>
項目	運転上の制限																				
可燃性ガス濃度制御系	2系列*1が動作可能であること*2																				
条件	要求される措置	完了時間																			
A. 可燃性ガス濃度制御系1系列が動作不能の場合	A1. 当該系列を動作可能な状態に復旧する。 及び A2. 他の1系列が動作可能であることを確認する。	30日間 速やかに																			
B. 可燃性ガス濃度制御系2系列が動作不能の場合	B1. 少なくとも1系列を動作可能な状態に復旧する。	速やかに																			
C. 条件A又はBで要求される措置を完了時間内に達成できない場合	C1. 高温停止にする。	24時間																			

保安規定審査基準の要求事項に対する保安規定への記載内容

関連する実用炉規則	保安規定審査基準 (H25.6.19 制定、R1.12.25 最終改正)	原子炉施設保安規定		社内規定文書	
		記載すべき内容	記載の考え方	該当規定文書	記載内容の概要
		<p>(格納容器内の酸素濃度)</p> <p><u>第48条</u> <u>[7号炉]</u></p> <p><u>原子炉の状態が運転、起動及び高温停止において、格納容器内の酸素濃度※1は、表48-1で定める事項を運転上の制限とする。ただし、原子炉の起動時にドライウエル点検を実施する場合は、ドライウエル点検後の原子炉の状態が起動となるまでの期間は運転上の制限を適用しない。また、原子炉隔離時冷却系又は高圧代替注水系の確認運転等により格納容器内の酸素濃度が1.8%を超えた時点から3日間、3.5%を超えた時点から24時間までの間は、運転上の制限を満足していないとはみなさない。</u></p> <p><u>2. 格納容器内の酸素濃度が、前項で定める運転上の制限を満足していることを確認するため、次号を実施する。なお、原子炉隔離時冷却系又は高圧代替注水系の確認運転等により格納容器内の酸素濃度が1.8%を超えた場合は、格納容器圧力逃がし装置を動作不能とみなし要求される措置を実施するとともに、5分毎に格納容器内の酸素濃度を監視する。さらに3.5%を超えた場合、酸素濃度が上昇するような確認運転等を中止し、24時間以内に酸素濃度を制限値内に復旧する。</u></p> <p><u>(1) 当直長は、原子炉の状態が運転、起動及び高温停止において、格納容器内の酸素濃度を1週間に1回確認する。</u></p> <p><u>3. 当直長は、格納容器内の酸素濃度が第1項で定める運転上の制限を満足していないと判断した場合、表48-2の措置を講じる。</u></p> <p><u>※1:7号炉の格納容器内の酸素濃度監視に必要な設備は重大事故等対処設備を兼ねる。動作不能時は、第66条(66-5-6)の運転上の制限も確認する。</u></p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>原子炉起動前のPCV内の火災防護対策において、「ドライウエル点検終了後から窒素ガス封入までの期間は制御棒全挿入状態」であることが要求されることをふまえ、LCO適用期間を変更する。 格納容器ベント時のFCVS系統内での水素燃焼を防止するため、酸素濃度の制限値を変更する。</li> <li>TS-81 参照</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>NM-51 運転管理基本マニュアル(既存)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>新規制基準要求を踏まえ、格納容器酸素濃度の管理方法について追加する。(新規記載)</li> </ul>



保安規定審査基準の要求事項に対する保安規定への記載内容

関連する実用炉規則	保安規定審査基準 (H25.6.19 制定、R1.12.25 最終改正)	原子炉施設保安規定		社内規定文書																						
		記載すべき内容	記載の考え方	該当規定文書	記載内容の概要																					
		<p>表48-1</p> <p>【1項, 2項 省略】</p> <p>3. 7号炉</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>運転上の制限</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">格納容器内の酸素濃度</td> <td>1. 8%以下<sup>※2</sup></td> </tr> <tr> <td>3. 5%以下<sup>※3</sup></td> </tr> </tbody> </table> <p>※2:格納容器圧力逃がし装置内における水素燃焼防止のための制限値。</p> <p>※3:原子炉格納容器内の水素及び酸素濃度を可燃限界未満に維持するための制限値。</p> <p>表48-2</p> <p>【1項 省略】</p> <p>2. 7号炉</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>条件</th> <th>要求される措置</th> <th>完了時間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">A. 格納容器内の酸素濃度が1.8%以下を満足していないと判断した場合</td> <td>A1. 酸素濃度を1.8%以内に復旧する措置を開始する。</td> <td>速やかに</td> </tr> <tr> <td>A2. 格納容器圧力逃がし装置を動作不能とみなし要求される措置を実施する。</td> <td>速やかに</td> </tr> <tr> <td>B. 格納容器内の酸素濃度が3.5%以下を満足していないと判断した場合</td> <td>B1. 酸素濃度を3.5%以内に復旧する。</td> <td>24時間</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">C. 条件Bで要求される措置を完了時間内に達成できない場合</td> <td>C1. 高温停止にする。</td> <td>24時間</td> </tr> <tr> <td>C2. 冷温停止にする。</td> <td>36時間</td> </tr> </tbody> </table> <p>(原子炉建屋)</p> <p>第49条 原子炉の状態が運転, 起動, 高温停止及び炉心変更時<sup>※1</sup>又は原子炉建屋原子炉棟内で照射された燃料に係る作業時において, 原子炉建屋原子炉棟<sup>※2※3</sup>は, 表49-1で定める事項を運転上の制限とする。</p> <p>【2項, 3項 省略】</p> <p>【表49-1, 表49-2 省略】</p> <p>※1:停止余裕確認後の制御棒1本(6号炉及び7号</p>	項目	運転上の制限	格納容器内の酸素濃度	1. 8%以下 <sup>※2</sup>	3. 5%以下 <sup>※3</sup>	条件	要求される措置	完了時間	A. 格納容器内の酸素濃度が1.8%以下を満足していないと判断した場合	A1. 酸素濃度を1.8%以内に復旧する措置を開始する。	速やかに	A2. 格納容器圧力逃がし装置を動作不能とみなし要求される措置を実施する。	速やかに	B. 格納容器内の酸素濃度が3.5%以下を満足していないと判断した場合	B1. 酸素濃度を3.5%以内に復旧する。	24時間	C. 条件Bで要求される措置を完了時間内に達成できない場合	C1. 高温停止にする。	24時間	C2. 冷温停止にする。	36時間	<ul style="list-style-type: none"> <li>ブローアウトパネルの開放機能と適用される原子炉の状態について反映</li> <li>TS-74 参照</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>NM-51 運転管理基本マニュアル(既存)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>ブローアウトパネルの開放機能と適用される原子炉の状態について追加する。(新規記載)</li> </ul>
項目	運転上の制限																									
格納容器内の酸素濃度	1. 8%以下 <sup>※2</sup>																									
	3. 5%以下 <sup>※3</sup>																									
条件	要求される措置	完了時間																								
A. 格納容器内の酸素濃度が1.8%以下を満足していないと判断した場合	A1. 酸素濃度を1.8%以内に復旧する措置を開始する。	速やかに																								
	A2. 格納容器圧力逃がし装置を動作不能とみなし要求される措置を実施する。	速やかに																								
B. 格納容器内の酸素濃度が3.5%以下を満足していないと判断した場合	B1. 酸素濃度を3.5%以内に復旧する。	24時間																								
C. 条件Bで要求される措置を完了時間内に達成できない場合	C1. 高温停止にする。	24時間																								
	C2. 冷温停止にする。	36時間																								

保安規定審査基準の要求事項に対する保安規定への記載内容

関連する実用炉規則	保安規定審査基準 (H25.6.19 制定、R1.12.25 最終改正)	原子炉施設保安規定		社内規定文書					
		記載すべき内容	記載の考え方	該当規定文書	記載内容の概要				
		<p>炉においては同一水圧制御ユニットに属する1組又は1本の挿入・引抜を除く。</p> <p>※2:7号炉の原子炉建屋原子炉棟(燃料取替床ブローアウトパネル及び主蒸気系トンネル室ブローアウトパネルを含む。)は重大事故等対処設備を兼ねる。</p> <p>※3:燃料取替床ブローアウトパネル及び主蒸気系トンネル室ブローアウトパネルの開放機能は、運転、起動及び高温停止の場合に適用する。</p> <p>※4:燃料取替床ブローアウトパネルが開放した場合に、第66条(66-14-2)による再閉止をしても、本措置を完了したこととは扱わない。</p> <p>(外部電源その3) 第58条の3 [7号炉]</p> <p>原子炉の状態が運転、起動、高温停止、冷温停止及び燃料交換において、外部電源<sup>※1</sup>は、表58の3-1で定める事項を運転上の制限とする。ただし、送電線事故等による瞬停時<sup>※2</sup>を除く。</p> <p>2. 外部電源が前項で定める運転上の制限を満足していることを確認するため、次号を実施する。</p> <p>(1)当直長は、原子炉の状態が運転、起動、高温停止、冷温停止及び燃料交換において、1週間に1回、所要の非常用交流高圧電源母線に電力供給可能な外部電源3回線<sup>※3</sup>以上の電圧が確立していること及び1回線以上は他の回線に対して独立性を有していることを確認する。</p> <p>変圧器1次側において1相開放を検知した場合、故障箇所の隔離又は非常用交流高圧電源母線を健全な電源から受電できるよう切替えを実施する。</p> <p>3. 当直長は、外部電源が第1項で定める運転上の制限を満足していないと判断した場合、表58の3-2の措置を講じる。</p> <p>表58の3-1</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>運転上の制限</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>外部電源</td> <td>(1)3回線<sup>※3</sup>が動作可能であること (2)(1)の外部電源のうち、1回線以上は他の回線に対して独立性を有していること<sup>※4</sup></td> </tr> </tbody> </table>	項目	運転上の制限	外部電源	(1)3回線 <sup>※3</sup> が動作可能であること (2)(1)の外部電源のうち、1回線以上は他の回線に対して独立性を有していること <sup>※4</sup>	<ul style="list-style-type: none"> <li>設置許可基準規則第 33 条(保安電源設備)において外部電源回線数の要求事項が「3回線以上」となったことを反映。</li> <li>設置許可基準規則第 33 条(保安電源設備)において外部電源の「独立性」が要求事項として追加されたことを反映。</li> <li>1相開放故障についての対応を反映。</li> <li>TS-50 参照</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>NM-51 運転管理基本マニュアル(既存)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>3 回線要求及び独立性について、変更内容を反映する。(新規記載)</li> </ul>
項目	運転上の制限								
外部電源	(1)3回線 <sup>※3</sup> が動作可能であること (2)(1)の外部電源のうち、1回線以上は他の回線に対して独立性を有していること <sup>※4</sup>								

保安規定審査基準の要求事項に対する保安規定への記載内容

関連する実用炉規則	保安規定審査基準 (H25.6.19 制定、R1.12.25 最終改正)	原子炉施設保安規定		社内規定文書																
		記載すべき内容	記載の考え方	該当規定文書	記載内容の概要															
		<p>※1:外部電源とは、電力系統からの電力を第64条及び第65条で要求される非常用交流高压電源母線に供給する設備をいう。</p> <p>※2:154kV送電線(荒浜線)については、回線に異常がないことを確認し速やかに復旧できることをいう。</p> <p>※3:外部電源の回線数は、当該原子炉に対する個々の非常用交流高压電源母線に対して電力供給することができる発電所外からの送電線の回線数とする。</p> <p>※4:独立性を有するとは、「送電線の上流において1つの変電所又は開閉所のみに関連しないこと」をいう。</p> <p>表58の3-2</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>条件</th> <th>要求される措置</th> <th>完了時間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>A. すべての外部電源が他の回線に対し独立性を有していない場合</td> <td>A1. 当直長は、動作可能な外部電源について、電圧<sup>*5</sup>が確立していることを確認する。 及び A2. 当直長は、動作可能な外部電源の少なくとも1回線以上を他の回線に対して独立性を有している状態に復旧する。</td> <td>速やかにその後、毎日1回  30日間</td> </tr> <tr> <td>B. 動作可能な外部電源が2回線である場合</td> <td>B1. 当直長は、動作可能な外部電源について、電圧<sup>*5</sup>が確立していることを確認する。 及び B2. 当直長は、動作不能となっている外部電源の少なくとも1回線を動作可能な状態に復旧する。</td> <td>速やかにその後、毎日1回  30日間</td> </tr> <tr> <td>C. 動作可能な外部電源が2回線である場合 及び すべての外部電源が他の回線に対して独立性を有していない場合</td> <td>C1. 当直長は、動作可能な外部電源について、電圧<sup>*5</sup>が確立していることを確認する。 及び C2. 当直長は、動作可能な外部電源の少なくとも1回線以上を他の回線に対し独立性を有している状態に復旧する。</td> <td>速やかにその後、毎日1回  20日間</td> </tr> <tr> <td>D. 動作可能な外部電源が1</td> <td>D1. 当直長は、動作可能な外部電源について、</td> <td>速やかにその後、</td> </tr> </tbody> </table>	条件	要求される措置	完了時間	A. すべての外部電源が他の回線に対し独立性を有していない場合	A1. 当直長は、動作可能な外部電源について、電圧 <sup>*5</sup> が確立していることを確認する。 及び A2. 当直長は、動作可能な外部電源の少なくとも1回線以上を他の回線に対して独立性を有している状態に復旧する。	速やかにその後、毎日1回  30日間	B. 動作可能な外部電源が2回線である場合	B1. 当直長は、動作可能な外部電源について、電圧 <sup>*5</sup> が確立していることを確認する。 及び B2. 当直長は、動作不能となっている外部電源の少なくとも1回線を動作可能な状態に復旧する。	速やかにその後、毎日1回  30日間	C. 動作可能な外部電源が2回線である場合 及び すべての外部電源が他の回線に対して独立性を有していない場合	C1. 当直長は、動作可能な外部電源について、電圧 <sup>*5</sup> が確立していることを確認する。 及び C2. 当直長は、動作可能な外部電源の少なくとも1回線以上を他の回線に対し独立性を有している状態に復旧する。	速やかにその後、毎日1回  20日間	D. 動作可能な外部電源が1	D1. 当直長は、動作可能な外部電源について、	速やかにその後、			
条件	要求される措置	完了時間																		
A. すべての外部電源が他の回線に対し独立性を有していない場合	A1. 当直長は、動作可能な外部電源について、電圧 <sup>*5</sup> が確立していることを確認する。 及び A2. 当直長は、動作可能な外部電源の少なくとも1回線以上を他の回線に対して独立性を有している状態に復旧する。	速やかにその後、毎日1回  30日間																		
B. 動作可能な外部電源が2回線である場合	B1. 当直長は、動作可能な外部電源について、電圧 <sup>*5</sup> が確立していることを確認する。 及び B2. 当直長は、動作不能となっている外部電源の少なくとも1回線を動作可能な状態に復旧する。	速やかにその後、毎日1回  30日間																		
C. 動作可能な外部電源が2回線である場合 及び すべての外部電源が他の回線に対して独立性を有していない場合	C1. 当直長は、動作可能な外部電源について、電圧 <sup>*5</sup> が確立していることを確認する。 及び C2. 当直長は、動作可能な外部電源の少なくとも1回線以上を他の回線に対し独立性を有している状態に復旧する。	速やかにその後、毎日1回  20日間																		
D. 動作可能な外部電源が1	D1. 当直長は、動作可能な外部電源について、	速やかにその後、																		

保安規定審査基準の要求事項に対する保安規定への記載内容

関連する実用炉規則	保安規定審査基準 (H25.6.19 制定、R1.12.25 最終改正)	原子炉施設保安規定			社内規定文書			
		記載すべき内容		記載の考え方	該当規定文書	記載内容の概要		
		<p><u>回線である場合</u></p> <p>電圧<sup>※5</sup>が確立していることを確認する。</p> <p>及び</p> <p>D2. 当直長は、動作不能となっている外部電源の少なくとも1回線を動作可能な状態に復旧する。</p> <p>10日間</p>	毎日1回	<p>・ TS-73 参照</p>				
		<p>E. 動作可能である外部電源が1回線のみの場合</p> <p>及び</p> <p>第59条及び第60条で要求される非常用ディーゼル発電機の台数を満足していない場合</p> <p>E1. 当直長は、動作不能となっている外部電源の少なくとも1回線を動作可能な状態に復旧する。</p> <p>又は</p> <p>E2. 当直長は、当該非常用ディーゼル発電機を動作可能な状態に復旧する。</p> <p>12時間</p>	12時間					
		<p>条件</p> <p>要求される措置</p> <p>完了時間</p>						
		<p>F. すべての外部電源が動作不能である場合</p> <p>F1. 当直長は、動作不能となっている外部電源の少なくとも1回線を動作可能な状態に復旧する。</p> <p>24時間</p>	24時間					
		<p>G. 原子炉の状態が運転、起動及び高温停止において、条件A, B, C, D, E又はFの措置を完了時間内に達成できない場合</p> <p>G1. 当直長は、高温停止とす</p> <p>る。</p> <p>及び</p> <p>G2. 当直長は、低温停止とす</p> <p>る。</p> <p>24時間</p>	24時間					
		<p>H. 原子炉の状態が低温停止及び燃料交換において、条件A, B, C, D, E又はFの措置を完了時間内に達成できない場合</p> <p>H1. 当直長は、炉心変更を中止する。</p> <p>及び</p> <p>H2. 当直長は、原子炉建屋原子炉棟内で照射された燃料に係る作業を中止する。</p> <p>及び</p> <p>H3. 当直長は、有効燃料頂部以下の高さで原子炉压力容器に接続している配管について原子炉冷却材圧力バウンダリを構成する隔離弁の開操作を禁止する。</p> <p>速やかに</p> <p>速やかに</p> <p>速やかに</p>	速やかに					
		<p>※5:154kV送電線(荒浜線)の予備変圧器の電圧については1次側及び2次側電圧値を確認する(予備変圧器が通常負荷へ電源供給していない場合)。</p>						

保安規定審査基準の要求事項に対する保安規定への記載内容

関連する実用炉規則	保安規定審査基準 (H25.6.19 制定、R1.12.25 最終改正)	原子炉施設保安規定		社内規定文書					
		記載すべき内容	記載の考え方	該当規定文書	記載内容の概要				
		<p>(非常用ディーゼル発電機燃料油等)</p> <p><u>第61条</u> <u>[7号炉]</u> <u>ディーゼル燃料油<sup>※1</sup>、潤滑油、起動用空気及び燃料移送ポンプ<sup>※2</sup>は、表61-1で定める事項を運転上の制限とする。</u></p> <p><u>2. ディーゼル燃料油、潤滑油、起動用空気及び燃料移送ポンプが前項で定める運転上の制限を満足していることを確認するため、次の各号を実施する。</u></p> <p><u>(1) 当直長は、ディーゼル燃料油、潤滑油及び起動用空気が、第59条及び第60条で動作可能であることを要求される非常用ディーゼル発電機に対し必要量確保されていることを表61-2で1ヶ月に1回確認する。</u></p> <p><u>(2) 当直長は、第59条及び第60条で動作可能であることを要求される非常用ディーゼル発電機のデイトンクにディーゼル燃料油を補給するための燃料移送ポンプが起動することを1ヶ月に1回確認する。</u></p> <p><u>3. 当直長は、ディーゼル燃料油、潤滑油、起動用空気又は燃料移送ポンプが第1項で定める運転上の制限を満足していないと判断した場合、表61-3の措置を講じる。</u></p> <p><u>※1:6号炉及び7号炉の軽油タンクは重大事故等対処設備を兼ねる。軽油タンクレベルが必要量確保されていない場合は、第66条(66-12-7)の運転上の制限も確認する。</u></p> <p><u>※2:7号炉の燃料移送ポンプは重大事故等対処設備(設計基準拡張)を兼ねる。</u></p> <p><u>表61-1</u> <u>【1項 省略】</u></p> <p><u>2. 7号炉</u></p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>運転上の制限</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>ディーゼル燃料油、潤滑油及び起動用空気</td> <td>第59条及び第60条で動作可能であることを要求される非常用ディーゼル発電機に対し必要量確保されていること。ただし、非常用ディーゼル発電機が運転中及び運転終了後2日間を除く</td> </tr> </tbody> </table>	項目	運転上の制限	ディーゼル燃料油、潤滑油及び起動用空気	第59条及び第60条で動作可能であることを要求される非常用ディーゼル発電機に対し必要量確保されていること。ただし、非常用ディーゼル発電機が運転中及び運転終了後2日間を除く	<ul style="list-style-type: none"> <li>設置許可基準規則第57条(電源設備)において、燃料移送系がSA設備と位置付けられ、DB機能としての要求が明確化されたことから、運転上の制限に反映。</li> <li>TS-86 参照</li> </ul> <ul style="list-style-type: none"> <li>審査基準の変更を踏まえ重大事故等対処設備について、運転上の制限を満足していることの確認の内容、満足していない場合に要求される措置及び要求される措置の完了時間を保安規定に反映する。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>NM-51 運転管理基本マニュアル(既存)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>非常用ディーゼル発電機燃料油の管理について追加する。(新規記載)</li> </ul>
項目	運転上の制限								
ディーゼル燃料油、潤滑油及び起動用空気	第59条及び第60条で動作可能であることを要求される非常用ディーゼル発電機に対し必要量確保されていること。ただし、非常用ディーゼル発電機が運転中及び運転終了後2日間を除く								



保安規定審査基準の要求事項に対する保安規定への記載内容

関連する実用炉規則	保安規定審査基準 (H25.6.19 制定、R1.12.25 最終改正)	原子炉施設保安規定		社内規定文書																			
		記載すべき内容	記載の考え方	該当規定文書	記載内容の概要																		
		<p><u>燃料移送ポンプ</u></p> <p>第59条及び第60条で動作可能であることを要求される非常用ディーゼル発電機のデイトンクにディーゼル燃料油を補給するための燃料移送ポンプが動作可能であること※1</p> <p>※1: <u>必要な弁及び配管を含む。</u></p> <p>表61-2</p> <p style="text-align: center;">【省略】</p> <p>表61-3</p> <p style="text-align: center;">【1項 省略】</p> <p>2. 7号炉</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>条 件</th> <th>要求される措置</th> <th>完了時間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>A. <u>非常用ディーゼル発電機1台以上の軽油タンクレベルが表61-2を満足しない場合</u></td> <td>A1. <u>制限値以内に復旧する。</u></td> <td>2日間</td> </tr> <tr> <td>B. <u>非常用ディーゼル発電機1台以上の燃料移送ポンプが動作不能の場合</u></td> <td>B1. <u>動作可能な状態に復旧する。</u></td> <td>2日間</td> </tr> <tr> <td>C. <u>非常用ディーゼル発電機1台以上の潤滑油補給タンク油面が表61-2を満足しない場合</u></td> <td>C1. <u>制限値以内に復旧する。</u></td> <td>2日間</td> </tr> <tr> <td>D. <u>非常用ディーゼル発電機1台以上の起動用空気貯槽圧力が表61-2を満足しない場合</u></td> <td>D1. <u>制限値以内に復旧する。</u></td> <td>2日間</td> </tr> <tr> <td>E. <u>条件Aで要求される措置を完了時間内に達成できない場合</u></td> <td>E1. <u>当該非常用ディーゼル発電機を動作不能とみなす。ただし、軽油タンク1基から非常用ディーゼル発電機2台に供給している場合は、原子炉停止時冷却系に電源を供給する非常用ディーゼル発電機を動作不能とみなす。</u></td> <td>速やかに</td> </tr> </tbody> </table>	条 件	要求される措置	完了時間	A. <u>非常用ディーゼル発電機1台以上の軽油タンクレベルが表61-2を満足しない場合</u>	A1. <u>制限値以内に復旧する。</u>	2日間	B. <u>非常用ディーゼル発電機1台以上の燃料移送ポンプが動作不能の場合</u>	B1. <u>動作可能な状態に復旧する。</u>	2日間	C. <u>非常用ディーゼル発電機1台以上の潤滑油補給タンク油面が表61-2を満足しない場合</u>	C1. <u>制限値以内に復旧する。</u>	2日間	D. <u>非常用ディーゼル発電機1台以上の起動用空気貯槽圧力が表61-2を満足しない場合</u>	D1. <u>制限値以内に復旧する。</u>	2日間	E. <u>条件Aで要求される措置を完了時間内に達成できない場合</u>	E1. <u>当該非常用ディーゼル発電機を動作不能とみなす。ただし、軽油タンク1基から非常用ディーゼル発電機2台に供給している場合は、原子炉停止時冷却系に電源を供給する非常用ディーゼル発電機を動作不能とみなす。</u>	速やかに	<p>・ TS-25 参照</p>		
条 件	要求される措置	完了時間																					
A. <u>非常用ディーゼル発電機1台以上の軽油タンクレベルが表61-2を満足しない場合</u>	A1. <u>制限値以内に復旧する。</u>	2日間																					
B. <u>非常用ディーゼル発電機1台以上の燃料移送ポンプが動作不能の場合</u>	B1. <u>動作可能な状態に復旧する。</u>	2日間																					
C. <u>非常用ディーゼル発電機1台以上の潤滑油補給タンク油面が表61-2を満足しない場合</u>	C1. <u>制限値以内に復旧する。</u>	2日間																					
D. <u>非常用ディーゼル発電機1台以上の起動用空気貯槽圧力が表61-2を満足しない場合</u>	D1. <u>制限値以内に復旧する。</u>	2日間																					
E. <u>条件Aで要求される措置を完了時間内に達成できない場合</u>	E1. <u>当該非常用ディーゼル発電機を動作不能とみなす。ただし、軽油タンク1基から非常用ディーゼル発電機2台に供給している場合は、原子炉停止時冷却系に電源を供給する非常用ディーゼル発電機を動作不能とみなす。</u>	速やかに																					

保安規定審査基準の要求事項に対する保安規定への記載内容

関連する実用炉規則	保安規定審査基準 (H25.6.19 制定、R1.12.25 最終改正)	原子炉施設保安規定			社内規定文書		
		記載すべき内容		記載の考え方	該当規定文書	記載内容の概要	
		<p>F. 条件B, C又はDで要求される措置を完了時間内に達成できない場合</p>	<p>F1. 当該非常用ディーゼル発電機を動作不能とみなす。</p>	<p>速やかに</p>			
		<p>(重大事故等対処設備)  <u>第66条</u>                      [7号炉]                      原子炉の状態に応じて、次の各号の重大事故等対処設備<sup>*1</sup>は、表66-1から表66-19で定める事項を運転上の制限とする。</p> <p>(1) <u>緊急停止失敗時に発電用原子炉を未臨界にするための設備</u></p> <p>(2) <u>原子炉冷却材圧力バウンダリ高圧時に発電用原子炉を冷却するための設備</u></p> <p>(3) <u>原子炉冷却材圧力バウンダリを減圧するための設備</u></p> <p>(4) <u>原子炉冷却材圧力バウンダリ低圧時に発電用原子炉を冷却するための設備</u></p> <p>(5) <u>最終ヒートシンクへ熱を輸送するための設備</u>                      原子炉格納容器の過圧破損を防止するための設備</p> <p>水素爆発による原子炉格納容器の破損を防止するための設備</p> <p>(6) <u>原子炉格納容器内の冷却等のための設備</u></p> <p>(7) <u>原子炉格納容器下部の溶融炉心を冷却するための設備</u></p> <p>(8) <u>水素爆発による原子炉建屋等の損傷を防止するための設備</u></p> <p>(9) <u>使用済燃料プールの冷却等のための設備</u></p> <p>(10) <u>発電所外への放射性物質の拡散を抑制するための設備</u></p> <p>(11) <u>重大事故等の収束に必要な水の供給設備</u></p> <p>(12) <u>電源設備</u></p> <p>(13) <u>計装設備</u></p> <p>(14) <u>運転員が中央制御室にとどまるための設備</u></p> <p>(15) <u>監視測定設備</u></p> <p>(16) <u>緊急時対策所</u></p> <p>(17) <u>通信連絡を行うために必要な設備</u></p>			<ul style="list-style-type: none"> <li>第66条の新規追加に伴う変更</li> <li>TS-54 参照</li> <li>TS-26 参照</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>NM-51 運転管理基本マニュアル(既存)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>重大事故等対処設備について記載する。(新規記載)</li> </ul>

保安規定審査基準の要求事項に対する保安規定への記載内容

関連する実用炉規則	保安規定審査基準 (H25.6.19 制定、R1.12.25 最終改正)	原子炉施設保安規定		社内規定文書	
		記載すべき内容	記載の考え方	該当規定文書	記載内容の概要
	<p>8. サーベイランスの実施方法については、確認する機能が必要となる事故時等の条件で必要な性能が発揮できるかどうかを確認(以下「実条件性能確認」という。)するために十分な方法(事故時等の条件を模擬できない場合等においては、実条件性能確認に相当する方法であることを検証した代替の方法を含む。)が定められていること。また、サーベイランス及び要求される措置を実施する時期の延長に関する考え方、サーベイランスの際のLCOの取扱い等が定められていること。</p>	<p>(18) <u>アクセスルートの確保</u> (19) <u>可搬型代替注水ポンプ(A-2級)</u> 2. <u>重大事故等対処設備が前項で定める運転上の制限を満足していることを確認するため、次号を実施する。</u> (1)各GMは、<u>原子炉の状態に応じて表66-1から表66-19の確認事項を実施し、その結果を当直長に通知する。</u> 3. <u>当直長は、重大事故等対処設備が第1項で定める運転上の制限を満足していないと判断した場合、表66-1から表66-19の措置を講じる。</u></p> <p>※1:<u>可搬型設備の系統には、資機材等を含む。</u></p> <p>(運転上の制限の確認) 第72条 各GM(第3節各条の第2項で定める事項を行う当直長及びGMをいう。)は、運転上の制限を第3節各条の第2項で定める事項※1で確認する。 なお、この確認は、確認する機能が必要となる事故時等の条件で必要な性能が発揮できるかどうかを確認(以下「実条件性能確認」という。)するために十分な方法(事故時等の条件を模擬できない場合等においては、実条件性能確認に相当する方法であることを検証した代替の方法を含む。)により行う。 2. 第3節各条の第2項で定められた頻度及び第3項の要求される措置に定められた当該措置の実施頻度に関して、その確認の間隔は、表72に定める範囲内で延長することができる※2※3。ただし、確認回数の低減を目的として、恒常的に延長してはならない。なお、定められた頻度以上で実施することを妨げるものではない※3。</p> <p>【3項から6項 省略】</p> <p>7. <u>各GM(第3節各条の第2項で定める事項を行う当直長及びGMをいう。)は、第2項で定める運転上の制限を満足していることの確認を実施する場合において、確認事項が複数の条文で同一である場合、各条文に対応して複数回実施する必要はなく、1回の</u></p>	<p>・ 審査基準に実条件性能確認について記載されたことによる反映。</p>	<p>・ NM-51 運転管理基本マニュアル(既存)</p>	<p>・ 第66条の新規追加に伴う反映(新規記載)</p>

保安規定審査基準の要求事項に対する保安規定への記載内容

関連する実用炉規則	保安規定審査基準 (H25.6.19 制定、R1.12.25 最終改正)	原子炉施設保安規定		社内規定文書																																				
		記載すべき内容	記載の考え方	該当規定文書	記載内容の概要																																			
		<p><u>確認により各条文の確認を実施したとみなすことができる。</u></p> <p>8. <u>当直長は、各GMが第17条の7又は第17条の8に基づく教育及び訓練の実施にあたり、重大事故等対処設備を使用する場合は、教育及び訓練中に重大事故等が発生した場合に適切に対処できるよう必要な措置を講じている期間、運転上の制限を満足していないとはみなさない。</u></p> <p>※1:第72条から第75条を除く。以下、第73条及び第74条において同じ。</p> <p>※2:第2節で定められた頻度も適用される。</p> <p>※3:<u>第74条第3項で定める保全作業時の措置の実施時期にも適用される。</u></p> <p>表72</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">頻 度</th> <th rowspan="2">備 考</th> </tr> <tr> <th>保安規定で定める頻度</th> <th>延長できる時間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1時間に1回</td> <td>15分</td> <td>分単位の間隔で確認する。</td> </tr> <tr> <td>12時間に1回</td> <td>3時間</td> <td>時間単位の間隔で確認する。</td> </tr> <tr> <td>24時間に1回</td> <td>6時間</td> <td><u>時間単位の間隔で確認する。</u></td> </tr> <tr> <td>毎日1回</td> <td></td> <td>所定の直の時間帯で確認する。</td> </tr> <tr> <td>1週間に1回</td> <td>2日</td> <td>日単位の間隔で確認する。</td> </tr> <tr> <td>1ヶ月に1回</td> <td>7日</td> <td>日単位の間隔で確認する。なお、1ヶ月は31日とする。</td> </tr> <tr> <td><u>3ヶ月に1回</u></td> <td><u>23日</u></td> <td><u>日単位の間隔で確認する。</u> なお、3ヶ月は92日とする。</td> </tr> <tr> <td><u>1年に1回</u></td> <td><u>92日</u></td> <td><u>日単位の間隔で確認する。</u> なお、1年は365日とする。</td> </tr> <tr> <td><u>2年に1回</u></td> <td><u>182日</u></td> <td><u>日単位の間隔で確認する。</u> なお、2年は730日とする。</td> </tr> <tr> <td>1000MWd/tに1回</td> <td>250MWd/t</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	頻 度		備 考	保安規定で定める頻度	延長できる時間	1時間に1回	15分	分単位の間隔で確認する。	12時間に1回	3時間	時間単位の間隔で確認する。	24時間に1回	6時間	<u>時間単位の間隔で確認する。</u>	毎日1回		所定の直の時間帯で確認する。	1週間に1回	2日	日単位の間隔で確認する。	1ヶ月に1回	7日	日単位の間隔で確認する。なお、1ヶ月は31日とする。	<u>3ヶ月に1回</u>	<u>23日</u>	<u>日単位の間隔で確認する。</u> なお、3ヶ月は92日とする。	<u>1年に1回</u>	<u>92日</u>	<u>日単位の間隔で確認する。</u> なお、1年は365日とする。	<u>2年に1回</u>	<u>182日</u>	<u>日単位の間隔で確認する。</u> なお、2年は730日とする。	1000MWd/tに1回	250MWd/t				
頻 度		備 考																																						
保安規定で定める頻度	延長できる時間																																							
1時間に1回	15分	分単位の間隔で確認する。																																						
12時間に1回	3時間	時間単位の間隔で確認する。																																						
24時間に1回	6時間	<u>時間単位の間隔で確認する。</u>																																						
毎日1回		所定の直の時間帯で確認する。																																						
1週間に1回	2日	日単位の間隔で確認する。																																						
1ヶ月に1回	7日	日単位の間隔で確認する。なお、1ヶ月は31日とする。																																						
<u>3ヶ月に1回</u>	<u>23日</u>	<u>日単位の間隔で確認する。</u> なお、3ヶ月は92日とする。																																						
<u>1年に1回</u>	<u>92日</u>	<u>日単位の間隔で確認する。</u> なお、1年は365日とする。																																						
<u>2年に1回</u>	<u>182日</u>	<u>日単位の間隔で確認する。</u> なお、2年は730日とする。																																						
1000MWd/tに1回	250MWd/t																																							

保安規定審査基準の要求事項に対する保安規定への記載内容

関連する実用炉規則	保安規定審査基準 (H25.6.19 制定、R1.12.25 最終改正)	原子炉施設保安規定		社内規定文書	
		記載すべき内容	記載の考え方	該当規定文書	記載内容の概要
	9. LCOを逸脱した場合について、事象発見からLCOに係る判断までの対応目安時間等を組織内規程類に定めること及び要求される措置等の取扱方法が定められていること。	<p>(運転上の制限を満足しない場合)</p> <p>第73条 運転上の制限を満足しない場合は、<u>当直長及び燃料GM</u>が第3節で定める運転上の制限を満足していないと判断した場合をいう。なお、<u>当直長及び燃料GM</u>は、この判断を速やかに行う。</p> <p>【2項から5項 省略】</p> <p>6. <u>当直長及び燃料GM</u>は、当該運転上の制限を満足していると判断した場合は、当該号炉を所管する運転管理部長に報告し、当該号炉を所管する運転管理部長は原子炉主任技術者に報告する。</p> <p>7. <u>当直長及び燃料GM</u>は、運転上の制限を満足していないと判断した時点の前の原子炉の状態への移行又は原子炉熱出力の復帰にあたっては、原子炉主任技術者の確認を得る。</p> <p>8. <u>当直長及び燃料GM</u>は、次の各号を適用することができる。</p> <p>【(1)(2)省略】</p> <p>(3) 要求される措置を実施した場合、その内容が第3節各条の第2項で定める事項と同じである場合は、当該事項を実施したとみなすことができる。</p> <p>(4) 当該運転上の制限を満足していると判断するにあたり、その内容が第3節各条の第2項で定める事項と同じである場合は、当該事項を実施したとみなすことができる。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>記載の適正化以外に審査基準の変更なし。</li> <li>主語の明確化</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>NM-51 運転管理基本マニュアル(既存)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>LCO を満足しない場合について既に記載していることから変更なし。</li> </ul>
	10. LCOに係る記録の作成について定められていること。	<p>(運転上の制限に関する記録)</p> <p>第75条 当直長は、原子炉の状態を変更した場合は、引継日誌に変更した時刻及び原子炉の状態を記録する。</p> <p>2. 当直長は、自ら運転上の制限を満足していないと判断した場合又は燃料GMから運転上の制限を満足していないと判断した連絡を受けた場合、次の各号を引継日誌に記録する。</p> <p>(1) 運転上の制限を満足していないと判断した場合は、当該運転上の制限及び満足していないと判断した時刻</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>審査基準に変更なし。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>NM-51 運転管理基本マニュアル(既存)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>LCOに関する記録について既に記載していることから変更なし。</li> </ul>



保安規定審査基準の要求事項に対する保安規定への記載内容

関連する実用炉規則	保安規定審査基準 (H25.6.19 制定、R1.12.25 最終改正)	原子炉施設保安規定		社内規定文書	
		記載すべき内容	記載の考え方	該当規定文書	記載内容の概要
	11. LCOを逸脱した場合のほか、緊急遮断等の異常発生時や監視項目が警報設定値を超過するなどの異状があった場合の基本的対応事項及び講ずべき措置並びに異常収束後の措置について定められていること。	<p>(2) 要求される措置を実施した場合は、当該措置の実施結果(保全作業を含む)</p> <p>(3) 運転上の制限を満足していると判断した場合は、満足していると判断した時刻</p> <p>3. 当直長は、自ら第74条第1項、第2項又は第3項で定める保全作業を実施した場合又は各GMから第74条第1項、第2項又は第3項で定める保全作業を実施した連絡を受けた場合、次の各号を引継日誌に記録する。</p> <p>(1) 第74条第1項、第2項又は第3項で定める保全作業を実施した場合は、適用除外とした運転上の制限、その時刻及び保全作業の内容</p> <p>(2) 要求される措置又は安全措置を実施した場合は、当該措置の実施結果</p> <p>(3) 運転上の制限外から復帰した場合は、復帰した時刻</p> <p>(異常発生時の基本的な対応)</p> <p>第76条 当直長は、次の各号に示す場合、当該号炉を所管する運転管理部長に報告する。</p> <p>(1) 原子炉の自動スクラム信号が発信した場合<sup>*1</sup></p> <p>(2) 原子炉が自動スクラムすべき事態が発生したと判断される場合にもかかわらず自動スクラム信号が発信しない場合</p> <p>(3) 原子炉を手動スクラムした場合<sup>*1</sup></p> <p>2. 当直長は、操作を行っていない制御棒が動作した場合、当該号炉を所管する運転管理部長に報告するとともに、速やかに当該制御棒を、当初の管理位置<sup>*2</sup>に適合させる又は全挿入するための措置を講じる。ただし、炉心から全燃料が取り出されている場合を除く。なお、本節でいう操作を行っていない制御棒が動作した場合<sup>*3</sup>とは次に定めるものをいう。</p> <p>(1) 挿入又は引抜き操作を行っていない制御棒が当初の管理位置<sup>*2</sup>から他の位置<sup>*4</sup>に動作したとき</p> <p>(2) 全挿入位置にある制御棒であって挿入又は引抜き操作を行っていない制御棒が全挿入位置を超えて更に挿入される方向に動作したとき</p> <p>3. 当直長は、放射性物質の原子炉施設外への漏えいがある場合又はそのおそれがあると判断した場合には、当該号炉を所管する運転管理部長に報告する</p>	<p>・ 記載の適正化以外に審査基準の変更なし。</p>	<p>・ NM-51 運転管理基本マニュアル(既存)</p>	<p>・ 異常発生時の基本的対応事項及びとるべき処置並びに異常収束後の措置について既に記載していることから変更なし。</p>

保安規定審査基準の要求事項に対する保安規定への記載内容

関連する実用炉規則	保安規定審査基準 (H25.6.19 制定、R1.12.25 最終改正)	原子炉施設保安規定		社内規定文書	
		記載すべき内容	記載の考え方	該当規定文書	記載内容の概要
		<p>とともに、それを抑制するために、原子炉建屋原子炉棟の隔離、気体廃棄物処理系の隔離等の必要な措置を講じる。</p> <p>4. 当該号炉を所管する運転管理部長及び各GMは、第1項、第2項又は第3項について次に示す必要な措置を講じる。</p> <p>(1) 当該号炉を所管する運転管理部長は、各GMに異常の原因調査及び対応措置を指示するとともに、異常が発生したことを所長及び原子炉主任技術者に報告する。</p> <p>(2) 各GMは、異常の原因調査及び対応措置を実施するとともに、異常の原因及び対応措置について当該号炉を所管する運転管理部長に報告する。</p> <p>(3) 当該号炉を所管する運転管理部長は、異常の原因及び対応措置を所長及び原子炉主任技術者に報告するとともに、当直長に連絡する。</p> <p>(4) 異常の原因が、第78条第3項に該当する場合は、本項(1)、(2)及び(3)を省略することができる。</p> <p>※1: 予定された検査による場合、ハーフスクラムした場合又は自動スクラム信号発信前から制御棒が全挿入している場合を除く。</p> <p>※2: 「管理位置」とは、制御棒を管理するために一定の間隔に基づいて設定し、表示することとされている制御棒の位置をいう。</p> <p>※3: 制御棒の動作が、スクラム信号による動作である場合は除く。ただし、第2項(1)又は(2)の動作後にスクラム信号が発生し、制御棒が動作した場合は、操作を行っていない制御棒が動作した場合に該当する。</p> <p>※4: 「他の位置」とは、当初の管理位置から1ノッチ(6号炉及び7号炉においては、1ステップ)以上離れた位置をいう。</p> <p>(異常時の措置)</p> <p>第77条 当直長は、第76条第1項の異常が発生した場合は、異常の状況、機器の動作状況等を確認するとともに、原因の除去、拡大防止のために必要な措置を講じる。</p> <p>2. 当直長は、前項の必要な措置を講じるにあたっては、添付1に示す「原子炉がスクラムした場合の運転操作基準」に従って実施する。</p>	<p>有効性評価の結果等を踏まえ、添付1の記載内容を見直し。</p> <p>TS-41 参照</p>	<p>NM-51 運転管理基本マニュアル(既存)</p>	<p>異常発生時の基本的対応事項及びとるべき処置並びに異常収束後の措置について既に記載していることから変更なし。</p>

保安規定審査基準の要求事項に対する保安規定への記載内容

関連する実用炉規則	保安規定審査基準 (H25.6.19 制定、R1.12.25 最終改正)	原子炉施設保安規定		社内規定文書	
		記載すべき内容	記載の考え方	該当規定文書	記載内容の概要
		<p>3. 第76条第1項の異常が発生してから当直長が異常の収束を判断するまでの期間は、第3節運転上の制限は適用されない。</p> <p>4. 当直長は、第3項の判断を行うにあたって、原子炉主任技術者の確認を得る。</p> <p>5. 第76条第1項の異常の原因が、第78条第3項に該当する場合は、第4項を省略することができる。</p> <p>(異常収束後の措置)</p> <p>第78条 当直長は、第76条第1項の異常収束後、原子炉を再起動する場合は、その原因に対する対策が講じられていること及び原子炉の状態に応じて適用される運転上の制限を満足していることを確認する。</p> <p>2. 当直長は、第76条第1項の異常収束後、原子炉を再起動する場合は、原子炉主任技術者の確認を得て所長の承認を得る。</p> <p>3. 当直長は、第76条第1項の異常の原因が、次のいずれかに該当する場合は、所長の承認を得ないで原子炉を再起動することができる。ただし、(1)又は(2)に伴って想定される事象以外に著しい不適合事象が発生した場合を除く。</p> <p>(1) 発電所外で電気事故が発生し、その電気事故の波及で原子炉がスクラムした場合又は波及防止の措置として原子炉をスクラムさせた場合。</p> <p>(2) <u>第17条〔7号炉〕第4項、第17条の3第5項、第17条の4〔1号炉、2号炉、3号炉、4号炉、5号炉及び6号炉〕第2項、第17条の4〔7号炉〕第4項又は第17条の5第4項の措置として原子炉をスクラムさせた場合。</u></p> <p>(<u>電源機能等喪失時の体制の整備</u>)  <u>第17条の9</u>  <u>〔1号炉、2号炉、3号炉、4号炉、5号炉及び6号炉〕</u>  <u>組織は、津波によって交流電源を供給する全ての設備、海水を使用して原子炉施設を冷却する全ての設備及び使用済燃料プールを冷却する全ての設備の機能が喪失した場合、あるいは使用済燃料プールの冷却水の維持が困難な場合(以下「電源機能等喪失時」という。)における原子炉施設の保全の</u></p>	<p>記載の考え方</p> <p>第17条〔7号炉〕、第17条の3第、第17条の4〔1号炉、2号炉、3号炉、4号炉、5号炉及び6号炉〕、第17条の4〔7号炉〕及び第17条の5〔7号炉〕追記に伴う反映</p> <p>新規制基準適合性への適合が確認されていない炉については、従前どおりの要求事項とする。</p> <p>7号炉の重大事故等に対する1～6号炉側の措置として、使用済燃料プールの冷却水の維持が困難な場合の手順等を定める。</p> <p>TS-24 参照</p>	<p>該当規定文書</p> <p>・NM-51 運転管理基本マニュアル(既存)</p> <p>・NM-59 原子力災害対策基本マニュアル(新規)</p>	<p>記載内容の概要</p> <p>・第17条〔7号炉〕、第17条の3第、第17条の4〔1号炉、2号炉、3号炉、4号炉、5号炉及び6号炉〕、第17条の4〔7号炉〕及び第17条の5〔7号炉〕追記に伴う反映(新規記載)</p> <p>・1～6号炉の使用済燃料プールの冷却水の維持が困難な場合の措置を追加(新規記載)</p>

保安規定審査基準の要求事項に対する保安規定への記載内容

関連する実用炉規則	保安規定審査基準 (H25.6.19 制定、R1.12.25 最終改正)	原子炉施設保安規定		社内規定文書	
		記載すべき内容	記載の考え方	該当規定文書	記載内容の概要
		<p><u>ための活動を行う体制の整備として、次の各号を含む計画を策定する。</u></p> <p><u>(1)電源機能等喪失時における原子炉施設の保全のための活動を行うために必要な要員の配置</u></p> <p><u>(2)電源機能等喪失時における原子炉施設の保全のための活動を行う要員に対する訓練</u></p> <p><u>(3)電源機能等喪失時における原子炉施設の保全のための活動を行うために必要な可搬式発電機、可搬式動力ポンプ、ホース及びその他資機材の配備</u></p> <p><u>2. 組織は、前項の計画に基づき、電源機能等喪失時における原子炉施設の保全のための活動を実施する。</u></p> <p><u>3. 組織は、第1項及び第2項に定める事項について定期的に評価を行うとともに、評価の結果に基づき必要な措置を講じる。</u></p> <p>【添付1 省略】</p>			
	<p>12. LCOが設定されている設備等について、予防保全を目的とした保全作業をその機能が要求されている発電用原子炉の状態においてやむを得ず行う場合には、当該保全作業が限定され、原則としてAOT内に完了することとし、必要な安全措置を定め、確率論的リスク評価（PRA：Probabilistic Risk Assessment）等を用いて措置の有効性を検証することが定められていること。</p>	<p>(予防保全を目的とした保全作業を実施する場合)</p> <p>第74条 各GMは、予防保全を目的とした保全作業を実施するため、計画的に運転上の制限外に移行する場合は、当該運転上の制限を満足していないと判断した場合に要求される措置<sup>*1</sup>を、その有効性について確率論的リスク評価等を用いて検証した上で、要求される完了時間の範囲内で実施する。</p> <p>2. 各GMは、予防保全を目的とした保全作業を実施するため、計画的に運転上の制限外に移行する場合であって、当該運転上の制限を満足していないと判断した場合に要求される措置を要求される完了時間の範囲を超えて保全作業を実施する場合は、あらかじめ必要な安全措置<sup>*1</sup>を定め、その有効性について確率論的リスク評価等を用いて検証し、原子炉主任技術者の確認を得て実施する。</p> <p>3. <u>各GMは、表74で定める設備について、保全計画に基づき定期的に行う保全作業を実施するため、計画的に運転上の制限外に移行する場合は、同表に定める保全作業時の措置を実施する。なお、要求される完了時間の範囲を超えて保全作業を実施する場合は、あらかじめ必要な安全措置<sup>*2</sup>を定め、その</u></p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>審査基準にPRA等を用いて検証することが記載されたことによる反映。</li> <li>保全計画に基づき定期的に行う点検・保守を実施する場合の点検時の措置を追記。</li> <li>TS-35 参照</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>NM-55 保守管理基本マニュアル(既存)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>予防保全を目的とした保全作業について既に記載していることから変更なし。</li> <li>予防保全を目的とした保全作業については、法令に基づく点検・保守、自プラント及び他プラントの事故・故障の再発防止対策の水平展開として実施する点検・保守等に限ることを定める。</li> </ul>



保安規定審査基準の要求事項に対する保安規定への記載内容

関連する実用炉規則	保安規定審査基準 (H25.6.19 制定、R1.12.25 最終改正)	原子炉施設保安規定		社内規定文書	
		記載すべき内容	記載の考え方	該当規定文書	記載内容の概要
		<p><u>有効性について確率論的リスク評価等を用いて検証し、原子炉主任技術者の確認を得て実施する。</u></p> <p>4. 第1項、第2項及び第3項の実施については、第73条第1項の運転上の制限を満足しない場合とはみなさない。</p> <p>5. 各GMは、第1項、第2項又は第3項に基づく保全作業を行う場合、関係GMと協議し実施する。</p> <p>6. 第1項、第2項及び第3項の実施にあたっては、運転上の制限外へ移行した時点を保全作業に対する完了時間の起点とする。</p> <p>7. 各GMは、第1項を実施する場合、運転上の制限外に移行する前に、要求される措置<sup>※3</sup>を順次実施し、すべて終了した時点から24時間以内に運転上の制限外に移行する。</p> <p>8. 各GMは、第1項、第2項又は第3項を実施する場合、第73条第3項及び第8項に準拠する。<u>なお、第3項に基づき運転上の制限外に移行する場合は、「要求される措置」を「保全作業時の措置」に読み替えるものとする。</u></p> <p>9. 各GMは、第1項の要求される措置、第2項の安全措置及び第3項の保全作業時の措置を実施できなかった場合、当直長に連絡する。当直長は当該運転上の制限を満足していないと判断する。</p> <p>10. 当直長は、第2項及び第3項に基づく保全作業において当該運転上の制限外から復帰していると判断した場合は、当該号炉を所管する運転管理部長に報告し、当該号炉を所管する運転管理部長は原子炉主任技術者に報告する。</p> <p>※1:第3節各条の第2項に基づく事項として同様の措置を実施している場合は、第1項においては要求される措置、第2項においては必要な安全措置に代えることができる。</p> <p>※2:<u>表74に基づく事項として同様の措置を実施している場合は、必要な安全措置に代えることができる。</u></p> <p>※3:保全作業を実施する当該設備等に係る措置及び運転上の制限が適用されない状態へ移行する措置を除く。また、複数回の実施要求があるものについては、2回目以降の実施については除く。</p> <p>【表 74 新規追加】【省略】</p>			



保安規定審査基準の要求事項に対する保安規定への記載内容

関連する実用炉規則	保安規定審査基準 (H25.6.19 制定、R1.12.25 最終改正)	原子炉施設保安規定		社内規定文書									
		記載すべき内容	記載の考え方	該当規定文書	記載内容の概要								
		<p>(構成及び定義) 第11条</p> <p style="text-align: center;">【定義新規追加】</p> <table border="1"> <tr> <td>定事検停止後の原子炉起動</td> <td>定期事業者検査のために原子炉を停止した後の原子炉起動をいう。</td> </tr> <tr> <td>定事検停止時</td> <td>定期事業者検査のために原子炉が停止している期間をいう。</td> </tr> <tr> <td>重大事故</td> <td>実用炉規則第4条にて掲げる「炉心の著しい損傷及び核燃料物質貯蔵設備に貯蔵する燃料体又は使用済燃料の著しい損傷」をいう。</td> </tr> <tr> <td>使用済燃料プールに照射された燃料を貯蔵している期間</td> <td>使用済燃料プールに照射された燃料を1体以上貯蔵している期間をいう。</td> </tr> </table> <p>(原子炉冷却材圧力バウンダリの隔離弁管理) 第18条の2 〔7号炉〕 当直長は、<u>定事検停止後の原子炉起動前に、通常時閉、事故時閉となる手動弁のうち、開となるおそれがないように施錠管理を行う原子炉冷却材圧力バウンダリ隔離弁(原子炉側からみた第1弁)について、閉止施錠状態であることを確認する。</u></p>	定事検停止後の原子炉起動	定期事業者検査のために原子炉を停止した後の原子炉起動をいう。	定事検停止時	定期事業者検査のために原子炉が停止している期間をいう。	重大事故	実用炉規則第4条にて掲げる「炉心の著しい損傷及び核燃料物質貯蔵設備に貯蔵する燃料体又は使用済燃料の著しい損傷」をいう。	使用済燃料プールに照射された燃料を貯蔵している期間	使用済燃料プールに照射された燃料を1体以上貯蔵している期間をいう。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 「重大事故」及び「使用済燃料プールに照射された燃料を貯蔵している期間」についての定義を明確化</li> <li>・ 設置変更許可申請書に記載された内容を踏まえ保安規定に反映する。</li> <li>・ 上流文書(設置許可)から保安規定への記載方針参照 【5.1 原子炉圧力容器及び一次冷却設備】</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ NM-51 運転管理基本マニュアル(既存)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 原子炉冷却材圧力バウンダリ隔離弁管理について記載する。(新規記載)</li> </ul>
定事検停止後の原子炉起動	定期事業者検査のために原子炉を停止した後の原子炉起動をいう。												
定事検停止時	定期事業者検査のために原子炉が停止している期間をいう。												
重大事故	実用炉規則第4条にて掲げる「炉心の著しい損傷及び核燃料物質貯蔵設備に貯蔵する燃料体又は使用済燃料の著しい損傷」をいう。												
使用済燃料プールに照射された燃料を貯蔵している期間	使用済燃料プールに照射された燃料を1体以上貯蔵している期間をいう。												

保安規定審査基準の要求事項に対する保安規定への記載内容

関連する実用炉規則	保安規定審査基準 (H25.6.19 制定、R1.12.25 最終改正)	原子炉施設保安規定		社内規定文書																	
		記載すべき内容	記載の考え方	該当規定文書	記載内容の概要																
<p>(規定内容の変更なし)</p> <p><b>第55条(定期事業者検査の実施時期)</b> 定期事業者検査は、次の表の上欄に掲げる発電用原子炉施設の区分に応じ、同表の下欄に掲げる時期ごとに行うものとする。ただし、発電用原子炉の設置又は発電用原子炉の基数の増加に係る工事の後の初回の定期事業者検査については、その運転が開始された日以降十三月を超えない時期に行うものとする。</p> <p><b>第92条(保安規定)</b> 法第四十三条の三の二十四第一項の規定による保安規定の認可を受けようとする者は、認可を受けようとする工場又は事業所ごとに、次に掲げる事項について保安規定を定め、これを記載した申請書を原子力規制委員会に提出しなければならない。</p> <p>八 発電用原子炉施設の運転に関することであつて、次に掲げるもの ニ 発電用原子炉の運転期間に関すること。</p>	<p><b>実用炉規則第92条第1項第8号ニ</b> <b>発電用原子炉の運転期間</b></p> <p>1. <u>発電用</u>原子炉の運転期間の範囲内で、<u>発電用</u>原子炉を運転することが定められていること。</p> <p>2. 取替炉心の安全性評価を行うことが定められていること。なお、取替炉心の安全性評価に用いる期間は、当該取替炉心についての燃料交換の間隔から定まる期間としていること。</p>	<p>(原子炉の運転期間)</p> <p>第11条の2 所長は、表11の2に定める原子炉の運転期間<sup>※1</sup>の範囲内で運転を行う。なお、実用炉規則第55条第4項第1号に基づき、原子力規制委員会が定期事業者検査を行うべき時期を定めて承認している場合は、その承認を受けた時期の範囲内で運転を行う。</p> <p>表11の2</p> <table border="1"> <tr> <td></td> <td>1号炉</td> <td>2号炉</td> <td>3号炉</td> <td>4号炉</td> <td>5号炉</td> <td>6号炉</td> <td>7号炉</td> </tr> <tr> <td>原子炉の運転期間</td> <td>13ヶ月</td> <td>13ヶ月</td> <td>13ヶ月</td> <td>13ヶ月</td> <td>13ヶ月</td> <td>13ヶ月</td> <td>13ヶ月</td> </tr> </table> <p>※1:原子炉の運転期間とは、定期事業者検査が終了した日から、次回定期事業者検査を開始するために原子炉を停止するまでの期間をいう。なお、「原子炉を停止する」とは、当該原子炉の主発電機の解列をいう。以下、本条において同じ。</p> <p>(燃料取替実施計画)</p> <p>第82条 燃料GMは、原子炉運転のための燃料配置を変更する場合は、燃料を装荷するまでに取替炉心の配置及び燃料配置を変更する体制を燃料取替実施計画に定め、第2項に定める評価及び確認の結果を含めて原子炉主任技術者の確認を得て所長の承認を得る。</p> <p>【2項 省略】</p> <p>3. 燃料を装荷した後に、第2項で評価に用いた期間を延長する場合には、あらかじめ燃料GMは、その延長する期間も含め第2項に定める評価及び確認を行い、原子炉主任技術者の確認を得て所長に報告する。ただし、延長後の期間にわたり原子炉を運転できる取替炉心の燃焼度が、第2項の評価に用いた取替炉心の燃焼度を超えていない場合は除く。</p>		1号炉	2号炉	3号炉	4号炉	5号炉	6号炉	7号炉	原子炉の運転期間	13ヶ月	13ヶ月	13ヶ月	13ヶ月	13ヶ月	13ヶ月	13ヶ月	<p>記載の考え方</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>記載の適正化以外に審査基準の変更なし。</li> <li>法令改正に伴う変更。</li> <li>審査基準に変更なし。</li> </ul>	<p>該当規定文書</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>NM-51 運転管理基本マニュアル(既存)</li> <li>NM-52 燃料管理基本マニュアル(既存)</li> </ul>	<p>記載内容の概要</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>原子炉の運転期間について既に記載されていることから変更なし。</li> <li>取替炉心の安全評価等について既に記載していることから変更なし。</li> </ul>
	1号炉	2号炉	3号炉	4号炉	5号炉	6号炉	7号炉														
原子炉の運転期間	13ヶ月	13ヶ月	13ヶ月	13ヶ月	13ヶ月	13ヶ月	13ヶ月														

保安規定審査基準の要求事項に対する保安規定への記載内容

関連する実用炉規則	保安規定審査基準 (H25.6.19 制定、R1.12.25 最終改正)	原子炉施設保安規定		社内規定文書	
		記載すべき内容	記載の考え方	該当規定文書	記載内容の概要
	<p>3. 実用炉規則第92条第2項第1号に基づき、<u>実用炉規則第92条第1項第8号ニ</u>に掲げる発電用原子炉の運転期間を定め、又はこれを変更しようとする場合は、申請書に発電用原子炉の運転期間の設定に関する説明書(発電用原子炉の運転期間を変更しようとする場合は、<u>実用炉規則第82条第4項</u>の見直しの結果を記載した書類を含む。以下単に「説明書」という。)が添付されていること。</p>	[手続きに関する事項であり、保安規定には、記載なし]	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 手続きに関する事項であるため、保安規定及び2次文書他には記載しない。</li> </ul>		
	<p>4. <u>発電用原子炉</u>ごとに、説明書に記載された①発電用原子炉を停止して行う必要のある点検及び検査の間隔から定まる期間、②燃料交換の間隔から定まる期間(発電用原子炉起動から次回の定期事業者検査を開始するために発電用原子炉を停止するまでの期間)、のうちいずれか短い期間の範囲内で、<u>実用炉規則第55条</u>に定める定期事業者検査を実施すべき時期の区分を上限として、<u>発電用原子炉</u>の運転期間(定期事業者検査が終了した日から次回の定期事業者検査を開始するために発電用原子炉を停止するまでの期間)が記載されていること。なお、発電用原子炉の運転期間の設定に当たっては、発電用原子炉を起動してから定期事業者検査が終了するまでの期間も考慮していること。</p> <p>実用炉規則第82条第4項の見直しの結果の内容は、「<u>実用発電用原子炉施設における高経年化対策実施ガイ</u></p>	[手続きに関する事項であり、保安規定には、記載なし]	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 手続きに関する事項であるため、保安規定には記載しない。</li> </ul>		

保安規定審査基準の要求事項に対する保安規定への記載内容

関連する実用炉規則	保安規定審査基準 (H25.6.19 制定、R1.12.25 最終改正)	原子炉施設保安規定		社内規定文書	
		記載すべき内容	記載の考え方	該当規定文書	記載内容の概要
	<p><u>ド1(原管P発第1306198号(平成25年6月19日原子力規制委員会決定))</u>を参考として記載していること。</p> <p>5. 特に、同結果において、発電用原子炉の運転期間の変更に伴う長期施設管理方針の変更の有無及びその理由が明らかとなっていること。</p> <p>6. <u>発電用原子炉の運転期間を延長する場合には、実用炉規則第55条</u>に定める定期事業者検査を実施すべき時期の区分を上限として、段階的に延長することとなっていること。</p> <p>7. 運転期間が13月を超える延長の場合には、当該延長に伴う許可を受けたところによる基本設計ないし基本的設計方針に則した影響評価の結果が説明書に記載されていること。</p> <p>8. 説明書に記載された燃料交換の間隔から定まる期間については、期間を変更した後においても<u>発電用原子炉の安全性</u>について許可を受けたところによる基本設計ないし基本的設計方針を満たしていること。</p>	<p>[運転期間の変更は実施していないことから、該当なし]</p> <p>[運転期間の延長は実施していないことから、該当なし]</p> <p>[運転期間の延長は実施していないことから、該当なし]</p> <p>[運転期間の延長は実施していないことから、該当なし]</p>			

保安規定審査基準の要求事項に対する保安規定への記載内容

関連する実用炉規則	保安規定審査基準 (H25.6.19 制定、R1.12.25 最終改正)	原子炉施設保安規定		社内規定文書	
		記載すべき内容	記載の考え方	該当規定文書	記載内容の概要
<p>第 92 条(保安規定)</p> <p>法第四十三条の三の二十四第一項の規定による保安規定の認可を受けようとする者は、認可を受けようとする工場又は事業所ごとに、次に掲げる事項について保安規定を定め、これを記載した申請書を原子力規制委員会に提出しなければならない。</p> <p>八 発電用原子炉施設の運転に関することであつて、次に掲げるもの</p> <p>ホ 発電用原子炉施設の運転の安全審査に関すること。</p>	<p><u>実用炉規則第 92 条第 1 項第 8 号ホ</u> 発電用原子炉施設の運転の安全審査</p> <p>1. <u>発電用</u>原子炉施設の保安に関する重要事項及び<u>発電用</u>原子炉施設の保安運営に関する重要事項を審議する委員会の設置、構成及び審議事項について定められていること。</p>	<p>(原子力発電保安委員会)</p> <p>第6条 本社に原子力発電保安委員会(以下「保安委員会」という。)を設置する。 【2項, 3項 省略】</p> <p>4. 保安委員会は、委員長、原子力安全・統括部長、原子力運営管理部長、原子力設備管理部長、原子炉主任技術者に加え、GM以上の職位の者から委員長が指名した者で構成する。 【以下, 省略】</p> <p>(原子力発電保安運営委員会)</p> <p>第7条 発電所に原子力発電保安運営委員会(以下「運営委員会」という。)を設置する。</p> <p>2. 運営委員会は、発電所における原子炉施設の保安運営に関する次の事項を審議し、確認する。ただし、あらかじめ運営委員会にて定めた軽微な事項は、審議事項に該当しない。</p> <p>(1)保安管理体制に関する事項 (2)原子炉施設の定期的な評価に関する事項 (3)運転管理に関する事項<sup>※1</sup> (4)燃料管理に関する事項 (5)放射性廃棄物管理に関する事項 (6)放射線管理に関する事項 (7)施設管理に関する事項 (8)原子炉施設の改造に関する事項 (9)緊急時における運転操作に関する事項 (10)事故・故障の水平展開の実施状況に関する事項</p> <p>3. 所長を委員長とする。</p> <p>4. 運営委員会は、委員長、原子力安全センター所長、安全総括部長、原子炉主任技術者、電気主任技術者、ボイラー・タービン主任技術者に加え、GM以上の職位の者から委員長が指名した者で構成する。</p> <p>※1：以下の事項を含む。 ・誤操作の防止に関する事項（7号炉）</p>	<p>・記載の適正化以外に審査基準の変更なし。</p> <p>・設置変更許可申請書で前提とした運転管理事項の反映</p> <p>・第4章 運転管理に新規追加された第17条関連に関する事項の追記</p>	<p>・NM-24 保安管理基本マニュアル(既存)</p> <p>・NM-24 保安管理基本マニュアル(既存)</p>	<p>・原子力発電安全委員会について既に記載していることから変更なし。</p> <p>・「運転管理に関する事項」の項目に「誤操作防止に関する事項」、「火災発生時、内部溢水発生時、火山影響等発生時、その他自然災害発生時等及び有毒ガス発生時の体制の整備に関する事項」及び「重大事故等発生時及び大規模損壊発生時の体制の整備に関する事項」を記載する。(新規記載)</p>



保安規定審査基準の要求事項に対する保安規定への記載内容

関連する実用炉規則	保安規定審査基準 (H25.6.19 制定、R1.12.25 最終改正)	原子炉施設保安規定		社内規定文書	
		記載すべき内容	記載の考え方	該当規定文書	記載内容の概要
		<ul style="list-style-type: none"> <li>・<u>火災発生時、内部溢水発生時（7号炉）、火山影響等発生時（7号炉）、その他自然災害発生時等及び有毒ガス発生時（7号炉）の体制の整備に関する事項</u></li> <li>・<u>重大事故等発生時及び大規模損壊発生時の体制の整備に関する事項（7号炉）</u></li> </ul>			

保安規定審査基準の要求事項に対する保安規定への記載内容

関連する実用炉規則	保安規定審査基準 (H25.6.19 制定、R1.12.25 最終改正)	原子炉施設保安規定		社内規定文書	
		記載すべき内容	記載の考え方	該当規定文書	記載内容の概要
<p>第 92 条(保安規定)</p> <p>法第四十三条の三の二十四第一項の規定による保安規定の認可を受けようとする者は、認可を受けようとする工場又は事業所ごとに、次に掲げる事項について保安規定を定め、これを記載した申請書を原子力規制委員会に提出しなければならない。</p> <p>九 管理区域、保全区域及び周辺監視区域の設定並びにこれらの区域に係る立入制限等に関すること。</p>	<p><b>実用炉規則第 92 条第 1 項第 9 号</b></p> <p>管理区域、保全区域及び周辺監視区域の設定等</p> <p>1. 管理区域を明示し、管理区域における他の場所と区別するための措置を定め、管理区域の設定及び解除において実施すべき事項が定められていること。</p> <p>2. 管理区域内の区域区分について、汚染のおそれのない管理区域及びそれ以外の管理区域について表面汚染密度及び空気中の放射性物質濃度の基準値が定められていること。</p>	<p>(管理区域の設定及び解除)</p> <p>第93条 管理区域は、添付4に示す区域とする。</p> <p>2. 放射線管理GMは、管理区域を壁、柵等の区画物によって区画する他、標識を設けることによって明らかに他の場所と区別する。</p> <p>3. 放射線管理GMは、管理区域の解除を行う場合は、法令に定める管理区域に係る値を超えていないことを確認する。</p> <p>4. 放射線管理GMは、添付4における管理区域境界付近又は管理区域設定・解除予定エリアにおいて、表93に示す作業を行う場合で、3ヶ月以内に限り管理区域を設定又は解除することができる。設定又は解除にあたって、放射線管理GMは目的、期間及び場所を明らかにするとともに、あらかじめ法令に定める管理区域に係る条件を満足できることを確認する。なお、当該エリアを元に戻す場合についても、放射線管理GMはあらかじめ法令に定める管理区域に係る条件を満足できることを確認する。</p> <p>【以下、省略】</p> <p>(管理区域内における区域区分)</p> <p>第94条 放射線管理GMは、管理区域を次のとおり区分することができる。</p> <p>(1)表面汚染密度及び空気中の放射性物質濃度が法令に定める管理区域に係る値を超えるおそれのない区域(以下「汚染のおそれのない管理区域」という。)</p> <p>(2)表面汚染密度又は空気中の放射性物質濃度が法令に定める管理区域に係る値を超える区域又は超えるおそれのある区域</p> <p>2. 汚染のおそれのない管理区域は、添付4に示す区域とする。</p> <p>【以下、省略】</p>	<p>・ 審査基準に変更なし。</p> <p>・ 審査基準に変更なし。</p>	<p>・ NM-53 放射線管理基本マニュアル(既存)</p> <p>・ NM-53 放射線管理基本マニュアル(既存)</p>	<p>・ 管理区域の設定及び解除について既に記載していることから変更なし。</p> <p>・ 管理区域内の区域区分について既に記載していることから変更なし。</p>

保安規定審査基準の要求事項に対する保安規定への記載内容

関連する実用炉規則	保安規定審査基準 (H25.6.19 制定、R1.12.25 最終改正)	原子炉施設保安規定		社内規定文書	
		記載すべき内容	記載の考え方	該当規定文書	記載内容の概要
	3. 管理区域内において特別措置が必要な区域について講ずべき措置を定め、特別措置を実施する外部放射線に係る線量当量率、空気中の放射性物質濃度及び床、壁その他人の触れるおそれのある物の表面汚染密度の基準が定められていること。	(管理区域内における特別措置) 第95条  【以下、省略】	・ 審査基準に変更なし。	・ NM-53 放射線管理基本マニュアル(既存)	・ 管理区域内における特別措置について既に記載していることから変更なし。
	4. 管理区域への出入管理に係る措置事項が定められていること。	(管理区域への出入管理) 第96条  【以下、省略】	・ 審査基準の変更なし。	・ NM-53 放射線管理基本マニュアル(既存)	・ 管理区域への出入管理について既に記載していることから変更なし。
	5. 管理区域から退出する場合等の表面汚染密度の基準が定められていること。	(管理区域出入者の遵守事項) 第97条  【以下、省略】	・ 審査基準に変更なし。	・ NM-53 放射線管理基本マニュアル(既存)	・ 管理区域から退出する場合等の表面汚染密度について既に記載していることから変更なし。
	6. 管理区域へ出入りする者に遵守させるべき事項及びそれを遵守させる措置が定められていること。	(管理区域外等への搬出及び運搬) 第104条  【以下、省略】	・ 審査基準に変更なし。	・ NM-53 放射線管理基本マニュアル(既存)	・ 管理区域から退出する場合等の表面汚染密度について既に記載していることから変更なし。
	7. 管理区域から物品又は核燃料物質等の搬出及び運搬をする際に講ずべき事項が定められていること。	(発電所外への運搬) 第105条  【以下、省略】	・ 審査基準の変更なし。	・ NM-53 放射線管理基本マニュアル(既存)	・ 管理区域外等への搬出及び運搬については記載していることから変更なし。

保安規定審査基準の要求事項に対する保安規定への記載内容

関連する実用炉規則	保安規定審査基準 (H25.6.19 制定、R1.12.25 最終改正)	原子炉施設保安規定		社内規定文書	
		記載すべき内容	記載の考え方	該当規定文書	記載内容の概要
	8. 保全区域を明示し、保全区域についての管理措置が定められていること。	(保全区域) 第98条 保全区域は、添付5に示す区域とする。  【以下、省略】  【添付5 省略】	・ 審査基準の変更なし。	・ NM-53 放射線管理基本マニュアル(既存)	・ 保全区域について既に記載していることから変更なし。
	9. 周辺監視区域を明示し、業務上立ち入る者を除く者が周辺監視区域に立ち入らないように制限するために講ずべき措置が定められていること。	(周辺監視区域) 第99条  【以下、省略】	・ 審査基準の変更なし。	・ NM-53 放射線管理基本マニュアル(既存)	・ 周辺監視区域の立ち入りについて既に記載していることから変更なし。
	10. 役務を供給する事業者に対して遵守させる放射線防護上の必要事項及びこれを遵守させる措置が定められていること。	(協力企業の放射線防護) 第106条  【以下、省略】	・ 審査基準に変更なし。	・ NM-53 放射線管理基本マニュアル(既存)	・ 協力企業の放射線防護について既に記載していることから変更なし。
		(頻度の定義) 第92条の2 本章でいう測定頻度に関する考え方は、表92の2のとおりとする。  【以下、省略】			

保安規定審査基準の要求事項に対する保安規定への記載内容

関連する実用炉規則	保安規定審査基準 (H25.6.19 制定、R1.12.25 最終改正)	原子炉施設保安規定		社内規定文書	
		記載すべき内容	記載の考え方	該当規定文書	記載内容の概要
<p><b>第92条(保安規定)</b></p> <p>法第四十三条の三の二十四第一項の規定による保安規定の認可を受けようとする者は、認可を受けようとする工場又は事業所ごとに、次に掲げる事項について保安規定を定め、これを記載した申請書を原子力規制委員会に提出しなければならない。</p> <p>十 排気監視設備及び排水監視設備に関すること。</p>	<p><b>実用炉規則第92条第1項第10号</b> <b>排気監視設備及び排水監視設備</b></p> <p>1. 放射性気体廃棄物及び放射性液体廃棄物の放出物質濃度の測定等の放出管理に係る設備の設置及び機能の維持の方法並びにその使用方法が定められていること。</p> <p>2. これらの設備の機能の維持の方法については、施設全体の管理方法の一部として、第18号における施設管理に関する事項と併せて定められていてもよい。また、これらの設備のうち放射線測定に係るものの使用方法については、施設全体の管理方法の一部として、第12号における放射線測定器の管理及び放射線の測定の方法に関する事項と併せて定められていてもよい。</p>	<p>(放射性液体廃棄物の管理)</p> <p>第89条</p> <p>【以下、省略】</p> <p>(放射性気体廃棄物の管理)</p> <p>第90条</p> <p>【以下、省略】</p> <p>(放出管理用計測器の管理)</p> <p>第91条 各GMは、表91に定める放出管理用計測器について、同表に定める数量を確保する。また、定期的に点検を実施し機能維持を図る。ただし、故障等により使用不能となった場合は、修理又は代替品を補充する。なお、環境施設GMは排水モニタに限り、修理又は代替品を補充することができる。</p>	<p>・ 審査基準に変更なし。</p>	<p>・NM-54 放射性廃棄物管理基本マニュアル(既存)</p> <p>・NM-54 放射性廃棄物管理基本マニュアル(既存)</p> <p>・NM-54 放射性廃棄物管理基本マニュアル(既存)</p>	<p>・ 放射性液体廃棄物の管理について既に記載していることから変更なし。</p> <p>・ 放射性気体廃棄物の管理について既に記載していることから変更なし。</p> <p>・ 放出管理用計測器の機能維持について既に記載していることから変更なし。</p>



保安規定審査基準の要求事項に対する保安規定への記載内容

関連する実用炉規則	保安規定審査基準 (H25.6.19 制定、R1.12.25 最終改正)	原子炉施設保安規定		社内規定文書	
		記載すべき内容	記載の考え方	該当規定文書	記載内容の概要
<p><b>第92条(保安規定)</b></p> <p>法第四十三条の三の二十四第一項の規定による保安規定の認可を受けようとする者は、認可を受けようとする工場又は事業所ごとに、次に掲げる事項について保安規定を定め、これを記載した申請書を原子力規制委員会に提出しなければならない。</p> <p>十一 線量、線量当量、放射性物質の濃度及び放射性物質によって汚染された物の表面の放射性物質の密度の監視並びに汚染の除去に関すること。</p>	<p><b>実用炉規則第92条第1項第11号</b> <b>線量、線量当量、汚染の除去等</b></p> <p>1. 放射線業務従事者が受ける線量について、線量限度を超えないための措置（個人線量計の管理の方法を含む。）が定められていること。</p> <p>2. 国際放射線防護委員会(ICRP)が1977年勧告で示した放射線防護の基本的考え方を示す概念(as low as reasonably achievable。以下「ALARA」という。)の精神にのっとり、放射線業務従事者が受ける線量を管理することが定められていること。</p>	<p>(放射線業務従事者の線量管理等)</p> <p>第100条 各GMは、管理区域内で作業を実施する場合、作業内容に応じて作業計画を立案するとともに、放射線防護上必要な措置を講じることで放射線業務従事者の線量低減に努める。</p> <p>2. 放射線安全GMは、所員の放射線業務従事者の実効線量及び等価線量を表100に定める項目及び頻度に基づき評価し、法令に定める線量限度を超えていないことを確認する。</p> <p>(放射線計測器類の管理)</p> <p>第103条 各GMは、表103及び表66-15の66-15-1監視測定設備に定める放射線計測器類について、各表に定める数量を確保する。また、定期的に点検を実施し機能維持を図る。ただし、故障等により使用不能となった場合は、修理又は代替品を補充する。</p> <p>(放射線管理に係る基本方針)</p> <p>第92条 発電所における放射線管理に係る保安活動は、放射線による従業員等の被ばくを、定められた限度以下であってかつ合理的に達成可能な限り低い水準に保つよう実施する。</p> <p>(放射線業務従事者の線量管理等)</p> <p>第100条 各GMは、管理区域内で作業を実施する場合、作業内容に応じて作業計画を立案するとともに、放射線防護上必要な措置を講じることで放射線業務従事者の線量低減に努める。</p> <p>2. 放射線安全GMは、所員の放射線業務従事者の実効線量及び等価線量を表100に定める項目及び頻度に基づき評価し、法令に定める線量限度を超えていないことを確認する。</p>	<p>・線量の評価から放射線業務者の線量の管理等へ変更されたことによる反映</p> <p>・審査基準にALARAに係る記載が追記されたことによる反映</p>	<p>・NM-53 放射線管理基本マニュアル(既存)</p> <p>・NM-53 放射線管理基本マニュアル(既存)</p>	<p>・放射線業務従事者の線量管理等について既に記載していることから変更なし。</p> <p>・第66条重大事故等対処設備で管理する機器について記載する。(新規記載)</p> <p>・放射線管理に係る基本方針について既に記載していることから変更なし。</p>

保安規定審査基準の要求事項に対する保安規定への記載内容

関連する実用炉規則	保安規定審査基準 (H25.6.19 制定、R1.12.25 最終改正)	原子炉施設保安規定		社内規定文書																				
		記載すべき内容	記載の考え方	該当規定文書	記載内容の概要																			
	<p>3. 実用炉規則第78条に基づく床、壁等の除染を実施すべき表面汚染密度の明確な基準が定められていること。</p> <p>4. 管理区域及び周辺監視区域境界付近における線量当量率等の測定に関する事項が定められていること。</p>	<p>(床、壁等の除染) 第101条</p> <p>【以下、省略】</p> <p>(外部放射線に係る線量当量率等の測定) 第102条の2 放射線管理GMは、表102の2-1及び表102の2-2(第94条第1項(2)の区域内に設定した汚染のおそれのない管理区域内に限る。)に定める管理区域内における測定項目について、同表に定める頻度で測定する。ただし、人の立ち入れない措置を講じた管理区域については、この限りでない。</p> <p>【中略】</p> <p>表102の2-1</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>場 所</th> <th>測 定 項 目</th> <th>測 定 頻 度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="4">1. 管理区域内<sup>※1</sup></td> <td>外部放射線に係る線量当量率<sup>※2</sup></td> <td>毎日運転中に1回</td> </tr> <tr> <td>外部放射線に係る線量当量</td> <td>1週間に1回</td> </tr> <tr> <td>空気中の放射性物質濃度<sup>※3</sup></td> <td>1週間に1回</td> </tr> <tr> <td>表面汚染密度<sup>※3</sup></td> <td>1週間に1回</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">2. 周辺監視区域境界付近</td> <td>空気吸収線量</td> <td>3ヶ月に1回</td> </tr> <tr> <td>空気吸収線量率<sup>※4</sup></td> <td>常時</td> </tr> <tr> <td>空気中の粒子状放射性物質濃度</td> <td>3ヶ月に1回</td> </tr> </tbody> </table> <p>※1:人の立入頻度等を考慮して、被ばく管理上重要な項目について測定                  ※2:エリアモニタにおいて測定する項目                  ※3:汚染のおそれのない管理区域は、測定を省略することができる。                  ※4:モニタリングポストにおいて測定する項目</p> <p>【以下、省略】</p>	場 所	測 定 項 目	測 定 頻 度	1. 管理区域内 <sup>※1</sup>	外部放射線に係る線量当量率 <sup>※2</sup>	毎日運転中に1回	外部放射線に係る線量当量	1週間に1回	空気中の放射性物質濃度 <sup>※3</sup>	1週間に1回	表面汚染密度 <sup>※3</sup>	1週間に1回	2. 周辺監視区域境界付近	空気吸収線量	3ヶ月に1回	空気吸収線量率 <sup>※4</sup>	常時	空気中の粒子状放射性物質濃度	3ヶ月に1回	<ul style="list-style-type: none"> <li>審査基準に変更なし。</li> <li>審査基準に変更なし。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>NM-53 放射線管理基本マニュアル(既存)</li> <li>NM-53 放射線管理基本マニュアル(既存)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>床・壁等の除染について既に記載していることから変更なし。</li> <li>管理区域及び周辺監視区域境界付近における線量当量率等の測定について既に記載していることから変更なし。</li> </ul>
場 所	測 定 項 目	測 定 頻 度																						
1. 管理区域内 <sup>※1</sup>	外部放射線に係る線量当量率 <sup>※2</sup>	毎日運転中に1回																						
	外部放射線に係る線量当量	1週間に1回																						
	空気中の放射性物質濃度 <sup>※3</sup>	1週間に1回																						
	表面汚染密度 <sup>※3</sup>	1週間に1回																						
2. 周辺監視区域境界付近	空気吸収線量	3ヶ月に1回																						
	空気吸収線量率 <sup>※4</sup>	常時																						
	空気中の粒子状放射性物質濃度	3ヶ月に1回																						

保安規定審査基準の要求事項に対する保安規定への記載内容

関連する実用炉規則	保安規定審査基準 (H25.6.19 制定、R1.12.25 最終改正)	原子炉施設保安規定		社内規定文書	
		記載すべき内容	記載の考え方	該当規定文書	記載内容の概要
	5. 管理区域内で汚染のおそれのない区域に物品又は核燃料物質等を移動する際に講ずべき事項が定められていること。	(管理区域外等への搬出及び運搬) 第104条 【以下、省略】	・ 審査基準に変更なし。	・ NM-53 放射線管理基本マニュアル(既存)	・ 管理区域外等への搬出及び運搬について既に記載していることから変更なし。
	6. 核燃料物質等(新燃料、使用済燃料及び放射性固体廃棄物を除く。)の工場又は事業所の外への運搬に関する行為(工場又は事業所の外での運搬中に関するものを除く。)が定められていること。なお、この事項は、第13号又は第14号における運搬に関する事項と併せて定められていてもよい。	(管理区域外等への搬出及び運搬) 第104条 【以下、省略】  (発電所外への運搬) 第105条 【以下、省略】	・ 審査基準の変更を受けた保安規定への反映事項なし。	・ NM-53 放射線管理基本マニュアル(既存)  ・ NM-53 放射線管理基本マニュアル(既存)	・ 核燃料物質等の事業所外への運搬について既に記載していることから変更なし。
	7. 原子炉等規制法第61条の2第2項により認可を受けた場合においては、同項により認可を受けた放射能濃度の測定及び評価の方法に基づき、当該認可を受けた申請書等において記載された内容を満足するよう、同条第1項の確認を受けようとする物に含まれる放射性物質の放射能濃度の測定及び評価を行い、適切に取り扱うことが定められていること。なお、この事項は、放射性廃棄物との仕分け等を明確にするため、第14号における放射性廃棄物の管理に関する事項と併せて定められていてもよい。	[クリアランス規定は、採用していないため、保安規定に記載なし]			

保安規定審査基準の要求事項に対する保安規定への記載内容

関連する実用炉規則	保安規定審査基準 (H25.6.19 制定、R1.12.25 最終改正)	原子炉施設保安規定		社内規定文書	
		記載すべき内容	記載の考え方	該当規定文書	記載内容の概要
	<p>8. 放射性廃棄物でない廃棄物の取扱いに関することについては、「原子力施設における「放射性廃棄物でない廃棄物」の取扱いについて(指示)」(平成20・04・21原院第1号(平成20年5月27日原子力安全・保安院制定(NISA-111a-08-1)))を参考として定められていること。なお、この事項は、放射性廃棄物との仕分け等を明確にするため、第14号における放射性廃棄物の管理に関する事項と併せて定められていてもよい。</p>	<p>(放射性廃棄物でない廃棄物の管理) 第88条の2 【変更なし】</p> <p>(事故由来放射性物質の降下物の影響確認) 第88条の3 【変更なし】</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>審査基準に変更なし。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>NM-54 放射性廃棄物管理基本マニュアル(既存)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>放射性廃棄物でない廃棄物の管理について既に記載していることから変更なし。</li> </ul>
	<p>9. <u>汚染拡大防止のための放射線防護上、必要な措置が定められていること。</u></p>	<p>【第93条、第94条、第97条、第104条に管理区域に関して記載するが、ここでは省略】</p> <p>(床、壁等の除染) 第101条 【以下、省略】</p> <p><u>添付3 重大事故等及び大規模損壊対応に係る実施基準(第17条の7及び第17条の8関連)</u> <u>表16 中央制御室の居住性等に関する手順等放射線管理</u> <u>チェンジングエリア内では運転員等がモニタリングを行い、汚染が確認された場合は、チェンジングエリア内に設ける除染エリアにおいてウェットティッシュ等により除染を行う。除染による汚染水は、ウエスに染み込ませることで固体廃棄物として廃棄する。</u> <u>表18 緊急時対策所の居住性等に関する手順等放射線管理</u> <u>除染は拭き取りを基本とするが、拭き取りにて除染できない場合は、簡易シャワーにて水洗による除染を行う。簡易シャワーで発生した汚染水は、必要に応じてウエスへ染み込ませる等により固体廃棄物として廃棄する。</u></p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>汚染拡大防止のための放射線防護上、必要な措置を記載</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>NM-53 放射線管理基本マニュアル(既存)</li> <li>NM-59 原子力災害対策基本マニュアル(新規)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>汚染拡大防止について既に記載していることから変更なし。</li> <li>中央制御室、緊急時対策所の汚染拡大防止に必要な措置について追加(新規記載)</li> </ul>

保安規定審査基準の要求事項に対する保安規定への記載内容

関連する実用炉規則	保安規定審査基準 (H25.6.19 制定、R1.12.25 最終改正)	原子炉施設保安規定		社内規定文書	
		記載すべき内容	記載の考え方	該当規定文書	記載内容の概要
		<p><u>運転中の5号炉原子炉建屋内緊急時対策所可搬型陽圧化空調機が故障する等、切替えが必要となった場合は、待機側への切替えを行う。</u></p> <p><u>使用済の可搬型陽圧化空調機のフィルタ部分は非常に高線量になるため、フィルタ交換や使用済空調機を移動することによる被ばくを避けるため、放射線量が減衰して下がるまで、適切な遮蔽が設置されているその場所で一時保管する。</u></p>			



保安規定審査基準の要求事項に対する保安規定への記載内容

関連する実用炉規則	保安規定審査基準 (H25.6.19 制定、R1.12.25 最終改正)	原子炉施設保安規定		社内規定文書	
		記載すべき内容	記載の考え方	該当規定文書	記載内容の概要
<p>第 92 条(保安規定)</p> <p>法第四十三条の三の二十四第一項の規定による保安規定の認可を受けようとする者は、認可を受けようとする工場又は事業所ごとに、次に掲げる事項について保安規定を定め、これを記載した申請書を原子力規制委員会に提出しなければならない。</p> <p>十二 放射線測定器の管理及び放射線の測定の方法に関すること。</p>	<p>実用炉規則第 92 条第 1 項第 12 号</p> <p>放射線測定器の管理及び放射線の測定の方法</p> <p>1. 放射線測定器(放出管理用計測器及び放射線計測器を含む。以下同じ。)の種類、所管箇所、数量及び機能の維持の方法並びにその使用方法(測定及び評価の方法を含む。)が定められていること。</p>	<p>(放射性液体廃棄物の管理)</p> <p>第89条</p> <p>【以下、省略】</p> <p>(放射性気体廃棄物の管理)</p> <p>第90条</p> <p>【以下、省略】</p> <p>(放出管理用計測器の管理)</p> <p>第91条 各GMは、表91に定める放出管理用計測器について、同表に定める数量を確保する。また、定期的に点検を実施し機能維持を図る。ただし、故障等により使用不能となった場合は、修理又は代替品を補充する。なお、環境施設GMは排水モニタに限り、修理又は代替品を補充することができる。</p> <p>(外部放射線に係る線量当量率等の測定)</p> <p>第102条の2 放射線管理GMは、表102の2-1及び表102の2-2(第94条第1項(2)の区域内に設定した汚染のおそれのない管理区域内に限る。)に定める管理区域内における測定項目について、同表に定める頻度で測定する。ただし、人の立ち入れない措置を講じた管理区域については、この限りでない。</p> <p>【中略】</p> <p>(放射線計測器類の管理)</p> <p>第103条 各GMは、表103及び表66-15の66-15-1監視測定設備に定める放射線計測器類について、各表に定める数量を確保する。また、定期的に点検を実施し機能維持を図る。ただし、故障等により使用不能となった場合は、修理又は代替品を補充する。</p>	<p>・ 審査基準に放射線測定器の管理方法が追記されたことによる反映</p>	<p>・ NM-53 放射線管理基本マニュアル(既存)</p> <p>・ NM-53 放射線管理基本マニュアル(既存)</p>	<p>・ 放出管理用計測器について既に記載していることから変更なし。</p> <p>・ 第 66 条重大事故等対処設備で管理する機器について記載する。(新規記載)</p>

保安規定審査基準の要求事項に対する保安規定への記載内容

関連する実用炉規則	保安規定審査基準 (H25.6.19 制定、R1.12.25 最終改正)	原子炉施設保安規定		社内規定文書	
		記載すべき内容	記載の考え方	該当規定文書	記載内容の概要
	2. 放射線測定器の機能の維持の方法については、施設全体の管理方法の一部等として、第18号における施設管理に関する事項と併せて定められていてもよい。				

保安規定審査基準の要求事項に対する保安規定への記載内容

関連する実用炉規則	保安規定審査基準 (H25.6.19 制定、R1.12.25 最終改正)	原子炉施設保安規定		社内規定文書	
		記載すべき内容	記載の考え方	該当規定文書	記載内容の概要
<p><b>第 92 条(保安規定)</b></p> <p>法第四十三条の三の二十四第一項の規定による保安規定の認可を受けようとする者は、認可を受けようとする工場又は事業所ごとに、次に掲げる事項について保安規定を定め、これを記載した申請書を原子力規制委員会に提出しなければならない。</p> <p>十三 核燃料物質の受払い、運搬、貯蔵その他の取扱い(工場又は事業所の外において行う場合を含む。)に関すること。</p> <p><b>第 88 条(工場又は事業所において行われる運搬)</b></p> <p>法第四十三条の三の二十二第一項の規定により、発電用原子炉設置者は、発電用原子炉施設を設置した工場又は事業所において行われる核燃料物質によって汚染された物(以下この項において「核燃料物質等」という。)の運搬に関し、次の各号に掲げる措置を講じ、運搬前にこれらの措置の実施状況を確認しなければならない。</p>	<p><b>実用炉規則第 92 条第 1 項第 13 号</b> <b>核燃料物質の受払い、運搬、貯蔵等</b></p> <p>1. 工場又は事業所内における新燃料の運搬及び貯蔵並びに使用済燃料の運搬及び貯蔵に際して、臨界に達しないようにする措置その他の保安のために講ずべき措置を講ずること、貯蔵施設における貯蔵の条件等が定められていること。</p> <p>2. 新燃料及び使用済燃料の工場又は事業所の外への運搬に関する行為(工場又は事業所の外での運搬中に関するものを除く。)に関することが定められていること。なお、この事項は、第11号又は第14号における運搬に関する事項と併せて定められていてもよい。</p>	<p>(新燃料の運搬)</p> <p>第79条 燃料GMは、新燃料輸送容器から新燃料を取り出す場合及び新燃料を新燃料輸送容器に収納する場合は、原子炉建屋クレーンを使用する。</p> <p>2. 燃料GMは、管理区域内において、新燃料を運搬する場合は、運搬前に次の事項を確認する。</p> <p>(1) 車両への積付けは、運搬中に移動、転倒又は転落を防止する措置を講ずること。</p> <p>(2) 法令に定める危険物と混載しないこと。</p> <p>(3) 新燃料が臨界に達しない措置を講ずること。<sup>※1</sup></p> <p>3. 燃料GMは、管理区域外において、新燃料を運搬する場合は、運搬前に第2項(1)から(3)に加え、次の事項を確認する。</p> <p>(1) 法令に適合する容器に封入すること。<sup>※1</sup></p> <p>(2) 容器及び車両の適当な箇所に法令に定める標識を付けること。</p> <p>(3) 運搬経路に標識を設けること等の方法により、関係者以外の者及び他の車両の立入りを制限するとともに、必要な箇所に見張り人を配置すること。</p> <p>(4) 車両を徐行させること。</p> <p>(5) 核燃料物質の取扱いに関し、相当の知識及び経験を有する者を同行させ、保安のために必要な監督を行わせること。</p> <p>4. 放射線管理GMは、第3項の運搬において、運搬前に容器等の線量当量率が法令に定める値を超えていないこと及び容器の表面の放射性物質の密度(以下「表面汚染密度」という。)が法令に定める表面密度限度の10分の1を超えていないことを確認する<sup>※1</sup>。ただし、第94条第1項(1)に定める区域から運搬する場合は、表面汚染密度について確認を省略できる。</p> <p>5. 放射線管理GMは、燃料GMが管理区域内で第94条第1項(1)に定める区域に新燃料を移動する場合は、移動前に新燃料を収納した新燃料輸送容器の表面汚染密度が法令に定める表面密度限度の10分の1を超えていないことを確認する。</p> <p>6. 燃料GMは、新燃料を発電所外に運搬する場合は、輸送物が法令に定められた技術基準に適合し</p>	<p>・ 運搬前の措置の確認行為について反映</p>	<p>・ NM-52 燃料管理基本マニュアル(既存)</p>	<p>・ 新燃料の運搬については既に記載していることから変更なし。</p>

保安規定審査基準の要求事項に対する保安規定への記載内容

関連する実用炉規則	保安規定審査基準 (H25.6.19 制定、R1.12.25 最終改正)	原子炉施設保安規定		社内規定文書	
		記載すべき内容	記載の考え方	該当規定文書	記載内容の概要
		<p>たものであることを確認するために、次の検査を実施する。</p> <p>(1)外観検査 (2)線量当量率検査 (3)未臨界検査 (4)吊上検査 (5)重量検査 (6)収納物検査 (7)表面密度検査</p> <p>7. 燃料GMは、新燃料を発電所外に運搬する場合は、所長の承認を得る。</p> <p>8. 実用炉規則第88条第4項を適用している間は、本条は適用とならない。</p> <p>※1: 発電所構外より発電所構内に搬入される場合は、発送前確認をもって代えることができる。</p> <p>(新燃料の貯蔵) 第80条 燃料GMは、新燃料を貯蔵する場合は、次の事項を遵守する。</p> <p>(1)新燃料貯蔵庫又は使用済燃料プール(以下「貯蔵施設」という。)に貯蔵すること。 ただし、MOX燃料は、使用済燃料プールに貯蔵すること。</p> <p>(2)貯蔵施設の目につきやすい場所に貯蔵上の注意事項を掲示すること。</p> <p>(3)原子炉建屋クレーン又は燃料取替機を使用すること。</p> <p>(4)貯蔵施設において新燃料が臨界に達しない措置を講じること。</p> <p><u>(5)使用済燃料プールに貯蔵する場合は、原子炉に全ての燃料が装荷されている状態で、使用済燃料プールに1炉心以上の使用済燃料貯蔵ラックの空き容量を確保すること(7号炉)。</u></p> <p>(使用済燃料の貯蔵) 第85条 燃料GMは、発電所内において、使用済燃料(以下、照射された燃料を含む。)を貯蔵する場合</p>	<p>・ 設置変更許可申請書記載事項に基づき反映</p> <p>・ TS-38 参照</p> <p>・ 工認記載事項に基づき反映</p> <p>・ TS-38 参照</p>	<p>・ NM-52 燃料管理基本マニュアル(既存)</p> <p>・ NM-52 燃料管理基本マニュアル(既存)</p>	<p>・ 新燃料の貯蔵について既に記載していることから変更なし。</p> <p>・ 使用済燃料プールに1炉心以上の空き容量が確保されていることを確認する旨を記載する。(新規記載)</p>

保安規定審査基準の要求事項に対する保安規定への記載内容

関連する実用炉規則	保安規定審査基準 (H25.6.19 制定、R1.12.25 最終改正)	原子炉施設保安規定		社内規定文書	
		記載すべき内容	記載の考え方	該当規定文書	記載内容の概要
		<p>は、次の事項を遵守する。</p> <p>(1)各号炉の使用済燃料を表85に定める使用済燃料プールに貯蔵すること。</p> <p>(2)使用済燃料プールの目につきやすい場所に貯蔵上の注意事項を掲示すること。</p> <p>(3)燃料取替機を使用すること。</p> <p>(4)使用済燃料プールにおいて燃料が臨界に達しない措置を講じること。</p> <p>(5)使用済燃料貯蔵ラックに収納することが適切ではないと判断した使用済燃料については、破損燃料容器に収納する等の措置を講じること。</p> <p><u>(6)原子炉に全ての燃料が装荷されている状態で、使用済燃料プールに1炉心以上の使用済燃料貯蔵ラックの空き容量を確保すること(7号炉)。</u></p> <p>2. 燃料GMは、使用済燃料中間貯蔵施設で使用する貯蔵容器に使用済燃料を収納する場合は、次の事項を遵守する。</p> <p>(1)実用炉規則第89条第2項第2号に基づき、使用済燃料を選定すること。</p> <p>(2)使用済燃料について、貯蔵の終了まで密封し、健全性を維持するよう容器に封入すること。</p> <p><u>3. 各GMは、使用済燃料プール周辺に設置する設備について、使用済燃料プールに影響を及ぼす落下物となる可能性が考えられる場合は、落下を防止する措置を講じること(7号炉)。</u></p> <p style="text-align: center;">【表 85 省略】</p> <p>(使用済燃料の運搬)</p> <p>第86条 燃料GMは、使用済燃料輸送容器から使用済燃料を取り出す場合は、使用済燃料プールにおいて、燃料取替機を使用する。</p> <p>2. 燃料GMは、発電所内において、使用済燃料を運搬する場合は、運搬前に次の事項を確認し、使用済燃料プールにおいて、使用済燃料輸送容器に収納する。</p> <p>(1)法令に適合する容器を使用すること。</p> <p>(2)燃料取替機を使用すること。</p> <p>(3)使用済燃料が臨界に達しない措置を講じること。</p> <p>(4)収納する使用済燃料のタイプ及び冷却期間が、容器の収納条件に適合していること。</p>	<p>・ 工認記載事項に基づき反映</p> <p>・ TS-38 参照</p>	<p>・ NM-52 燃料管理基本マニュアル(既存)</p>	<p>・ 使用済燃料プールに1炉心以上の空き容量が確保されていることを確認する旨を記載する。(新規記載)</p> <p>・ 使用済燃料の貯蔵に際し、落下を防止する措置を講じること等について記載する。(新規記載)</p>



保安規定審査基準の要求事項に対する保安規定への記載内容

関連する実用炉規則	保安規定審査基準 (H25.6.19 制定、R1.12.25 最終改正)	原子炉施設保安規定		社内規定文書	
		記載すべき内容	記載の考え方	該当規定文書	記載内容の概要
	<p>3. 燃料取替に際して、炉心の核的制限値及び熱的制限値の範囲内で運転するために取替炉心の安全性評価を許可を受けたところによる安全評価と同様に行った上で燃料装荷実施計画を定めること及び燃料移動手順に従うこと等が定められていること。なお、<u>発電用原子炉の運転期間の設定に関する説明書</u>において取替炉心ごとに管理とした項目が、取替炉心の安全性評価項目等として定められていること。</p>	<p>(5) <u>原子炉建屋クレーンにより使用済燃料輸送容器を使用済燃料プール上で取り扱う場合は、キャスクピットゲートを閉止すること及び使用済燃料輸送容器の移動範囲や移動速度を制限すること(7号炉)。</u></p> <p>【3項から6項 省略】</p> <p>(燃料取替実施計画) 第82条 燃料GMは、原子炉運転のための燃料配置を変更する場合は、燃料を装荷するまでに取替炉心の配置及び燃料配置を変更する体制を燃料取替実施計画に定め、第2項に定める評価及び確認の結果を含めて原子炉主任技術者の確認を得て所長の承認を得る。</p> <p>【2項, 3項 省略】</p> <p>(燃料移動手順) 第83条 燃料GMは、原子炉内及び原子炉と使用済燃料プール間の燃料移動を実施する場合は、あらかじめ次の事項を満足する燃料移動手順を作成する。 (1) 制御棒を引き抜くセルについては、燃料をすべて取り出しておく。 (2) 燃料を装荷するセルについては、制御棒を全挿入しておく。 (3) 原子炉運転のための燃料配置に変更する場合は、燃料取替実施計画に定める配置とする。 (4) (1) 又は(2)を満足しないセルがある場合は、当該セルに隣接するセルの燃料をすべて取り出す。</p> <p>(燃料移動) 第84条 当直長は、第83条の燃料移動手順に従い、燃料取替機を使用して燃料移動を行う。 2. 当直長は、燃料移動時に全制御棒が全挿入の場合は表84-1-aについて確認する。</p>	<p>・ 記載の適正化以外に審査基準の変更なし。</p> <p>・ TS-38 参照</p>	<p>・ NM-52 燃料管理基本マニュアル(既存)</p> <p>・ NM-52 燃料管理基本マニュアル(既存)</p> <p>・ NM-52 燃料管理基本マニュアル(既存)</p>	<p>・ 使用済燃料の貯蔵に際し、落下を防止する措置を講じること等について記載する。(新規記載)</p> <p>・ 燃料の取替えについて既に記載していることから変更なし。</p> <p>・ 燃料移動手順について既に記載していることから変更なし。</p> <p>・ 燃料移動について既に記載していることから変更なし。</p>

保安規定審査基準の要求事項に対する保安規定への記載内容

関連する実用炉規則	保安規定審査基準 (H25.6.19 制定、R1.12.25 最終改正)	原子炉施設保安規定		社内規定文書	
		記載すべき内容	記載の考え方	該当規定文書	記載内容の概要
		3. 当直長は、前項の確認ができない場合は、表84-2-aの措置を講じる。 4. 当直長は、燃料移動時に制御棒引き抜きを伴う場合は、表84-1-bについて確認する。 5. 当直長は、前項の確認ができない場合は、表84-2-bの措置を講じる。 6. 当直長は、第2項から第5項の実施にあたっては、第72～75条に準拠する。 【表84-1-a, 84-1-b, 84-2-a及び84-2-b 省略】			

保安規定審査基準の要求事項に対する保安規定への記載内容

関連する実用炉規則	保安規定審査基準 (H25.6.19 制定、R1.12.25 最終改正)	原子炉施設保安規定		社内規定文書	
		記載すべき内容	記載の考え方	該当規定文書	記載内容の概要
<p><b>第92条(保安規定)</b></p> <p>法第四十三条の三の二十四第一項の規定による保安規定の認可を受けようとする者は、認可を受けようとする工場又は事業所ごとに、次に掲げる事項について保安規定を定め、これを記載した申請書を原子力規制委員会に提出しなければならない。</p> <p>十四 放射性廃棄物の廃棄(工場又は事業所の外において行う場合を含む。)に関すること。</p>	<p><b>実用炉規則第92条第1項第14号</b> <b>放射性廃棄物の廃棄</b></p> <p>1. 放射性固体廃棄物の貯蔵及び保管に係る具体的な管理措置並びに運搬に関し、放射線安全確保のための措置が定められていること。</p> <p>2. 放射性液体廃棄物の固型化等の処理及び放射性廃棄物の工場又は事業所の外への廃棄(放射性廃棄物の輸入を含む。)に関する行為の実施体制が定められていること。</p> <p>3. 放射性固体廃棄物の工場又は事業所の外への運搬に関する行為(工場又は事業所の外での運搬中に関するものを除く。)に係る体制が構築されていることが明記されていること。なお、この事項は、第11号及び第13号における運搬に関する事項と併せて定められているもよい。</p>	<p>(放射性固体廃棄物の管理)</p> <p>第88条 各GMは、次に定める放射性固体廃棄物等の種類に応じて、それぞれ定められた処理を施した上で、当該の廃棄施設等に貯蔵※又は保管する。</p> <p style="text-align: center;"><b>【省略】</b></p> <p>8. 放射性固体廃棄物を発電所外に廃棄する場合は、次の事項を実施する。</p> <p>(1)環境GMは、埋設する放射性固体廃棄物に関する記録を作成し、発電所外の廃棄に関する措置の実施状況を確認する。</p> <p>(2)環境GMは、発電所外の廃棄施設の廃棄事業者へ埋設する放射性固体廃棄物に関する記録を引き渡す。</p> <p>(3)環境GMは、放射性固体廃棄物を発電所外に廃棄するにあたって、所長の承認を得る。</p> <p>9. 環境GMは、放射性固体廃棄物を発電所外に運搬する場合は、所長の承認を得る。</p> <p>10. 環境GMは、運搬前に次の事項を確認する。</p> <p>(1)法令に適合する容器に封入されていること。</p> <p>(2)法令に定める書類及び物品以外のものが収納されていないこと。</p> <p>11. 放射線管理GMは、第9項の運搬において、運搬前に容器等の線量当量率が法令に定める値を超えていないこと及び容器等の表面汚染密度が法令に定める表面密度限度を超えていないことを確認する。ただし、第94条第1項(1)に定める区域から運搬する場合は、表面汚染密度についての確認を省略できる。</p> <p>※:貯蔵とは、保管の前段階のもので、廃棄とは異なるものをいう。</p>	<p>・審査基準の変更なし。</p> <p>・審査基準に核燃料物質等の事業所外運搬・外廃棄が追加されたことによる反映</p> <p>・審査基準に核燃料物質等の事業所外運搬・外廃棄が追加されたことによる反映</p>	<p>・NM-54 放射性廃棄物管理基本マニュアル(既存)</p> <p>・NM-54 放射性廃棄物管理基本マニュアル(既存)</p>	<p>・放射性固体廃棄物の貯蔵及び保管等について既に記載していることから変更なし。</p>

保安規定審査基準の要求事項に対する保安規定への記載内容

関連する実用炉規則	保安規定審査基準 (H25.6.19 制定、R1.12.25 最終改正)	原子炉施設保安規定		社内規定文書	
		記載すべき内容	記載の考え方	該当規定文書	記載内容の概要
	4. 放射性液体廃棄物の放出箇所、放射性液体廃棄物の放出管理目標値及び基準値を満たすための放出管理方法並びに放射性液体廃棄物の放出物質濃度の測定項目及び頻度が定められていること。	(放射性液体廃棄物の管理) 第89条  【以下、省略】	・審査基準の変更なし。	・NM-54 放射性廃棄物管理基本マニュアル(既存)	・放射性液体廃棄物の貯蔵及び保管等について既に記載していることから変更なし。
	5. 放射性気体廃棄物の放出箇所、放射性気体廃棄物の放出管理目標値を満たすための放出量管理方法並びに放射性気体廃棄物の放出物質濃度の測定項目及び頻度が定められていること。	(放射性気体廃棄物の管理) 第90条  【以下、省略】	・審査基準の変更なし。	・NM-54 放射性廃棄物管理基本マニュアル(既存)	・放射性気体廃棄物の貯蔵及び保管等について既に記載していることから変更なし。
	6. 平常時の環境放射線モニタリングの実施体制(計画、実施、評価等)について定められていること。	(平常時の環境放射線モニタリング) 第102条 放射線安全GMは、周辺環境への放射性物質の影響を確認するため、平常時の環境放射線モニタリングの計画を立案し、その計画に基づき測定を行い評価する。	・審査基準に環境放射線モニタリングに係る活動が追記されたことによる反映	・NM-54 放射性廃棄物管理基本マニュアル(既存)	
	7. ALARAの精神にのっとり、排気、排水等を管理することが定められていること。	(放射性廃棄物管理に係る基本方針) 第87条 発電所における放射性廃棄物に係る保安活動は、放射性物質の放出による公衆の被ばくを、定められた限度以下であってかつ合理的に達成可能な限り低い水準に保つよう実施する。	・審査基準にALARAに係る記載が追記されたことによる反映	・NM-54 放射性廃棄物管理基本マニュアル(既存)	
		(放射性液体廃棄物の管理) 第89条  【以下、省略】			
		(放射性気体廃棄物の管理) 第90条  【以下、省略】			

保安規定審査基準の要求事項に対する保安規定への記載内容

関連する実用炉規則	保安規定審査基準 (H25.6.19 制定、R1.12.25 最終改正)	原子炉施設保安規定		社内規定文書	
		記載すべき内容	記載の考え方	該当規定文書	記載内容の概要
		(頻度の定義) 第87条の2  【変更なし】	・審査基準に該当なし。		



保安規定審査基準の要求事項に対する保安規定への記載内容

関連する実用炉規則	保安規定審査基準 (H25.6.19 制定、R1.12.25 最終改正)	原子炉施設保安規定		社内規定文書	
		記載すべき内容	記載の考え方	該当規定文書	記載内容の概要
<p>第 92 条(保安規定)</p> <p>法第四十三条の三の二十四第一項の規定による保安規定の認可を受けようとする者は、認可を受けようとする工場又は事業所ごとに、次に掲げる事項について保安規定を定め、これを記載した申請書を原子力規制委員会に提出しなければならない。</p> <p>十五 非常の場合に講ずべき処置に関すること。</p>	<p><b>実用炉規則第 92 条第 1 項第 15 号</b> 非常の場合に講ずべき処置</p> <p>1. 緊急時に備え、平常時から緊急時に実施すべき事項が定められていること。</p> <p>2. 緊急時における運転に関する組織内規程類を作成することが定められていること。</p> <p>3. 緊急事態発生時は<u>定められた通報経路に従い、関係機関に通報することが定められていること。</u></p>	<p>(原子力防災組織)</p> <p>第108条 【変更なし】</p> <p>(原子力防災組織の要員)</p> <p>第109条 【変更なし】</p> <p>(原子力防災資機材等)</p> <p>第110条 【変更なし】</p> <p>(通報経路)</p> <p>第111条 防災安全GMは、<u>警戒事態該当事象が発生した場合又は特定事象が発生した場合</u>の社内及び国、県、市村等の社外関係機関との<u>連絡経路又は通報経路</u>を定めるにあたり、所長の承認を得る。</p> <p>(通報)</p> <p>第113条 当直長等は、<u>警戒事態該当事象が発生した場合又は特定事象が発生した場合は</u>、第111条に定める経路にしたがって、所長に報告する。</p> <p>2. 所長は、<u>警戒事態該当事象の発生又は特定事象の発生</u>について報告を受け、<u>若しくは自ら発見した場</u></p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>審査基準に変更なし。</li> <li>本状は原災法に基づいて実施する原子力防災要員及び資機材等の整備に関する項目であり、変更はない。なお、重大事故等に関する要員及び資機材の整備に関する事項は第 17 条の 6 及び第 17 条の 7 に整理している。</li> <li>記載の適正化以外に審査基準の変更なし。</li> <li>審査基準に通報経路に関することが追記されたが、既に保安規定に規定済み。</li> <li>記載の適正化(原子力災害対策特別措置法関連法令の改正内容を踏まえ、記載を明確化)</li> <li>記載の適正化(原子力災害対策特別措置法関連法令の改正内容を踏まえ、記載を明確化)</li> <li>TS-59 参照</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>NM-59 原子力災害対策基本マニュアル(新規)</li> <li>NM-59 原子力災害対策基本マニュアル(新規)</li> <li>NM-59 原子力災害対策基本マニュアル(新規)</li> <li>NM-59 原子力災害対策基本マニュアル(新規)</li> <li>NM-59 原子力災害対策基本マニュアル(新規)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>平常時から緊急時に実施すべき事項について記載する。</li> <li>防災組織上の炉主任の位置づけを明確化する。</li> <li>原子力防災要員について記載する。</li> <li>緊急時における運転操作に関する社内規定類を作成することについて記載する。</li> <li>緊急事態発生時の通報経路について記載する。</li> </ul>

保安規定審査基準の要求事項に対する保安規定への記載内容

関連する実用炉規則	保安規定審査基準 (H25.6.19 制定、R1.12.25 最終改正)	原子炉施設保安規定		社内規定文書	
		記載すべき内容	記載の考え方	該当規定文書	記載内容の概要
	4. 緊急事態の発生をもってその後の措置は、原子力災害対策特別措置法(平成11年法律第156号)第7条第1項の原子力事業者防災業務計画によることが定められていること。	<p>合は、第111条に定める経路にしたがって、社内及び社外関係機関に連絡又は通報する。</p> <p>(原子力防災組織) 第108条 【変更なし】</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>記載の適正化以外に審査基準の変更なし。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>NM-59 原子力災害対策基本マニュアル(新規)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>緊急事態の発生をもってその後の措置は防災業務計画によることについて記載する。</li> </ul>
	5. 緊急事態が発生した場合は、緊急時体制を発令し、応急措置及び緊急時における活動を実施することが定められていること。	<p>(原子力防災態勢の発令) 第114条 所長は、警戒事態該当事象の発生又は特定事象の発生について報告を受け、若しくは自ら発見した場合は、原子力防災態勢を発令して、原子力防災組織の要員を召集し、発電所に緊急時対策本部を設置する。所長は、原子力防災態勢を発令した場合は、直ちに原子力運営管理部長に報告する。</p> <p>(応急措置) 第115条 本部長は、原子力防災組織を統括し、原子力防災態勢を発令した場合において次の応急措置を実施する。 (1)警備及び避難誘導 (2)放射能影響範囲の推定 (3)医療活動 (4)消火活動 (5)汚染拡大の防止 (6)線量評価 (7)応急復旧 (8)原子力災害の発生又は拡大の防止を図るための措置</p> <p>(緊急時における活動) 第116条 【変更なし】</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>審査基準に変更なし。</li> <li>記載の適正化(原子力災害対策特別措置法関連法令の改正内容を踏まえ、記載を明確化)</li> <li>記載の適正化(原子力災害対策特別措置法関連法令の改正内容を踏まえ、記載を明確化)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>NM-59 原子力災害対策基本マニュアル(新規)</li> <li>NM-59 原子力災害対策基本マニュアル(新規)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>原子力防災態勢の発令について記載する。</li> <li>応急措置について記載する。</li> <li>緊急時における活動について記載する。</li> </ul>

保安規定審査基準の要求事項に対する保安規定への記載内容

関連する実用炉規則	保安規定審査基準 (H25.6.19 制定、R1.12.25 最終改正)	原子炉施設保安規定		社内規定文書																		
		記載すべき内容	記載の考え方	該当規定文書	記載内容の概要																	
	<p>6. 次に掲げる要件に該当する放射線業務従事者を緊急作業に従事させるための要員として選定することが定められていること。</p> <p>(1) 緊急作業時の放射線の生体に与える影響及び放射線防護措置について教育を受けた上で、緊急作業に従事する意思がある旨を発電用原子炉設置者に書面で申し出た者であること。</p> <p>(2) 緊急作業についての訓練を受けた者であること。</p> <p>(3) 実効線量について250mSvを線量限度とする緊急作業に従事する従業員は、原子力災害対策特別措置法第8条第3項に規定する原子力防災要員、同法第9条第1項に規定する原子力防災管理者又は同条第3項に規定する副原子力防災管理者であること。</p>	<p>(緊急作業従事者の選定)</p> <p>第109条の2 防災安全GMは、次の全ての要件に該当する所員及び協力企業従業員等の放射線業務従事者(女子については、妊娠不能と診断された者及び妊娠の意思のない旨を書面で申し出た者に限る。)から、緊急作業<sup>※1</sup>に従事させるための要員(以下「緊急作業従事者」という。)を選定し、所長の承認を得る。</p> <p>(1) 表109の2の緊急作業についての教育を受けた上で、緊急作業に従事する意思がある旨を、社長に書面で申し出た者</p> <p>(2) 表109の2の緊急作業についての訓練を受けた者</p> <p>(3) 実効線量について250ミリシーベルトを線量限度とする緊急作業に従事する要員にあつては、原子力災害対策特別措置法第8条第3項に規定する原子力防災要員、同法第9条第1項に規定する原子力防災管理者又は同法同条第3項に規定する副原子力防災管理者であること。</p> <p>表109の2</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>分類</th> <th>項目</th> <th>時間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="4">教育</td> <td>緊急作業の方法に関する知識 (放射線測定の方法、身体等の汚染の状態の検査、保護具の性能及び使用方法等)</td> <td>3時間以上</td> </tr> <tr> <td>緊急作業で使用する施設及び設備の構造及び取扱いの方法に関する知識</td> <td>2時間以上</td> </tr> <tr> <td>電離放射線の生体に与える影響、健康管理の方法及び被ばく線量の管理の方法に関する知識</td> <td>1時間以上</td> </tr> <tr> <td>関係法令</td> <td>0.5時間以上</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">訓練</td> <td>緊急作業の方法<sup>※2</sup></td> <td>3時間以上</td> </tr> <tr> <td>緊急作業で使用する施設及び設備の取扱い<sup>※3</sup></td> <td>3時間以上</td> </tr> </tbody> </table> <p>※1: 緊急作業とは、法令に定める緊急時の線量限度が必要となる作業をいう。</p>	分類	項目	時間	教育	緊急作業の方法に関する知識 (放射線測定の方法、身体等の汚染の状態の検査、保護具の性能及び使用方法等)	3時間以上	緊急作業で使用する施設及び設備の構造及び取扱いの方法に関する知識	2時間以上	電離放射線の生体に与える影響、健康管理の方法及び被ばく線量の管理の方法に関する知識	1時間以上	関係法令	0.5時間以上	訓練	緊急作業の方法 <sup>※2</sup>	3時間以上	緊急作業で使用する施設及び設備の取扱い <sup>※3</sup>	3時間以上	<ul style="list-style-type: none"> <li>記載の適正化以外に審査基準の変更なし。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>NM-59 原子力災害対策基本マニュアル(新規)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>緊急作業従事者の選定について記載する。</li> </ul>
分類	項目	時間																				
教育	緊急作業の方法に関する知識 (放射線測定の方法、身体等の汚染の状態の検査、保護具の性能及び使用方法等)	3時間以上																				
	緊急作業で使用する施設及び設備の構造及び取扱いの方法に関する知識	2時間以上																				
	電離放射線の生体に与える影響、健康管理の方法及び被ばく線量の管理の方法に関する知識	1時間以上																				
	関係法令	0.5時間以上																				
訓練	緊急作業の方法 <sup>※2</sup>	3時間以上																				
	緊急作業で使用する施設及び設備の取扱い <sup>※3</sup>	3時間以上																				

保安規定審査基準の要求事項に対する保安規定への記載内容

関連する実用炉規則	保安規定審査基準 (H25.6.19 制定、R1.12.25 最終改正)	原子炉施設保安規定		社内規定文書	
		記載すべき内容	記載の考え方	該当規定文書	記載内容の概要
	7. 放射線業務従事者が緊急作業に従事する期間中の線量管理(放射線防護マスクの着用等による内部被ばくの管理を含む。)、緊急作業を行った放射線業務従事者に対し、健康診断を受診させる等の非常の場合に講ずべき処置に関し、適切な内容が定められていること。	<p>※2:兼用できる訓練</p> <p>・<u>第17条の7第3項, 第17条の9第1項, 第118条のうち, 緊急作業の方法に関する訓練</u></p> <p>※3:兼用できる訓練</p> <p>・<u>第17条第1項, 第17条の7第3項, 第17条の8第1項, 第17条の9第1項, 第112条, 第118条のうち, 緊急作業で使用する施設及び設備の取扱いに関する訓練</u></p> <p>(緊急作業従事者の線量管理等)</p> <p>第116条の2</p> <p>【変更なし】</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>記載の適正化以外に審査基準の変更なし。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>NM-59 原子力災害対策基本マニュアル(新規)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>緊急作業従事者の線量管理について記載する。</li> </ul>
	8. 事象が収束した場合には、緊急時体制を解除することが定められていること。	<p>(原子力防災態勢の解除)</p> <p>第117条 本部長は、事象が収束し、<u>原子力防災態勢</u>を継続する必要がなくなった場合は、関係機関と協議した上で、<u>原子力防災態勢</u>を解除し、その旨を社内及び社外関係機関に連絡する。</p> <p>(緊急時演習)</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>記載の適正化以外に審査基準の変更なし。</li> <li>記載の適正化(原子力災害対策特別措置法関連法令の改正内容を踏まえ、記載を明確化)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>NM-59 原子力災害対策基本マニュアル(新規)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>緊急時体制の解除について記載する。</li> </ul>
	9. <u>防災訓練の実施頻度について定められていること。</u>	<p>第112条 防災安全GMは、原子力防災組織の要員に対して緊急事態に対処するための総合的な訓練を毎年度1回以上実施し、所長に報告する。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>審査基準の変更が行われたが、既に保安規定に記載済みであり、審査基準を受けた保安規定への反映事項はない。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>NM-59 原子力災害対策基本マニュアル(新規)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>防災訓練の実施頻度について記載する。</li> </ul>



保安規定審査基準の要求事項に対する保安規定への記載内容

関連する実用炉規則	保安規定審査基準 (H25.6.19 制定、R1.12.25 最終改正)	原子炉施設保安規定		社内規定文書	
		記載すべき内容	記載の考え方	該当規定文書	記載内容の概要
<p><b>第 83 条(設計想定事象、重大事故等又は大規模損壊に係る発電用原子炉施設の保全に関する措置)</b></p> <p>法第四十三条の三の二十二第一項の規定により、発電用原子炉設置者は、設計想定事象、重大事故等又は大規模損壊に関して、法第四十三条の三の五第一項又は第四十三条の三の八第一項の許可を受けたところ(法第四十三条の三の三十四第二項の認可を受けたものにあつては、当該認可を受けたところ)により、次に掲げる発電用原子炉施設の保全に関する措置を講じなければならない。</p> <p>一 次に掲げる事象の区分に応じてそれぞれ次に定める事項を含む発電用原子炉施設の必要な機能を維持するための活動に関する計画を定めるとともに、当該計画の実行に必要な要員を配置し、当該計画に従って必要な活動を行わせること。</p>	<p><b>実用炉規則第 92 条第 1 項第 16 号</b> <b>設計想定事象等に係る発電用原子炉施設の保全に関する措置</b></p> <p>1. <u>許可を受けたところによる基本設計ないし基本的設計方針に則した対策が機能するよう、想定する事象に応じて、次に掲げる措置を講ずることが定められていること。</u></p> <p><u>(1) 発電用原子炉施設の必要な機能を維持するための活動に関する計画を策定し、要員を配置するとともに、計画に従って必要な活動を行わせること。特に、当該計画には、次に掲げる事項を含めること。</u></p>	<p>(運転員等の確保)</p> <p>第12条 第一運転管理部長及び第二運転管理部長(以下「運転管理部長」という。)は、原子炉の運転に必要な知識を有する者を確保する<sup>*1</sup>。なお、原子炉の運転に必要な知識を有する者とは、原子炉の運転に関する実務の研修を受けた者をいう。</p> <p>【2項, 3項 省略】</p> <p>4. <u>各GMは、重大事故等の対応のための力量を有する者を確保する<sup>*1</sup>。また、防災安全GMは、重大事故等対応を行う要員として、表12-3に定める人数を常時確保する。</u></p> <p>5. <u>発電GMは、第17条の7第3項(2)の成立性の確認訓練において、その訓練に係る者が、役割に応じた必要な力量(以下、本条において「力量」という。)を確保できていないと判断した場合は、速やかに、表12-1に定める人数の者を確保する体制から、力量が確保できていないと判断された者を除外し、原子炉主任技術者の確認、所長の承認を得て体制を構築する。</u></p> <p>6. <u>発電GMは、第5項を受け、力量が確保できていないと判断された者については、教育訓練等により、力量が確保されていることを確認した後、原子炉主任技術者の確認、所長の承認を得て、表12-1に定める人数の者を確保する体制に復帰させる。</u></p> <p>7. <u>発電GMは、表12-1に定める人数の者に欠員が生じた場合は、速やかに補充を行う。</u></p> <p>8. <u>防災安全GMは、第17条の7第3項(2)の成立性の確認訓練において、その訓練に係る者が、力量を確保できていないと判断した場合は、速やかに、表12-3に定める人数の者を確保する体制から、力量が確保できていないと判断された者を除外し、原子炉主任技術者の確認、所長の承認を得て体制を構築</u></p>	<p>・ 重大事故等の体制に必要な運転員、緊急安全対策要員について反映する。</p> <p>・ 重大事故等対策手順に係る成立性訓練において失敗した際の体制について反映する。</p>	<p>・ NM-51 運転管理基本マニュアル(既存)</p>	<p>・ 運転員等の確保について記載する。</p> <p>・ 重大事故等対応を行う要員の管理について記載する。(新規記載)</p> <p>・ 成立性の確認訓練時の対応について記載する。(新規記載)</p>



保安規定審査基準の要求事項に対する保安規定への記載内容

関連する実用炉規則	保安規定審査基準 (H25.6.19 制定、R1.12.25 最終改正)	原子炉施設保安規定		社内規定文書																													
		記載すべき内容	記載の考え方	該当規定文書	記載内容の概要																												
		<p>する。</p> <p>9. 防災安全GMは、第8項を受け、力量が確保できていないと判断された者については、<u>教育訓練等により、力量が確保されていることを確認した後、原子炉主任技術者の確認、所長の承認を得て、表12-3に定める人数の者を確保する体制に復帰させる。</u></p> <p>10. 防災安全GMは、<u>表12-3に定める人数の者に欠員が生じた場合は、速やかに補充を行う。</u></p> <p>11. 所長は、<u>表12-1及び表12-3に定める人数の者の補充の見込みが立たないと判断した場合、原子炉の運転中は、原子炉の安全を確保しつつ、速やかに原子炉停止の措置を実施する。原子炉の停止中は、原子炉の停止状態を維持し、原子炉の安全を確保する。</u></p> <p>※1:<u>重大事故等対処施設等の使用を開始するにあたっては、あらかじめ力量の付与のための教育訓練を実施する。</u></p> <p>表12-1</p> <table border="1"> <tr> <td>中央制御室名</td> <td>1号炉<sup>※2</sup></td> <td>2号炉, 3号炉, 4号炉及び5号炉<sup>※2</sup></td> <td>6/7号炉<sup>※2</sup></td> </tr> <tr> <td>原子炉の状態</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>運転, 起動, 高温停止の場合</td> <td>——</td> <td>——</td> <td>13名以上<sup>※4</sup></td> </tr> <tr> <td>冷温停止, 燃料交換の場合</td> <td>4名以上<sup>※3</sup></td> <td>3名以上<sup>※3</sup></td> <td>10名以上<sup>※5</sup></td> </tr> </table> <p>表12-2</p> <table border="1"> <tr> <td>中央制御室名</td> <td>1号炉, 2号炉, 3号炉, 4号炉及び5号炉<sup>※2</sup></td> <td>6/7号炉<sup>※2</sup></td> </tr> <tr> <td>原子炉の状態</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>運転, 起動, 高温停止の場合</td> <td>——</td> <td>3名以上<sup>※4</sup></td> </tr> <tr> <td>冷温停止, 燃料交換の場合</td> <td>1名以上</td> <td>3名以上<sup>※5</sup></td> </tr> </table> <p>表12-3</p>	中央制御室名	1号炉 <sup>※2</sup>	2号炉, 3号炉, 4号炉及び5号炉 <sup>※2</sup>	6/7号炉 <sup>※2</sup>	原子炉の状態				運転, 起動, 高温停止の場合	——	——	13名以上 <sup>※4</sup>	冷温停止, 燃料交換の場合	4名以上 <sup>※3</sup>	3名以上 <sup>※3</sup>	10名以上 <sup>※5</sup>	中央制御室名	1号炉, 2号炉, 3号炉, 4号炉及び5号炉 <sup>※2</sup>	6/7号炉 <sup>※2</sup>	原子炉の状態			運転, 起動, 高温停止の場合	——	3名以上 <sup>※4</sup>	冷温停止, 燃料交換の場合	1名以上	3名以上 <sup>※5</sup>			
中央制御室名	1号炉 <sup>※2</sup>	2号炉, 3号炉, 4号炉及び5号炉 <sup>※2</sup>	6/7号炉 <sup>※2</sup>																														
原子炉の状態																																	
運転, 起動, 高温停止の場合	——	——	13名以上 <sup>※4</sup>																														
冷温停止, 燃料交換の場合	4名以上 <sup>※3</sup>	3名以上 <sup>※3</sup>	10名以上 <sup>※5</sup>																														
中央制御室名	1号炉, 2号炉, 3号炉, 4号炉及び5号炉 <sup>※2</sup>	6/7号炉 <sup>※2</sup>																															
原子炉の状態																																	
運転, 起動, 高温停止の場合	——	3名以上 <sup>※4</sup>																															
冷温停止, 燃料交換の場合	1名以上	3名以上 <sup>※5</sup>																															

保安規定審査基準の要求事項に対する保安規定への記載内容

関連する実用炉規則	保安規定審査基準 (H25.6.19 制定、R1.12.25 最終改正)	原子炉施設保安規定			社内規定文書		
		記載すべき内容			記載の考え方	該当規定文書	記載内容の概要
イ 発電用原子炉施設を設置した工場又は事業所における火災 (1) 発電用原子炉施設を設置した工場又は事業所における可燃物の管理に関すること。 (2) 消防吏員への通報に関すること。 (3) 消火又は延焼の防止その他消防隊が火災の現場に到着するまでに行う活動に関すること。	イ 火災 <u>可燃物の管理、消防吏員への通報、消火又は延焼の防止その他消防隊が火災の現場に到着するまでに行う活動に関すること。</u>	要員名	緊急時対策要員	自衛消防隊	<ul style="list-style-type: none"> <li>7号炉の重大事故等の対策においては、1～6号炉停止中を前提としていることを反映する。</li> <li>TS-59 参照</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>NM-51 運転管理基本マニュアル(既存)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>火災発生時における原子炉施設の保全のための活動について記載する。(新規記載)</li> </ul>
		常駐	50名以上 <sup>※6</sup>	10名以上			
召集	114名以上 <sup>※7</sup>	18名以上 <sup>※8</sup>					
		<p>※2:1号炉, 2号炉, 3号炉, 4号炉, 5号炉及び6号炉については、原子炉への燃料装荷を行わない。</p> <p>※3:1号炉から5号炉合わせて22名以上常時確保する。</p> <p>※4:7号炉1基が該当する場合</p> <p>※5:原子炉が2基とも該当する場合</p> <p>※6:50名以上のうち、6名以上を1号炉, 2号炉, 3号炉, 4号炉及び5号炉の要員, 44名以上を6号炉及び7号炉の要員とする。</p> <p>※7:114名以上のうち、8名以上を1号炉, 2号炉, 3号炉, 4号炉及び5号炉の要員, 106名以上を6号炉及び7号炉の要員とする。</p> <p>※8:火災の規模に応じ召集する。</p> <p>(火災発生時の体制の整備)</p> <p>第17条 [7号炉] 防災安全GMは、火災が発生した場合(以下「火災発生時」という。)における原子炉施設の保全のための活動<sup>※1</sup>を行う体制の整備として、次の各号を含む計画を策定し、防災安全部長の承認を得る。また、計画は、添付2に示す「火災、内部溢水、火山影響等、その他自然災害及び有毒ガス対応に係る実施基準」に従い策定する。</p> <p>(1) 発電所から消防機関へ通報するために必要な専用回線を使用した通報設備設置<sup>※2</sup>に関すること</p> <p>(2) 火災発生時における原子炉施設の保全のための活動を行うために必要な要員の配置に関すること</p> <p>(3) 火災発生時における原子炉施設の保全のための活動を行う要員に対する教育訓練に関すること</p> <p>(4) 火災発生時における原子炉施設の保全のための活動を行うために必要な資機材の配備に関すること</p> <p>(5) 発電所における可燃物の適切な管理に関すること</p> <p>2. 各GMは、前項の計画に基づき、火災発生時にお</p>			<ul style="list-style-type: none"> <li>審査基準が変更されたことから、審査基準の記載を踏まえ保安規定に反映する。</li> <li>TS-23 参照</li> <li>TS-41 参照</li> <li>TS-46 参照</li> <li>設置変更許可申請書の記載を踏まえ保安規定に反映する。</li> </ul>		

保安規定審査基準の要求事項に対する保安規定への記載内容

関連する実用炉規則	保安規定審査基準 (H25.6.19 制定、R1.12.25 最終改正)	原子炉施設保安規定		社内規定文書	
		記載すべき内容	記載の考え方	該当規定文書	記載内容の概要
		<p><u>ける原子炉施設の保全のための活動を行うために必要な体制及び手順の整備を実施する。</u></p> <p>3. <u>各GMは、第2項の活動の実施結果をとりまとめ、第1項に定める事項について定期的に評価するとともに、評価の結果に基づき必要な措置を講じ、防災安全GMに報告する。防災安全GMは、第1項に定める事項について定期的に評価を行うとともに、評価の結果に基づき必要な措置を講じる。</u></p> <p>4. <u>当直長は、火災の影響により、原子炉施設の保安に重大な影響を及ぼす可能性がある」と判断した場合は、当該号炉を所管する運転管理部長に報告する。当該号炉を所管する運転管理部長は、所長、原子炉主任技術者及び関係GMに連絡するとともに、必要に応じて原子炉停止等の措置について協議する。</u></p> <p><u>※1: 消防機関への通報、消火又は延焼の防止その他公設消防隊が火災の現場に到着するまでに行う活動を含む。また、火災の発生防止、火災の早期感知及び消火並びに火災による影響の軽減に係る措置を含む(以下、本条において同じ。)</u></p> <p><u>※2: 一般回線の代替設備である専用回線、通報設備が点検又は故障により使用不能となった場合を除く。ただし、点検後又は修復後は遅滞なく復旧させる。</u></p> <p>【柏崎刈羽原子力発電所原子炉施設保安規定 添付2 参照】</p> <p><u>(内部溢水発生時の体制の整備)</u> <u>第17条の2</u> <u>[7号炉]</u> <u>技術計画GMは、原子炉施設内において溢水が発生した場合(以下「内部溢水発生時」という。)における原子炉施設の保全のための活動<sup>※1</sup>を行う体制の整備として、次の事項を含む計画を定め、安全総括部長の承認を得る。計画の策定にあたっては、添付2に示す</u></p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 審査基準が変更されたことから、審査基準の記載を踏まえ保安規定に反映する。</li> <li>・ TS-23 参照</li> <li>・ TS-41 参照</li> <li>・ TS-46 参照</li> <li>・ 設置(変更)許可申請書の記載を</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ NM-59 原子力災害対策基本マニュアル(新規)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 内部溢水発生時における原子炉施設の保全のための活動について記載する。(新規記載)</li> </ul>

保安規定審査基準の要求事項に対する保安規定への記載内容

関連する実用炉規則	保安規定審査基準 (H25.6.19 制定、R1.12.25 最終改正)	原子炉施設保安規定		社内規定文書	
		記載すべき内容	記載の考え方	該当規定文書	記載内容の概要
<p>ロ 火山現象による影響 (1) 火山現象による影響が発生し、又は発生するおそれがある場合(以下この号において「火山影響等発生時」という。)における非常用交流動力電源設備の機能</p>	<p>ロ <u>火山現象による影響(影響が発生するおそれを含む。以下「火山影響等」という。)</u> ① <u>火山影響等発生時における非常用交流動力電源設備の機能を維</u></p>	<p><u>「火災、内部溢水、火山影響等、その他自然災害及び有毒ガス対応に係る実施基準」に従って実施する。</u> <u>(1)内部溢水発生時における原子炉施設の保全のための活動を行うために必要な要員の配置に関すること</u> <u>(2)内部溢水発生時における原子炉施設の保全のための活動を行う要員に対する教育訓練に関すること</u> <u>(3)内部溢水発生時における原子炉施設の保全のための活動を行うために必要な資機材の配備に関すること</u></p> <p>2. <u>各GMは、前項の計画に基づき、内部溢水発生時における原子炉施設の保全のための活動を行うために必要な体制及び手順の整備を実施する。</u></p> <p>3. <u>各GMは、第2項の活動の実施結果をとりまとめ、第1項に定める事項について定期的に評価するとともに、評価の結果に基づき必要な措置を講じ、技術計画GMに報告する。技術計画GMは、第1項に定める事項について定期的に評価を行うとともに、評価の結果に基づき必要な措置を講じる。</u></p> <p>4. <u>当直長は、内部溢水の影響により、原子炉施設の保安に重大な影響を及ぼす可能性があると判断した場合は、当該号炉を所管する運転管理部長に報告する。当該号炉を所管する運転管理部長は、所長、原子炉主任技術者及び関係GMに連絡するとともに、必要に応じて原子炉停止等の措置について協議する。</u></p> <p><u>※1:内部溢水発生時に行う活動を含む(以下、本条において同じ。)</u></p> <p>【柏崎刈羽原子力発電所原子炉施設保安規定 添付2 参照】</p> <p>(<u>火山影響等発生時の体制の整備</u>) 第17条の3 [7号炉] 技術計画GMは、<u>火山現象による影響が発生するおそれがある場合又は発生した場合(以下「火山影響</u></p>	<p>踏まえ保安規定に反映する。</p> <p>・ 審査基準が変更されたことから、審査基準の記載を踏まえ保安規定に反映する。 ・ TS-23 参照 ・ TS-41 参照</p>	<p>・NM-59 原子力災害対策基本マニュアル(新規)</p>	<p>・ 火山影響等発生時における原子炉施設の保全のための活動について記載する。(新規記載)</p>

保安規定審査基準の要求事項に対する保安規定への記載内容

関連する実用炉規則	保安規定審査基準 (H25.6.19 制定、R1.12.25 最終改正)	原子炉施設保安規定		社内規定文書	
		記載すべき内容	記載の考え方	該当規定文書	記載内容の概要
<p>を維持するための対策に関すること。</p> <p>(2) (1)に掲げるもののほか、火山影響等発生時における代替電源設備その他の炉心を冷却するために必要な設備の機能を維持するための対策に関すること</p> <p>(3) (2)に掲げるもののほか、火山影響等発生時に交流動力電源が喪失した場合における炉心の著しい損傷を防止するための対策に関すること。</p>	<p><u>持するための対策に関すること。</u></p> <p><u>② ①に掲げるもののほか、火山影響等発生時における代替電源設備その他の炉心を冷却するために必要な設備の機能を維持するための対策に関すること。</u></p> <p><u>③ ②に掲げるもののほか、火山影響等発生時に交流動力電源が喪失した場合における炉心の著しい損傷を防止するための対策に関すること。</u></p>	<p><u>等発生時」という。)における原子炉施設の保全のための活動<sup>*1</sup>を行う体制の整備として、次の各号を含む計画を策定し、安全総括部長の承認を得る。また、計画は、添付2に示す「火災、内部溢水、火山影響等、その他自然災害及び有毒ガス対応に係る実施基準」に従い策定する。</u></p> <p><u>(1)火山影響等発生時における原子炉施設の保全のための活動を行うために必要な要員の配置に関すること</u></p> <p><u>(2)火山影響等発生時における原子炉施設の保全のための活動を行う要員に対する教育訓練に関すること</u></p> <p><u>(3)火山影響等発生時における原子炉施設の保全のための活動を行うために必要なフィルタその他の資機材の配備に関すること</u></p> <p>2. <u>各GMは、前項の計画に基づき、次の各号を含む火山影響等発生時における原子炉施設の保全のための活動を行うために必要な体制及び手順の整備を実施する。</u></p> <p><u>(1)火山影響等発生時における非常用交流動力電源設備の機能を維持するための対策に関すること</u></p> <p><u>(2) (1)に掲げるものの他、火山影響等発生時における代替電源設備その他の炉心を冷却するために必要な設備の機能を維持するための対策に関すること</u></p> <p><u>(3) (2)に掲げるものの他、火山影響等発生時に交流動力電源が喪失した場合における炉心の著しい損傷を防止するための対策に関すること</u></p> <p>3. <u>各GMは、第1項(1)の要員に第2項の手順を遵守させる。</u></p> <p>4. <u>各GMは、第2項の活動の実施結果を取りまとめ、第1項に定める事項について定期的に評価を行うとともに、評価の結果に基づき必要な措置を講じ、技術計画GMに報告する。技術計画GMは、第1項に定める事項について定期的に評価を行うとともに、</u></p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>• TS-46 参照</li> <li>• TS-78 参照</li> <li>• 設置(変更)許可申請書の記載を踏まえ保安規定に反映する。</li> </ul>		



保安規定審査基準の要求事項に対する保安規定への記載内容

関連する実用炉規則	保安規定審査基準 (H25.6.19 制定、R1.12.25 最終改正)	原子炉施設保安規定		社内規定文書	
		記載すべき内容	記載の考え方	該当規定文書	記載内容の概要
		<p><u>評価の結果に基づき必要な措置を講じる。</u></p> <p>5. <u>当直長は、火山現象の影響により、原子炉施設の保安に重大な影響を及ぼす可能性がある</u>と判断した場合は、<u>当該号炉を所管する運転管理部長に報告する。当該号炉を所管する運転管理部長は、所長、原子炉主任技術者及び関係GMに連絡するとともに、必要に応じて原子炉停止等の措置について協議する。</u></p> <p>6. <u>原子力設備管理部長は、火山現象に係る新たな知見等の収集、反映等を実施する。</u></p> <p><u>※1:火山影響等発生時に行う活動を含む(以下、本条において同じ。)</u></p> <p>【柏崎刈羽原子力発電所原子炉施設保安規定 添付2 参照】</p> <p><u>(その他自然災害発生時等の体制の整備)</u> 第17条の4 〔1号炉、2号炉、3号炉、4号炉、5号炉及び6号炉〕 各GMは、<u>震度5弱以上の地震が観測<sup>※1</sup>された場合は、地震終了後原子炉施設の損傷の有無を確認するとともに、その結果を所長及び原子炉主任技術者に報告する。</u></p> <p>2. <u>当直長は、その他自然災害の影響により、原子炉施設に重大な影響を及ぼす可能性がある</u>と判断した場合は、<u>当該号炉を所管する運転管理部長に報告する。当該号炉を所管する運転管理部長は、所長、原子炉主任技術者及び関係GMに連絡するとともに、必要に応じて安全停止状態を維持するための措置について協議する。</u></p> <p><u>※1:観測された震度は発電所周辺のあらかじめ定めた測候所等の震度をいう。</u></p> <p>〔7号炉〕 <u>技術計画GMは、原子炉施設内においてその他</u></p>	<p>・審査基準が変更されたことから、審査基準の記載を踏まえ保安規定に反映する。</p> <p>・TS-23 参照</p> <p>・TS-41 参照</p> <p>・TS-46 参照</p>	<p>・NM-59 原子力災害対策基本マニュアル(新規)</p>	<p>・その他自然災害発生時等における原子炉施設の保全のための活動について記載する。(新規記載)</p>

保安規定審査基準の要求事項に対する保安規定への記載内容

関連する実用炉規則	保安規定審査基準 (H25.6.19 制定、R1.12.25 最終改正)	原子炉施設保安規定		社内規定文書	
		記載すべき内容	記載の考え方	該当規定文書	記載内容の概要
		<p><u>自然災害（「地震、津波、竜巻及び積雪等」をいう。以下、本条において同じ。）が発生した場合における原子炉施設の保全のための活動<sup>*1</sup>を行う体制の整備として、次の事項を含む計画を定め、安全総括部長の承認を得る。計画の策定にあたっては、添付2に示す「火災、内部溢水、火山影響等、その他自然災害及び有毒ガス対応に係る実施基準」に従って実施する。</u></p> <p><u>（1）その他自然災害発生時における原子炉施設の保全のための活動を行うために必要な要員の配置に関すること</u></p> <p><u>（2）その他自然災害発生時における原子炉施設の保全のための活動を行う要員に対する教育訓練に関すること</u></p> <p><u>（3）その他自然災害発生時における原子炉施設の保全のための活動を行うために必要な資機材の配備に関すること</u></p> <p><u>2. 各GMは、前項の計画に基づき、その他自然災害発生時における原子炉施設の保全のための活動を行うために必要な体制及び手順の整備を実施する。</u></p> <p><u>3. 各GMは、第2項の活動の実施結果を取りまとめ、第1項に定める事項について定期的に評価を行うとともに、評価の結果に基づき必要な措置を講じ、技術計画GMに報告する。技術計画GMは、第1項に定める事項について定期的に評価を行うとともに、評価の結果に基づき必要な措置を講じる。</u></p> <p><u>4. 当直長は、その他自然災害の影響により、原子炉施設の保安に重大な影響を及ぼす可能性があると判断した場合は、当該号炉を所管する運転管理部長に報告する。当該号炉を所管する運転管理部長は、所長、原子炉主任技術者及び関係GMに連絡するとともに、必要に応じて原子炉停止等の措置について協議する。</u></p> <p><u>5. 原子力設備管理部長は、その他自然災害に係る新たな知見等の収集、反映等を実施する。</u></p> <p><u>6. 原子力設備管理部長は、その他自然災害のうち地震に関して、新たな波及的影響の観点の抽出を実施する。</u></p> <p><u>7. 原子力設備管理部長は、地震観測及び影響確認に関する活動を実施する。</u></p> <p><u>8. 原子力設備管理部長は、定期的に発電所周辺の航空路の変更状況を確認し、確認結果に基づき防</u></p>			

保安規定審査基準の要求事項に対する保安規定への記載内容

関連する実用炉規則	保安規定審査基準 (H25.6.19 制定、R1.12.25 最終改正)	原子炉施設保安規定		社内規定文書	
		記載すべき内容	記載の考え方	該当規定文書	記載内容の概要
		<p><u>防護措置の要否を判断する。防護措置が必要と判断された場合は、関係箇所へ防護措置の検討依頼を行う。また、関係箇所の対応が完了したことを確認する。</u></p> <p><u>※1：その他自然災害発生時に行う活動を含む（以下、本条において同じ。）。</u></p> <p>【柏崎刈羽原子力発電所原子炉施設保安規定 添付2 参照】</p> <p><u>(有毒ガス発生時の体制の整備)</u> 第17条の5 〔7号炉〕</p> <p><u>技術計画GMは、発電所敷地内において有毒ガスを確認した場合（以下「有毒ガス発生時」という。）における有毒ガス発生時における原子炉施設の保全のための運転員及び緊急時対策要員（以下「運転・対処要員」という。）の防護のための活動<sup>※1</sup>を行う体制の整備として、次の事項を含む計画を定め、安全総括部長の承認を得る。計画の策定にあたっては、添付2に示す「火災、内部溢水、火山影響等、その他自然災害及び有毒ガス対応に係る実施基準」に従って実施する。</u></p> <p><u>(1) 有毒ガス発生時における運転・対処要員の防護のための活動を行うために必要な要員の配置に関すること</u></p> <p><u>(2) 有毒ガス発生時における運転・対処要員の防護のための活動を行う要員に対する教育訓練の実施に関すること</u></p> <p><u>(3) 有毒ガス発生時における運転・対処要員の防護のための活動を行うために必要な資機材の配備に関すること</u></p> <p><u>2. 各GMは、前項の計画に基づき、有毒ガス発生時における運転・対処要員の防護のための活動を実施する。</u></p> <p><u>3. 各GMは、第2項に定める事項について定期的に評価を行うとともに、評価の結果に基づき必要な措置を講じ、技術計画GMに報告する。技術計画GMは、第1項に定める事項について定期的に評価を行うとともに、評価の結果に基づき必要な措置を講じる。</u></p>	<p>・審査基準が変更されたことから、審査基準の記載を踏まえ保安規定に反映する。</p> <p>・TS-23 参照</p> <p>・TS-41 参照</p> <p>・TS-46 参照</p> <p>・TS-88 参照</p>	<p>・NM-59 原子力災害対策基本マニュアル(新規)</p>	<p>・有毒ガス発生時における原子炉施設の保全のための活動について記載する。(新規記載)</p>

保安規定審査基準の要求事項に対する保安規定への記載内容

関連する実用炉規則	保安規定審査基準 (H25.6.19 制定、R1.12.25 最終改正)	原子炉施設保安規定		社内規定文書	
		記載すべき内容	記載の考え方	該当規定文書	記載内容の概要
		<p>4. <u>当直長は、有毒ガスの影響により、原子炉施設の保安に重大な影響を及ぼす可能性がある</u>と判断した場合は、<u>当該号炉を所管する運転管理部長に報告する。当該号炉を所管する運転管理部長は、所長、原子炉主任技術者及び関係GMに連絡するとともに、必要に応じて原子炉停止等の措置について協議する。</u></p> <p>※1：<u>有毒ガス発生時に行う活動を含む（以下、本条において同じ。）。</u></p> <p>【柏崎刈羽原子力発電所原子炉施設保安規定 添付2 参照】</p> <p><u>(資機材等の整備)</u> 第17条の6 〔7号炉〕 各GMは、次の各号の資機材等を整備する。 <u>(1) 建築GM、電気機器GM、発電GM及び防災安全GMは、設計基準事故が発生した場合に用いる標識を設置した安全避難通路、避難用及び事故対策用照明を整備するとともに、作業用照明設置箇所以外で現場作業が必要となった場合等に使用する可搬型照明を配備する。なお、可搬型照明は、第17条の7及び第17条の8で配備する資機材と兼ねることができる。</u> <u>(2) 電気機器GM、電子通信GM、発電GM及び計測制御GMは、設計基準事故が発生した場合に用いる警報装置及び通信連絡設備を整備し、警報装置及び通信連絡設備の操作に関する手順並びに専用通信回線、安全パラメータ表示システム（SPDS）及びデータ伝送設備の異常時の対応に関する手順を定める。</u></p>	<p>・審査基準が変更されたことから、審査基準の記載を踏まえ保安規定に反映する。</p> <p>・TS-46参照</p> <p>・TS-47 参照</p>	<p>・NM-59 原子力災害対策基本マニュアル(新規)</p>	<p>・資機材等の整備について記載する。(新規記載)</p>
<p>ハ 重大事故等</p> <p>(1) 炉心の著しい損傷を防止するための対策に関すること。</p> <p>(2) 原子炉格納容器の破損を防止するための対策に関すること。</p> <p>(3) 使用済燃料貯蔵設備に貯蔵する燃料</p>	<p>ハ <u>重大事故に至るおそれのある事故(運転時の異常な過渡変化及び設計基準事故を除く。)</u>又は<u>重大事故(以下「重大事故等」という。)</u></p> <p>① <u>重大事故等発生時における炉心の著しい損傷を防止するための対</u></p>	<p><u>(重大事故等発生時の体制の整備)</u> 第17条の7 〔7号炉〕 社長は、<u>重大事故に至るおそれのある事故又は重大事故が発生した場合(以下「重大事故等発生時」という。)</u>における原子炉施設の保全のための活動を行う</p>	<p>・審査基準が変更されたことから、審査基準の記載を踏まえ保安規定に反映する。</p> <p>・TS-23 参照</p> <p>・TS-41 参照</p> <p>・TS-58 参照</p>	<p>・NM-59 原子力災害対策基本マニュアル(新規)</p>	<p>・重大事故等発生時における原子炉施設の保全のための活動について記載する。(新規記載)</p>

保安規定審査基準の要求事項に対する保安規定への記載内容

関連する実用炉規則	保安規定審査基準 (H25.6.19 制定、R1.12.25 最終改正)	原子炉施設保安規定		社内規定文書	
		記載すべき内容	記載の考え方	該当規定文書	記載内容の概要
<p>体の著しい損傷を防止するための対策に関すること。</p> <p>(4) 原子炉停止時の燃料体の著しい損傷を防止するための対策に関すること。</p>	<p><u>策に関すること。</u></p> <p><u>② 重大事故等発生時における原子炉格納容器の破損を防止するための対策に関すること。</u></p> <p><u>③ 重大事故等発生時における使用済燃料貯蔵設備に貯蔵する燃料体の著しい損傷を防止するための対策に関すること。</u></p> <p><u>④ 重大事故等発生時における原子炉停止時の燃料体の著しい損傷を防止するための対策に関すること。</u></p> <p><u>⑤ 重大事故等(原子炉建屋への故意による大型航空機の衝突その他のテロリズムによるものを除く。)発生時における特定重大事故等対処施設を用いた対策(上記①から④までの対策に関することを含む。)に関すること。</u></p> <p><u>⑥ 発生する有毒ガスからの運転員等の防護に関すること。</u></p>	<p><u>体制の整備にあたって、財産(設備等)保護よりも安全を優先することを方針として定める。</u></p> <p><u>2. 原子力運営管理部長は、添付3「重大事故等及び大規模損壊対応に係る実施基準」に示す重大事故等発生時における原子炉主任技術者の職務等について計画を定める。</u></p> <p><u>3. 防災安全GMは、第1項の方針に基づき、重大事故等発生時における原子炉施設の保全のための活動を行う体制の整備として、次の各号を含む計画を策定し、防災安全部長の承認を得る。また、計画は、添付3に示す「重大事故等及び大規模損壊対応に係る実施基準」に従い策定する。</u></p> <p><u>(1) 重大事故等発生時における原子炉施設の保全のための活動を行うために必要な運転員、緊急時対策要員及び自衛消防隊(以下「重大事故等に対処する要員」という。)の役割分担及び責任者の配置に関する事項</u></p> <p><u>(2) 重大事故等に対処する要員に対する教育訓練に関する次の事項</u></p> <p><u>ア. 重大事故等対処施設の使用を開始するにあたって、あらかじめ力量の付与のための教育訓練を実施する*1こと</u></p> <p><u>イ. 力量の維持向上のための教育訓練を年1回以上実施すること</u></p> <p><u>ウ. 重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力を満足すること及び有効性評価の前提条件を満足することを確認するための成立性の確認訓練(以下、「成立性の確認訓練」という。)を年1回以上実施すること</u></p> <p><u>エ. 成立性の確認訓練の実施計画を作成し、原子炉主任技術者の承認を得て、所長の承認を得ること</u></p> <p><u>オ. 成立性の確認訓練の結果を記録し、所長及び原子炉主任技術者に報告すること</u></p> <p><u>(3) 重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置、アクセスルートの確保、復旧作業及び支援等の原子炉施設の保全のための活動、並びに必要な資機材の配備に関すること</u></p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>• TS-59 参照</li> <li>(特定重大事故等対処設備については別途申請予定)</li> <li>• 設置(変更)許可申請書の記載を踏まえ保安規定に反映する。</li> </ul>		



保安規定審査基準の要求事項に対する保安規定への記載内容

関連する実用炉規則	保安規定審査基準 (H25.6.19 制定、R1.12.25 最終改正)	原子炉施設保安規定		社内規定文書	
		記載すべき内容	記載の考え方	該当規定文書	記載内容の概要
		<p><u>4. 各GMは、重大事故等発生時における原子炉施設の保全のための活動を行うために必要な次に掲げる事項に関する手順を定める。また、手順を定めるにあたっては、添付3に示す「重大事故等及び大規模損壊対応に係る実施基準」に従うとともに、重大事故等対処設備を使用する際の切替えの容易性を配慮し、第3項(1)の役割に応じた内容とする。</u></p> <p><u>(1) 重大事故等発生時における炉心の著しい損傷を防止するための対策に関すること</u></p> <p><u>(2) 重大事故等発生時における格納容器の破損を防止するための対策に関すること</u></p> <p><u>(3) 重大事故等発生時における使用済燃料プールに貯蔵する燃料体の著しい損傷を防止するための対策に関すること</u></p> <p><u>(4) 重大事故等発生時における原子炉停止時における燃料体の著しい損傷を防止するための対策に関すること</u></p> <p><u>(5) 発生する有毒ガスからの運転・対処要員の防護に関すること</u></p> <p><u>5. 各GMは、第3項の計画に基づき、重大事故等発生時における原子炉施設の保全のための活動を実施するとともに、重大事故等に対処する要員に第4項の手順を遵守させる。</u></p> <p><u>6. 各GMは、第5項の活動の実施結果をとりまとめ、第3項に定める事項について定期的に評価するとともに、評価の結果に基づき必要な措置を講じ、防災安全GMに報告する。防災安全GMは、第3項に定める事項について定期的に評価を行うとともに、評価の結果に基づき必要な措置を講じる。</u></p> <p><u>7. 原子力運営管理部長は、第1項の方針に基づき、本が行う支援に関する活動を行う体制の整備として、次の各号を含む計画を策定する。また、計画は、添付3に示す「重大事故等及び大規模損壊対応に係る実施基準」に従い策定する。</u></p> <p><u>(1) 支援に関する活動を行うための役割分担及び責任者の配置に関すること</u></p> <p><u>(2) 支援に関する活動を行うための資機材の配備に関</u></p>			

保安規定審査基準の要求事項に対する保安規定への記載内容

関連する実用炉規則	保安規定審査基準 (H25.6.19 制定、R1.12.25 最終改正)	原子炉施設保安規定		社内規定文書	
		記載すべき内容	記載の考え方	該当規定文書	記載内容の概要
<p>ニ 大規模損壊</p> <p>(1) 大規模な火災が発生した場合における消火活動に関すること。</p> <p>(2) 炉心の著しい損傷を緩和するための対策に関すること。</p> <p>(3) 原子炉格納容器の破損を緩和するための対策に関すること。</p> <p>(4) 使用済燃料貯蔵槽の水位を確保するための対策及び燃料体の著しい損傷を緩和するための対策に関すること。</p> <p>(5) 放射性物質の放出を低減するための対策に関すること。</p> <p>二 設計想定事象、重大事故等又は大規模損壊の発生時における発電用原子炉施設の必要な機能を維持するための活動を行う要員に対する教育及び訓練を定期的に(重大事故等又は大規模損壊の発生時における措置に関する教育及び訓練にあっては、それぞれ毎年一回以上定期的に)実施すること</p>	<p>ニ 大規模な自然災害又は故意による大型航空機の衝突その他のテロリズムによる発電用原子炉施設の大規模な損壊(以下「大規模損壊」という。)</p> <p>① 大規模損壊発生時における大規模な火災が発生した場合における消火活動に関すること。</p> <p>② 大規模損壊発生時における炉心の著しい損傷を緩和するための対策に関すること。</p> <p>③ 大規模損壊発生時における原子炉格納容器の破損を緩和するための対策に関すること。</p> <p>④ 大規模損壊発生時における使用済燃料貯蔵槽の水位を確保するための対策及び燃料体の著しい損傷を緩和するための対策に関すること。</p>	<p>すること</p> <p>8. 原子力運営管理部長は、第7項の計画に基づき、<u>本が行う支援に関する活動を行うために必要な体制の整備を実施する。</u></p> <p>9. 原子力運営管理部長は、第7項に定める事項について定期的に評価を行うとともに、<u>評価の結果に基づき必要な措置を講じる。</u></p> <p>※1: <u>重大事故等対処設備を設置若しくは改造する場合、重大事故等対処設備に係る運転上の制限が適用開始されるまでに実施する。なお、運転員若しくは緊急時対策要員を新たに認定する場合は、第12条第2項及び第4項の体制に入るまでに実施する。</u></p> <p>【柏崎刈羽原子力発電所原子炉施設保安規定 添付3 参照】</p> <p>(大規模損壊発生時の体制の整備) 第17条の8 〔7号炉〕 防災安全GMは、大規模な自然災害又は故意による大型航空機の衝突その他のテロリズムによる原子炉施設の大規模な損壊が発生した場合(以下「大規模損壊発生時」という。)における原子炉施設の保全のための活動を行う体制の整備として、次の各号を含む計画を策定し、防災安全部長の承認を得る。また、計画は、添付3に示す「重大事故等及び大規模損壊対応に係る実施基準」に従い策定する。</p> <p>(1) <u>大規模損壊発生時における原子炉施設の保全のための活動を行うために必要な要員の配置に関すること</u></p> <p>(2) <u>大規模損壊発生時における原子炉施設の保全のための活動を行う要員に対する教育訓練に関する次の事項</u></p> <p>ア. <u>重大事故等対処施設の使用を開始するにあたって、あらかじめ力量の付与のための教育訓練を実施</u></p>	<p>・ 審査基準が変更されたことから、審査基準の記載を踏まえ保安規定に反映する。</p> <p>・ TS-23 参照</p> <p>・ TS-41 参照</p> <p>・ TS-58 参照</p> <p>・ TS-59 参照</p> <p>(特定重大事故等対処設備については別途申請予定)</p> <p>・ 設置(変更)許可申請書の記載を踏まえ保安規定に反映する。</p>	<p>・ NM-59 原子力災害対策基本マニュアル(新規)</p> <p>・ 大規模損壊発生時における原子炉施設の保全のための活動について記載する。(新規記載)</p>	

保安規定審査基準の要求事項に対する保安規定への記載内容

関連する実用炉規則	保安規定審査基準 (H25.6.19 制定、R1.12.25 最終改正)	原子炉施設保安規定		社内規定文書	
		記載すべき内容	記載の考え方	該当規定文書	記載内容の概要
<p>と。</p> <p>三 設計想定事象、重大事故等又は大規模損壊の発生時における発電用原子炉施設の必要な機能を維持するための活動を行うために必要な電源車、消防自動車、化学消防自動車、泡消火薬剤、消火ホース、照明器具、無線機器、フィルターその他の資機材を備え付けること。</p> <p>四 前三号に掲げるもののほか、設計想定事象、重大事故等又は大規模損壊の発生時における発電用原子炉施設の必要な機能を維持するための活動を行うために必要な体制を整備すること。</p> <p><b>第 92 条(保安規定)</b></p> <p>法第四十三条の三の二十四第一項の規定による保安規定の認可を受けようとする者は、認可を受けようとする工場又は事業所ごとに、次に掲げる事項について保安規定を定め、これを記載した申請書を原子力規制委員会に提出しなければならない。</p> <p>十六 設計想定事象、重大事故等又は大規模損壊に係る発電用原子炉施設の保全に関する措置に関すること。</p>	<p>⑤ <u>大規模損壊発生時における放射性物質の放出を低減するための対策に関すること。</u></p> <p>⑥ <u>重大事故等(原子炉建屋への故意による大型航空機の衝突その他のテロリズムによるものに限る。)発生時における特定重大事故等対処施設を用いた対策に関すること。</u></p> <p>(2) (1)に掲げる措置のうち重大事故等発生時又は大規模損壊発生時におけるそれぞれの措置に係る手順については、それぞれ次に掲げるとおりとすること。</p> <p><u>イ 重大事故等発生時</u></p> <p>① <u>許可を受けた対応手段、重要な配慮事項、有効性評価の前提条件となる操作の成立性に係る事項が定められ、定められた内容が重大事故等に対する確かつ柔軟に対処することを妨げるものでないこと。</u></p> <p>② <u>炉心の著しい損傷及び原子炉格納容器の破損を防ぐために最優先すべき操作等の判断基準の基本的な考え方が定められていること。</u></p> <p><u>原子炉格納容器の過圧破損の防止に係る手順については、格納容器圧力逃がし装置を設けている場合、格納容器代替循環冷却系又は格納容器再循環ユニットにより原子炉格納容器内の圧力及び温度を低下させる手順を、格納容器圧力逃がし装置による手順に優先して実施することが定められているとともに、原子炉格納容器内</u></p>	<p>する<sup>*1</sup>こと</p> <p><u>イ. 力量の維持向上のための教育訓練を年1回以上実施すること</u></p> <p><u>ウ. 重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力を満足することを確認するための訓練(以下、「技術的能力の確認訓練」という。)を年1回以上実施すること</u></p> <p><u>エ. 技術的能力の確認訓練の実施計画を作成し、原子炉主任技術者の確認を得て、所長の承認を得ること</u></p> <p><u>オ. 技術的能力の確認訓練の結果を記録し、所長及び原子炉主任技術者に報告すること</u></p> <p><u>(3)大規模損壊発生時における原子炉施設の保全のための活動を行うために必要な資機材の配備に関すること</u></p> <p>2. 各GMは、大規模損壊発生時における原子炉施設の保全のための活動を行うために必要な次に掲げる事項に関する手順を定める。また、手順を定めるにあたっては、添付3に示す「重大事故等及び大規模損壊対応に係る実施基準」に従う。</p> <p><u>(1)大規模損壊発生時における大規模な火災が発生した場合における消火活動に関すること</u></p> <p><u>(2)大規模損壊発生時における炉心の著しい損傷を緩和するための対策に関すること</u></p> <p><u>(3)大規模損壊発生時における格納容器の破損を緩和するための対策に関すること</u></p> <p><u>(4)大規模損壊発生時における使用済燃料プール水位を確保するための対策及び燃料体の著しい損傷を緩和するための対策に関すること</u></p> <p><u>(5)大規模損壊発生時における放射性物質の放出を低減するための対策に関すること</u></p> <p>3. 各GMは、第1項の計画に基づき、大規模損壊発生時における原子炉施設の保全のための活動を実施するとともに、第1項(1)の要員に第2項の手順を遵守させる。</p> <p>4. 各GMは、第3項の活動の実施結果をとりまとめ、第1項に定める事項について定期的に評価するととも</p>			

保安規定審査基準の要求事項に対する保安規定への記載内容

関連する実用炉規則	保安規定審査基準 (H25.6.19 制定、R1.12.25 最終改正)	原子炉施設保安規定		社内規定文書	
		記載すべき内容	記載の考え方	該当規定文書	記載内容の概要
	<p><u>の圧力が高い場合など、必要な状況においては確実に格納容器圧力逃がし装置を使用することが定められていること。</u></p> <p><u>③ 措置に係る手順の優先順位や手順着手の判断基準等(②に関するものを除く。)については記載を要しない。</u></p> <p>ロ 大規模損壊発生時</p> <p><u>定められた内容が大規模損壊に対する確かつ柔軟に対処することを妨げるものでないこと。</u></p> <p><u>(3)必要な機能を維持するための活動を行う要員に対する教育及び訓練に関すること。特に重大事故等又は大規模損壊の発生時における発電用原子炉施設の必要な機能を維持するための活動を行う要員に対する教育及び訓練については、それぞれ毎年1回以上定期に実施すること及び重大事故等対処施設の使用を開始するに当たって必要な教育及び訓練をあらかじめ実施すること。</u></p> <p><u>(4)必要な機能を維持するための活動を行うために必要な電源車、消防自動車、化学消防自動車、泡消火薬剤、消火ホース、照明器具、無線機器、フィルターその他の資機材を備え付けること。</u></p> <p><u>(5)その他必要な機能を維持するための活動を行うために必要な体制を整備すること。</u></p> <p><u>2. 重大事故等又は大規模損壊が発生した場合において、核燃料物質若しくは核燃料物質によって汚染された物又は発電用原子炉による災害を防止するために必要があると認めるときは、組織内</u></p>	<p><u>に、評価の結果に基づき必要な措置を講じ、防災安全GMに報告する。防災安全GMは、第1項に定める事項について定期的に評価を行うとともに、評価の結果に基づき必要な措置を講じる。</u></p> <p><u>5. 原子力運営管理部長は、大規模損壊発生時における本が行う支援に関する活動を行う体制の整備について計画を策定する。また、計画は、添付3に示す「重大事故等及び大規模損壊対応に係る実施基準」に従い策定する。</u></p> <p><u>6. 原子力運営管理部長は、第5項の計画に基づき、本が行う支援に関する活動を行うために必要な体制の整備を実施する。</u></p> <p><u>7. 原子力運営管理部長は、第6項の実施内容を踏まえ、第5項に定める事項について定期的に評価を行うとともに、評価の結果に基づき必要な措置を講じる。</u></p> <p><u>※1: 重大事故等対処設備を設置若しくは改造する場合、重大事故等対処設備に係る運転上の制限が適用開始されるまでに実施し、大規模損壊対応で用いる大型化学高所放水車、化学消防自動車及び水槽付消防ポンプ自動車を設置若しくは改造する場合、当該設備の使用を開始するまでに実施する。なお、運転員、緊急時対策要員又は自衛消防隊を新たに認定する場合は、第12条第2項及び第4項の体制に入るまでに実施する。</u></p> <p>【柏崎刈羽原子力発電所原子炉施設保安規定 添付3 参照】</p>			



保安規定審査基準の要求事項に対する保安規定への記載内容

関連する実用炉規則	保安規定審査基準 (H25.6.19 制定、R1.12.25 最終改正)	原子炉施設保安規定		社内規定文書	
		記載すべき内容	記載の考え方	該当規定文書	記載内容の概要
	<p><u>規程類にあらかじめ定めた計画及び手順にとらわれず、発電用原子炉施設の保全のための所要の措置を講ずることが定められていること。</u></p>				



保安規定審査基準の要求事項に対する保安規定への記載内容

関連する実用炉規則			保安規定審査基準 (H25.6.19 制定、R1.12.25 最終改正)	原子炉施設保安規定		社内規定文書										
				記載すべき内容	記載の考え方	該当規定文書	記載内容の概要									
<b>第67条(記録)</b>  <table border="1"> <thead> <tr> <th>記録事項</th> <th>記録すべき場合</th> <th>保存期間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>一 発電用原子炉施設の施設管理(第八十一条第一項に規定するものをいう。以下この表において同じ。)に係る記録</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>イ 使用前確認の結果</td> <td>確認の都度</td> <td>同一事項に関する次の確認の時点での期間</td> </tr> </tbody> </table>			記録事項	記録すべき場合	保存期間	一 発電用原子炉施設の施設管理(第八十一条第一項に規定するものをいう。以下この表において同じ。)に係る記録			イ 使用前確認の結果	確認の都度	同一事項に関する次の確認の時点での期間	<b>実用炉規則第92条第1項第17号</b> <b>記録及び報告</b>  1. <u>発電用</u> 原子炉施設に係る保安に関し、必要な記録を適正に作成し、管理することが定められていること。その際、保安規定及びその下位文書において、必要な記録を適正に作成し、管理するための措置が定められていること。  2. 実用炉規則第67条に定める記録について、その記録の管理に関すること(計量管理規定及び核物質防護規定で定めるものを除く。)が定められていること。	(記録) 第120条 組織は、表120-1及び表120-3に定める保安に関する記録を適正に作成(表120-1の1.の記録を除く。)し、保存する。なお、記録の作成にあたっては、法令に定める記録に関する事項を遵守する。  2. 各GMは、表120-2に定める保安に関する記録を適正に作成し、保存する。なお、記録の作成にあたっては、法令に定める記録に関する事項を遵守する。  <b>【表120-1, 表120-2, 表120-3 省略】</b>  (品質マネジメントシステム計画) 第3条 第2条に係る保安活動のための品質保証活動を実施するにあたり、以下のとおり品質マネジメントシステム計画を定める。  <b>【中略】</b>  4.2.4 記録の管理 (1) 組織は、要求事項への適合及び品質マネジメントシステムの実効性を実証する記録を明確にし、保安活動の重要度に応じて管理する。 (2) 記録は、読みやすく、容易に内容を把握することができるとともに、識別可能かつ検索可能なように作成する。 (3) 記録の識別、保管、保護、検索、保管期間及び廃棄に関して必要な管理を「文書及び記録管理基本マニュアル」に規定する。  <b>【以降, 省略】</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>記載の適正化以外に審査基準に変更なし。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>NI-12 文書及び記録管理基本マニュアル(既存)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>記録に関する事項について既に記載していることから変更なし。</li> </ul>
記録事項	記録すべき場合	保存期間														
一 発電用原子炉施設の施設管理(第八十一条第一項に規定するものをいう。以下この表において同じ。)に係る記録																
イ 使用前確認の結果	確認の都度	同一事項に関する次の確認の時点での期間														
				<ul style="list-style-type: none"> <li>記載の適正化以外に審査基準に変更なし。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>NI-12 文書及び記録管理基本マニュアル(既存)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>本項に係る要求事項の変更はないことから、変更なし。</li> </ul>										

保安規定審査基準の要求事項に対する保安規定への記載内容

関連する実用炉規則	保安規定審査基準 (H25.6.19 制定、R1.12.25 最終改正)	原子炉施設保安規定		社内規定文書	
		記載すべき内容	記載の考え方	該当規定文書	記載内容の概要
<p>第 87 条(発電用原子炉の運転) 九 運転上の制限を逸脱したときは、その旨を直ちに原子力規制委員会に報告すること。ただし、第百三十四条第五号に掲げるものを除く。</p> <p>第 92 条(保安規定) 法第四十三条の三の二十四第一項の規定による保安規定の認可を受けようとする者は、認可を受けようとする工場又は事業所ごとに、次に掲げる事項について保安規定を定め、これを記載した申請書を原子力規制委員会に提出しなければならない。</p> <p>十七 発電用原子炉施設に係る保安(保安規定の遵守状況を含む。)に関する適正な記録及び報告(第百三十四条各号に掲げる事故故障等の事象及びこれらに準ずるものが発生した場合の経営責任者への報告を含む。)に関すること。</p> <p>第 134 条(事故故障等の報告) &lt;省略&gt;</p>	<p>3. 発電所長及び<u>発電用</u>原子炉主任技術者に報告すべき事項が定められていること。</p> <p>4. 特に、実用炉規則第134条各号に掲げる事故故障等の事象及びこれらに準ずるものが発生した場合においては、<u>経営責任者に確実に報告がなされる体制が構築されていることなど、安全確保に関する経営責任者の強い関与が明記されていること。</u></p> <p>5. 当該事故故障等の事象に準ずる重大な事象について、具体的に明記されていること。</p>	<p>(報告)</p> <p>第121条 各GM又は運転管理部長は、次のいずれかに該当する場合又は該当するおそれがあると判断した場合について直ちに所長及び原子炉主任技術者に報告する。</p> <p>(1) 運転上の制限を満足していないと判断した場合(第73条)</p> <p>(2) 放射性液体廃棄物又は放射性気体廃棄物について放出管理目標値を超えて放出した場合(第89条、第90条)</p> <p>(3) 外部放射線に係る線量当量率等に異常が認められた場合(第102条の2)</p> <p>(4) 実用炉規則第134条第2号から第14号に定める報告事象が生じた場合</p> <p>(5) 第76条第1項から第3項に定める異常が発生した場合</p> <p>2. 所長は、前項に基づく報告を受けた場合、社長に報告する。</p> <p>3. 第1項又は第2項に基づく報告が、不在で遂行できない場合並びに夜間及び休日(平日の勤務時間帯以外)の報告方法は、「トラブル等の報告マニュアル」による。</p> <p>4. 第1項(1)に該当する場合は、「トラブル等の報告マニュアル」に基づき、直ちに原子力規制委員会に報告する。</p> <p>(原子炉主任技術者の職務等)</p> <p>第9条 原子炉主任技術者は、原子炉施設の運転に関し保安の監督を誠実に行うことを任務とし、「原子炉主任技術者職務運用マニュアル」に基づき、次の職務を遂行する。</p> <p>(1) 原子炉施設の運転に関し保安上必要な場合は、</p>	<p>・ 審査基準の変更なし。</p> <p>・ 審査基準の変更なし。</p> <p>・ TS-62 参照</p> <p>・ 第1号の「核燃料物質の盗取又は所在不明が生じたとき」については、核物質防護に関する事項を定めた2次文書に報告事象として記載する。</p>	<p>・ NM-51 運転管理基本マニュアル(既存)</p> <p>・ NM-53 放射線管理基本マニュアル(既存)</p> <p>・ NM-54 放射性廃棄物管理基本マニュアル(既存)</p>	<p>・ 所長及び原子炉主任技術者に報告すべき事項等について既に記載していることから変更なし。</p>

保安規定審査基準の要求事項に対する保安規定への記載内容

関連する実用炉規則	保安規定審査基準 (H25.6.19 制定、R1.12.25 最終改正)	原子炉施設保安規定		社内規定文書															
		記載すべき内容	記載の考え方	該当規定文書	記載内容の概要														
		<p>運転に従事する者(所長を含む。以下、本条において同じ。)へ指示する。</p> <p>(2)表9-1に定める事項のうち、第118条及び第119条については、原子力・立地本部長の承認に先立ち確認し、その他の事項については、所長の承認に先立ち確認する。</p> <p>(3)表9-2に定める各職位からの報告内容等を確認する。</p> <p>(4)表9-3に定める記録の内容を確認する。</p> <p>(5)第121条第1項の報告を受けた場合は、自らの責任で確認した正確な情報に基づき、社長に直接報告する。</p> <p>(6)保安の監督状況について、定期的に及び必要に応じて社長に直接報告する。</p> <p>(7)保安委員会及び運営委員会に少なくとも1名が必ず出席する。</p> <p>(8)その他、原子炉施設の運転に関する保安の監督に必要な職務を行う。</p> <p><u>2. 重大事故等発生時における原子炉施設の保全のための活動を行うために必要な職務を誠実かつ、最優先に行うことを任務とする。</u></p> <p><u>3. 原子炉施設の運転に従事する者は、原子炉主任技術者がその保安のためにする指示に従う。</u></p> <p>表9-1</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>条 文</th> <th>内 容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>第12条(運転員等の確保)</td> <td>第5項、第6項、第8項及び第9項に定める体制の構築</td> </tr> <tr> <td>第17条の7(重大事故等発生時の体制の整備)</td> <td>第3項に定める成立性の確認訓練の実施計画(7号炉)</td> </tr> <tr> <td>第17条の8(大規模損壊発生時の体制の整備)</td> <td>第1項に定める技術的能力の確認訓練の実施計画(7号炉)</td> </tr> <tr> <td>第37条(原子炉冷却材温度及び原子炉冷却材温度変化率)</td> <td>原子炉冷却材温度制限値</td> </tr> <tr> <td>第78条(異常収束後の措置)</td> <td>原子炉の再起動</td> </tr> <tr> <td>第82条(燃料取替実施計画)</td> <td>燃料取替実施計画</td> </tr> </tbody> </table>	条 文	内 容	第12条(運転員等の確保)	第5項、第6項、第8項及び第9項に定める体制の構築	第17条の7(重大事故等発生時の体制の整備)	第3項に定める成立性の確認訓練の実施計画(7号炉)	第17条の8(大規模損壊発生時の体制の整備)	第1項に定める技術的能力の確認訓練の実施計画(7号炉)	第37条(原子炉冷却材温度及び原子炉冷却材温度変化率)	原子炉冷却材温度制限値	第78条(異常収束後の措置)	原子炉の再起動	第82条(燃料取替実施計画)	燃料取替実施計画			
条 文	内 容																		
第12条(運転員等の確保)	第5項、第6項、第8項及び第9項に定める体制の構築																		
第17条の7(重大事故等発生時の体制の整備)	第3項に定める成立性の確認訓練の実施計画(7号炉)																		
第17条の8(大規模損壊発生時の体制の整備)	第1項に定める技術的能力の確認訓練の実施計画(7号炉)																		
第37条(原子炉冷却材温度及び原子炉冷却材温度変化率)	原子炉冷却材温度制限値																		
第78条(異常収束後の措置)	原子炉の再起動																		
第82条(燃料取替実施計画)	燃料取替実施計画																		

保安規定審査基準の要求事項に対する保安規定への記載内容

関連する実用炉規則	保安規定審査基準 (H25.6.19 制定、R1.12.25 最終改正)	原子炉施設保安規定		社内規定文書																																					
		記載すべき内容		記載の考え方	該当規定文書	記載内容の概要																																			
		<table border="1"> <tr> <td>第93条(管理区域の設定及び解除)</td> <td>第5項に定める一時的な管理区域の設定及び解除 第7項に定める管理区域の設定及び解除</td> </tr> <tr> <td>第118条(所員への保安教育)</td> <td>所員の保安教育実施計画</td> </tr> <tr> <td>第119条(協力企業従業員への保安教育)</td> <td>協力企業従業員の保安教育実施計画</td> </tr> </table>	第93条(管理区域の設定及び解除)	第5項に定める一時的な管理区域の設定及び解除 第7項に定める管理区域の設定及び解除	第118条(所員への保安教育)	所員の保安教育実施計画	第119条(協力企業従業員への保安教育)	協力企業従業員の保安教育実施計画																																	
第93条(管理区域の設定及び解除)	第5項に定める一時的な管理区域の設定及び解除 第7項に定める管理区域の設定及び解除																																								
第118条(所員への保安教育)	所員の保安教育実施計画																																								
第119条(協力企業従業員への保安教育)	協力企業従業員の保安教育実施計画																																								
		<p>表9-2</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>条 文</th> <th>内 容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>第17条(火災発生時の体制の整備)</td> <td>火災が発生した場合に講じた措置の結果</td> </tr> <tr> <td>第17条の2(内部溢水発生時の体制の整備)</td> <td>内部溢水が発生した場合に講じた措置の結果(7号炉)</td> </tr> <tr> <td>第17条の3(火山影響等発生時の体制の整備)</td> <td>火山影響等発生時に講じた措置の結果(7号炉)</td> </tr> <tr> <td>第17条の4(その他自然災害発生時等の体制の整備)</td> <td>地震、津波、竜巻及び積雪等が発生した場合に講じた措置の結果</td> </tr> <tr> <td>第17条の5(有毒ガス発生時の体制の整備)</td> <td>有毒ガス発生時に講じた措置の結果(7号炉)</td> </tr> <tr> <td>第17条の7(重大事故等発生時の体制の整備)</td> <td>成立性の確認訓練の結果(7号炉)</td> </tr> <tr> <td>第17条の8(大規模損壊発生時の体制の整備)</td> <td>技術的能力の確認訓練の結果(7号炉)</td> </tr> <tr> <td>第23条(制御棒の操作)</td> <td>制御棒操作手順</td> </tr> <tr> <td>第35条(原子炉停止時冷却系その2)</td> <td>原子炉停止時冷却系以外の手段で崩壊熱除去できる期間</td> </tr> <tr> <td>第66条(重大事故等対処設備)</td> <td>要求される代替措置の確認(7号炉)</td> </tr> <tr> <td>第69条(複数の制御棒引き抜きを伴う検査)</td> <td>制御棒操作手順</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">第73条(運転上の制限を満足しない場合)</td> <td>運転上の制限を満足していないと判断した場合</td> </tr> <tr> <td>運転上の制限を満足していると判断した場合</td> </tr> <tr> <td>運転上の制限を満足していないと判断した時点の前の原子炉の状態への移行又は原子炉熱出力の復帰</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">第74条(予防保全を目的とした保全作業を実施する場合)</td> <td>必要な安全措置</td> </tr> <tr> <td>運転上の制限外から復帰していると判断した場合</td> </tr> <tr> <td>第76条(異常発生時の基本的な対応)</td> <td>異常が発生した場合の原因調査及び対応措置</td> </tr> <tr> <td>第77条(異常時の措置)</td> <td>異常の収束</td> </tr> </tbody> </table>		条 文	内 容	第17条(火災発生時の体制の整備)	火災が発生した場合に講じた措置の結果	第17条の2(内部溢水発生時の体制の整備)	内部溢水が発生した場合に講じた措置の結果(7号炉)	第17条の3(火山影響等発生時の体制の整備)	火山影響等発生時に講じた措置の結果(7号炉)	第17条の4(その他自然災害発生時等の体制の整備)	地震、津波、竜巻及び積雪等が発生した場合に講じた措置の結果	第17条の5(有毒ガス発生時の体制の整備)	有毒ガス発生時に講じた措置の結果(7号炉)	第17条の7(重大事故等発生時の体制の整備)	成立性の確認訓練の結果(7号炉)	第17条の8(大規模損壊発生時の体制の整備)	技術的能力の確認訓練の結果(7号炉)	第23条(制御棒の操作)	制御棒操作手順	第35条(原子炉停止時冷却系その2)	原子炉停止時冷却系以外の手段で崩壊熱除去できる期間	第66条(重大事故等対処設備)	要求される代替措置の確認(7号炉)	第69条(複数の制御棒引き抜きを伴う検査)	制御棒操作手順	第73条(運転上の制限を満足しない場合)	運転上の制限を満足していないと判断した場合	運転上の制限を満足していると判断した場合	運転上の制限を満足していないと判断した時点の前の原子炉の状態への移行又は原子炉熱出力の復帰	第74条(予防保全を目的とした保全作業を実施する場合)	必要な安全措置	運転上の制限外から復帰していると判断した場合	第76条(異常発生時の基本的な対応)	異常が発生した場合の原因調査及び対応措置	第77条(異常時の措置)	異常の収束			
条 文	内 容																																								
第17条(火災発生時の体制の整備)	火災が発生した場合に講じた措置の結果																																								
第17条の2(内部溢水発生時の体制の整備)	内部溢水が発生した場合に講じた措置の結果(7号炉)																																								
第17条の3(火山影響等発生時の体制の整備)	火山影響等発生時に講じた措置の結果(7号炉)																																								
第17条の4(その他自然災害発生時等の体制の整備)	地震、津波、竜巻及び積雪等が発生した場合に講じた措置の結果																																								
第17条の5(有毒ガス発生時の体制の整備)	有毒ガス発生時に講じた措置の結果(7号炉)																																								
第17条の7(重大事故等発生時の体制の整備)	成立性の確認訓練の結果(7号炉)																																								
第17条の8(大規模損壊発生時の体制の整備)	技術的能力の確認訓練の結果(7号炉)																																								
第23条(制御棒の操作)	制御棒操作手順																																								
第35条(原子炉停止時冷却系その2)	原子炉停止時冷却系以外の手段で崩壊熱除去できる期間																																								
第66条(重大事故等対処設備)	要求される代替措置の確認(7号炉)																																								
第69条(複数の制御棒引き抜きを伴う検査)	制御棒操作手順																																								
第73条(運転上の制限を満足しない場合)	運転上の制限を満足していないと判断した場合																																								
	運転上の制限を満足していると判断した場合																																								
	運転上の制限を満足していないと判断した時点の前の原子炉の状態への移行又は原子炉熱出力の復帰																																								
第74条(予防保全を目的とした保全作業を実施する場合)	必要な安全措置																																								
	運転上の制限外から復帰していると判断した場合																																								
第76条(異常発生時の基本的な対応)	異常が発生した場合の原因調査及び対応措置																																								
第77条(異常時の措置)	異常の収束																																								

保安規定審査基準の要求事項に対する保安規定への記載内容

関連する実用炉規則	保安規定審査基準 (H25.6.19 制定、R1.12.25 最終改正)	原子炉施設保安規定		社内規定文書								
		記載すべき内容	記載の考え方	該当規定文書	記載内容の概要							
		<table border="1"> <tr> <td>第82条(燃料取替実施計画)</td> <td>第3項に定める取替炉心の安全性の評価結果</td> </tr> <tr> <td rowspan="4">第121条(報告)</td> <td>運転上の制限を満足していないと判断した場合</td> </tr> <tr> <td>放射性液体廃棄物又は放射性気体廃棄物について放出管理目標値を超えて放出した場合</td> </tr> <tr> <td>外部放射線に係る線量当量率等に異常が認められた場合</td> </tr> <tr> <td>実用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則(以下「実用炉規則」という。)第134条第2号から第14号に定める報告事象が生じた場合</td> </tr> </table>	第82条(燃料取替実施計画)	第3項に定める取替炉心の安全性の評価結果	第121条(報告)	運転上の制限を満足していないと判断した場合	放射性液体廃棄物又は放射性気体廃棄物について放出管理目標値を超えて放出した場合	外部放射線に係る線量当量率等に異常が認められた場合	実用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則(以下「実用炉規則」という。)第134条第2号から第14号に定める報告事象が生じた場合			
第82条(燃料取替実施計画)	第3項に定める取替炉心の安全性の評価結果											
第121条(報告)	運転上の制限を満足していないと判断した場合											
	放射性液体廃棄物又は放射性気体廃棄物について放出管理目標値を超えて放出した場合											
	外部放射線に係る線量当量率等に異常が認められた場合											
	実用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則(以下「実用炉規則」という。)第134条第2号から第14号に定める報告事象が生じた場合											
		<p>表9-3</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>記 録 項 目</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>                     1. 運転日誌                      ・熱出力                      ・炉心の中性子束密度                      ・炉心の温度                      ・冷却材入口温度                      ・冷却材出口温度                      ・冷却材圧力                      ・冷却材流量                      ・制御棒位置                      ・再結合装置内の温度                      ・原子炉に使用している冷却材及び減速材の純度並びにこれらの毎日の補給量                 </td> </tr> <tr> <td>                     2. 燃料に係る記録                      ・原子炉内における燃料体の配置                      ・使用済燃料の貯蔵施設内における燃料体の配置                      ・使用済燃料の払出し時における放射能の量                      ・燃料体の形状又は性状に関する検査の結果                 </td> </tr> <tr> <td>                     3. 点検報告書                      ・運転開始前の点検結果                      ・運転停止後の点検結果                 </td> </tr> <tr> <td>                     4. 引継日誌                 </td> </tr> <tr> <td>                     5. 放射線管理に係る記録                      ・原子炉本体、使用済燃料の貯蔵施設、放射性廃棄物の廃棄施設等の放射線しゃへい物の側壁における線量当量率                      ・管理区域における外部放射線に係る1週間の線量当量、空気中の放射性物質の1週間についての平均濃度及び放射性物質によって汚染された物の表面の放射性物質の密度                      ・放射性物質による汚染の広がり防止及び除去を行った場合には、その状況                 </td> </tr> </tbody> </table>				記 録 項 目	1. 運転日誌 ・熱出力 ・炉心の中性子束密度 ・炉心の温度 ・冷却材入口温度 ・冷却材出口温度 ・冷却材圧力 ・冷却材流量 ・制御棒位置 ・再結合装置内の温度 ・原子炉に使用している冷却材及び減速材の純度並びにこれらの毎日の補給量	2. 燃料に係る記録 ・原子炉内における燃料体の配置 ・使用済燃料の貯蔵施設内における燃料体の配置 ・使用済燃料の払出し時における放射能の量 ・燃料体の形状又は性状に関する検査の結果	3. 点検報告書 ・運転開始前の点検結果 ・運転停止後の点検結果	4. 引継日誌	5. 放射線管理に係る記録 ・原子炉本体、使用済燃料の貯蔵施設、放射性廃棄物の廃棄施設等の放射線しゃへい物の側壁における線量当量率 ・管理区域における外部放射線に係る1週間の線量当量、空気中の放射性物質の1週間についての平均濃度及び放射性物質によって汚染された物の表面の放射性物質の密度 ・放射性物質による汚染の広がり防止及び除去を行った場合には、その状況	
記 録 項 目												
1. 運転日誌 ・熱出力 ・炉心の中性子束密度 ・炉心の温度 ・冷却材入口温度 ・冷却材出口温度 ・冷却材圧力 ・冷却材流量 ・制御棒位置 ・再結合装置内の温度 ・原子炉に使用している冷却材及び減速材の純度並びにこれらの毎日の補給量												
2. 燃料に係る記録 ・原子炉内における燃料体の配置 ・使用済燃料の貯蔵施設内における燃料体の配置 ・使用済燃料の払出し時における放射能の量 ・燃料体の形状又は性状に関する検査の結果												
3. 点検報告書 ・運転開始前の点検結果 ・運転停止後の点検結果												
4. 引継日誌												
5. 放射線管理に係る記録 ・原子炉本体、使用済燃料の貯蔵施設、放射性廃棄物の廃棄施設等の放射線しゃへい物の側壁における線量当量率 ・管理区域における外部放射線に係る1週間の線量当量、空気中の放射性物質の1週間についての平均濃度及び放射性物質によって汚染された物の表面の放射性物質の密度 ・放射性物質による汚染の広がり防止及び除去を行った場合には、その状況												



保安規定審査基準の要求事項に対する保安規定への記載内容

関連する実用炉規則	保安規定審査基準 (H25.6.19 制定、R1.12.25 最終改正)	原子炉施設保安規定		社内規定文書	
		記載すべき内容	記載の考え方	該当規定文書	記載内容の概要
		6. 放射性廃棄物管理に係る記録 ・放射性廃棄物の排気口又は排気監視設備及び排水口又は排水監視設備における放射性物質の1日間及び3月間についての平均濃度 ・廃棄施設に廃棄した放射性廃棄物の種類, 当該放射性廃棄物に含まれる放射性物質の数量, 当該放射性廃棄物を容器に封入し, 又は容器と一体的に固型化した場合には当該容器の数量及び比重並びにその廃棄の場所及び方法 ・放射性廃棄物を容器に封入し, 又は容器に固型化した場合には, その方法 ・発電所の外において運搬した核燃料物質等の種類別の数量, その運搬に使用した容器の種類並びにその運搬の経路 7. 原子炉施設の巡視又は点検の結果 8. 保安教育の実施報告書			

保安規定審査基準の要求事項に対する保安規定への記載内容

関連する実用炉規則	保安規定審査基準 (H25.6.19 制定、R1.12.25 最終改正)	原子炉施設保安規定		社内規定文書	
		記載すべき内容	記載の考え方	該当規定文書	記載内容の概要
<p><b>第 92 条(保安規定)</b></p> <p>法第四十三条の三の二十四第一項の規定による保安規定の認可を受けようとする者は、認可を受けようとする工場又は事業所ごとに、次に掲げる事項について保安規定を定め、これを記載した申請書を原子力規制委員会に提出しなければならない。</p> <p>十八 発電用原子炉施設の施設管理に関すること(使用前事業者検査及び定期事業者検査の実施に関すること並びに経年劣化に係る技術的な評価に関すること及び長期施設管理方針を含む。)</p>	<p><b>実用炉規則第 92 条第 1 項第 18 号</b> <b>発電用原子炉施設の施設管理</b></p> <p>1. 施設管理方針、施設管理目標及び施設管理実施計画の策定並びにこれらの評価及び改善について、「原子力事業者等における使用前事業者検査、定期事業者検査、保安のための措置等に係る運用ガイド」(原規規発第1912257号—7(令和元年12月25日原子力規制委員会決定))を参考として定められていること。</p>	<p>(施設管理計画)</p> <p>第107条 原子炉施設について原子炉設置(変更)許可を受けた設備に係る事項及び「実用発電用原子炉及びその附属施設の技術基準に関する規則」を含む要求事項への適合を維持し、原子炉施設の安全を確保するため、以下の施設管理計画を定める。</p> <p style="text-align: center;">【1項から3項 省略】</p> <p>4. 保全対象範囲の策定 組織は、原子炉施設の中から、各号炉毎に保全を行うべき対象範囲として次の各項の設備を選定する。 (1) 重要度分類指針において、一般の産業施設よりも更に高度な信頼性の確保及び維持が要求される機能を有する設備 (2) 重要度分類指針において、一般の産業施設と同等以上の信頼性の確保及び維持が要求される機能を有する設備 (3) 原子炉設置(変更)許可申請書及び設計及び工事計画(変更)認可申請書で保管又は設置要求があり、許可又は認可を得た設備 (4) <u>自主対策設備*1(7号炉)</u> (5) 炉心損傷又は格納容器機能喪失を防止するために必要な機能を有する設備 (6) その他自ら定める設備</p> <p><u>※1: 自主対策設備とは、「実用発電用原子炉及びその附属施設の技術基準に関する規則」の全ての要求事項を満たすことや全てのプラント状況において使用することは困難であるが、プラント状況によっては、事故対応に有効な設備をいう。</u></p> <p>5. 施設管理の重要度の設定 組織は、4.の保全対象範囲について系統毎の範囲</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>保全の対象範囲に設置変更許可申請書及び工事計画認可申請書で保管又は設置要求があり許可又は認可を受けた設備、自主対策設備を追加。(保安規定に係る基本方針の考え方の反映)</li> <li>TS-37 参照</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>NM-55 保守管理基本マニュアル(既存)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>重大事故等対処設備、自主対策設備を保守管理の対象設備として追加する。(新規記載)</li> </ul>
<p><b>第 81 条(発電用原子炉施設の施設管理)</b></p> <p>法第四十三条の三の二十二第一項の規定により、発電用原子炉設置者は、発電用原子炉施設の保全のために行う設計、工事、巡視、点検、検査その他の施設の管理(以下「施設管理」という。)に関し、発電用原子炉ごとに、次の各号に掲げる措置を講じなければならない。</p> <p>四 施設管理目標を達成するため、次の事項を定めた施設管理の実施に関する計画(以下この項において「施設管理実施計画」という。))を策定し、当該計画に従って施設管理を実施すること。</p> <p>ハ 発電用原子炉施設の巡視(発電用原子炉施設の保全のために実施するものに限る。)に関すること。</p>					

保安規定審査基準の要求事項に対する保安規定への記載内容

関連する実用炉規則	保安規定審査基準 (H25.6.19 制定、R1.12.25 最終改正)	原子炉施設保安規定		社内規定文書	
		記載すべき内容	記載の考え方	該当規定文書	記載内容の概要
		<p>と機能を明確にした上で、構築物、系統及び機器の施設管理の重要度として点検に用いる重要度(以下「保全重要度」という。)と設計及び工事に用いる重要度を設定する。</p> <p>(1) 系統の保全重要度は、原子炉施設の安全性を確保するため<u>重大事故等対処設備(7号炉)</u>に該当すること及び重要度分類指針の重要度に基づき、確率論的リスク評価から得られるリスク情報を考慮して設定する。</p> <p>(2) 機器の保全重要度は、当該機器が属する系統の保全重要度と整合するよう設定する。                      なお、この際、機器が故障した場合の系統機能への影響、確率論的リスク評価から得られるリスク情報、運転経験等を考慮することができる。</p> <p>(3) 構築物の保全重要度は、(1)又は(2)に基づき設定する。</p> <p>(4) 設計及び工事に用いる重要度は、原子炉施設の安全性を確保するため、<u>重大事故等対処設備(7号炉)</u>の該当有無、重要度分類指針の重要度等を組み合わせて設定する。</p> <p>(5) 次項以降の保全活動は重要度に応じた管理を行う。</p> <p style="text-align: center;">【以降、省略】</p> <p>(巡視点検)                      第13条 当直長は、毎日1回以上、原子炉施設(原子炉格納容器(以下「格納容器」という。)内部及び第95条第1項で定める区域及び系統より切離されている施設<sup>*1</sup>を除く。)を巡視し、次の施設及び設備について点検を行う。実施においては、第107条の3第3項に定める観点を含めて行う。以下、本条において同じ。</p> <p>(1)原子炉冷却系統施設                      (2)制御材駆動設備                      (3)電源、給排水及び排気施設</p> <p>2. 当直長は、「状態管理マニュアル」に基づき、格納</p>	<p>新たに追加される原子炉施設に対する巡視点検を実施する確認者について反映。</p> <p>・ TS-55 参照</p>	<p>・NM-51 運転管理基本マニュアル(既存)</p>	<p>・ 原子炉施設の巡視点検について既に記載していることから変更なし。</p> <p>・ 重大事故等対処設備の巡視点検及び可搬型設備の巡視点検について追加する。(新規記載)</p>

保安規定審査基準の要求事項に対する保安規定への記載内容

関連する実用炉規則	保安規定審査基準 (H25.6.19 制定、R1.12.25 最終改正)	原子炉施設保安規定		社内規定文書	
		記載すべき内容	記載の考え方	該当規定文書	記載内容の概要
<p>第 82 条(発電用原子炉施設の経年劣化に関する技術的な評価)</p> <p>法第四十三条の三の二十二第一項の規定により、<u>発電用原子炉設置者</u>は、運転を開始した日以後三十年を経過していない<u>発電用原子炉に係る発電用原子炉施設</u>について、<u>発電用原子炉の運転を開始した日以後三十年を経過する日までに</u>、原子力規制委員会が定める<u>発電用原子炉施設の安全を確保する上で重要な機器及び構造物</u>(以下「安全上重要な機器等」という。)並びに次に掲げる機器及び構造物の経年劣化に関する技術的な</p>	<p>2. <u>発電用原子炉施設の経年劣化に係る技術的な評価</u>に関することについては、「<u>実用発電用原子炉施設における高経年化対策実施ガイド</u>」を参考とし、<u>実用炉規則第82条</u>に規定された<u>発電用原子炉施設の経年劣化に関する技術的な評価を実施するための手順及び体制を定め</u>、当該評価を定期的に実施することが定められていること。</p>	<p>容器内部の関連パラメータの監視及び第95条第1項で定める区域の巡視を行う。</p> <p><u>3. 当直長及びモバイル設備管理GMは、「状態管理マニュアル」に基づき、系統より切離されている施設について一定期間*2ごとに巡視し、点検を行う。</u></p> <p><u>※1: 系統より切離されている施設とは、7号炉の可搬設備、5号炉原子炉建屋内緊急時対策所設備及び通信連絡を行うために必要な設備等をいう。</u></p> <p><u>※2: 一定期間とは、1ヶ月を超えない期間をいい、その確認の間隔は7日間を上限として延長することができる。ただし、確認回数の低減を目的として、恒常的に延長してはならない。なお、定める頻度以上で実施することを妨げるものではない。また、点検可能な時期が定期事業者検査時となる施設については、定期事業者検査毎とする。</u></p> <p>【以降、省略】</p> <p>【第107条の2, 第107条の3, 第107条の4, 第107条の5については変更なしのため省略】</p> <p>(原子炉施設の経年劣化に関する技術的な評価及び長期施設管理方針)</p> <p>第107条の6</p> <p>各GMは、1号炉、2号炉及び5号炉に関し、重要度分類指針におけるクラス1, 2, 3の機能を有する機器及び構造物*1(以下、本条において「機器及び構造物」という。)について、営業運転を開始した日以後30年を経過する日までに実施した以下の事項について、第11条の2に定める原子炉の運転期間を変更する場合、あるいはその他経年劣化に関する技術的な評価を行うために設定した条件、評価方法を変更する場合は、当該評価の見直しを行い、その結果に基づき、策定した長期施設管理方針を変更する。</p>	<p>・高経年化技術評価対象に常設SA設備を加える。</p>	<p>・NM-55 保守管理基本マニュアル(既存)</p>	

保安規定審査基準の要求事項に対する保安規定への記載内容

関連する実用炉規則	保安規定審査基準 (H25.6.19 制定、R1.12.25 最終改正)	原子炉施設保安規定		社内規定文書	
		記載すべき内容	記載の考え方	該当規定文書	記載内容の概要
<p>評価を行い、この評価の結果に基づき、十年間に実施すべき当該発電用原子炉施設についての施設管理に関する方針を策定しなければならない。ただし、動作する機能を有する機器及び構造物に関し、<u>発電用原子炉施設の供用に伴う劣化の状況が的確に把握される箇所</u>については、この限りではない。</p>		<p>(1) 経年劣化に関する技術的な評価 (2) 前号に基づく長期施設管理方針の策定<sup>※2</sup></p> <p>2. 高経年化評価GMは、3号炉、4号炉、6号炉及び7号炉に関し、<u>機器及び構造物並びに常設重大事故等対処設備<sup>※3</sup></u>について、営業運転を開始した日以後30年を経過する日までに、実施手順及び実施体制を定め、これに基づき、前項(1)、(2)の事項を実施する。</p> <p>3. 高経年化評価GMは、機器及び構造物について、各号炉毎、運転期間延長認可申請<sup>※4</sup>をする場合においては営業運転を開始した日以後40年を経過する日までに、実施手順及び実施体制を定め、これに基づき、第1項(1)、(2)の事項を実施する。</p> <p>4. 高経年化評価GMは、機器及び構造物について、各号炉毎、認可<sup>※5</sup>を受けた延長期間が10年を超える場合においては、営業運転を開始した日以後50年を経過する日までに、実施手順及び実施体制を定め、これに基づき、第1項(1)、(2)の事項を実施する。</p> <p>5. 1号炉、2号炉及び5号炉の長期施設管理方針は<u>添付6</u>に示すものとする。</p> <p>※1: 動作する機能を有する機器及び構造物に関し、原子炉施設の供用に伴う劣化の状況が的確に把握される箇所を除く。                  ※2: 30年を経過する日までに策定する場合は10年間の、それ以外の場合は延長する期間が満了する日までの方針。                  ※3: 「<u>常設重大事故等対処設備</u>」とは、<u>実用発電用原子炉及びその附属施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則第43条第2項の設備をいう(7号炉に限る。)</u>。                  ※4: 原子炉等規制法第43条の3の32第4項に規定される申請をいう。                  ※5: 原子炉等規制法第43条の3の32第2項に規定される認可をいう。</p>			



保安規定審査基準の要求事項に対する保安規定への記載内容

関連する実用炉規則	保安規定審査基準 (H25.6.19 制定、R1.12.25 最終改正)	原子炉施設保安規定		社内規定文書	
		記載すべき内容	記載の考え方	該当規定文書	記載内容の概要
<p>十六 <u>設置許可基準規則第四十三条第二項に規定する常設重大事故等対処設備に属する機器及び構造物(以下「常設重大事故等対処設備に属する機器等」という。)</u></p> <p>第56条(定期事業者検査の実施) 定期事業者検査は、次に掲げる方法により行うものとする。 &lt;省略&gt;</p>	<p>3. 運転を開始した日以後30年を経過した発電用原子炉については、長期施設管理方針が定められていること。</p> <p>4. 実用炉規則第92条第1項第18号に掲げる発電用原子炉施設の施設管理に関することを変更しようとする場合(実用炉規則第82条第1項から第3項までの規定により長期施設管理方針を策定し、又は同条第4項の規定により長期施設管理方針を変更しようとする場合に限る。)は、申請書に実用炉規則第82条第1項、第2項若しくは第3項の評価の結果又は第4項の見直しの結果を記載した書類(以下「技術評価書」という。)が添付されていること。</p> <p>5. 長期施設管理方針及び技術評価書の内容は、「実用発電用原子炉施設における高経年化対策の実施ガイド」を参考として記載されていること。</p> <p>6. <u>使用前事業者検査及び定期事業者検査の実施に関することが定められていること。</u></p>	<p>[柏崎刈羽7号炉は、運転開始後30年未満であり、長期保守管理方針の作成未]</p> <p>[手続きに関する事項であり、保安規定には、記載なし]</p> <p>[柏崎刈羽7号炉は、運転開始後30年未満であり、長期保守管理方針の作成未]</p> <p>(使用前事業者検査の実施) 第107条の4 所長は、設計及び工事の計画の認可又は設計及び工事の計画の届出(以下、本条において「設工認」という。)の対象となる原子炉施設について、設置又は変更の工事にあたり、設工認に従って行われたものであること、「実用発電用原子炉及びその附属施設の技術基準に関する規則」へ適合することを確認するための使用前事業者検査(以下、本条において「検査」という。)を統括する。</p> <p>2. 安全総括GMは、第4条に定める保安に関する組織のうち、検査対象となる設置又は変更の工事を実施した組織とは別の組織の者を、検査実施GMとして指名する。</p> <p>3. 検査実施GMは、自ら検査実施責任者となるか、第4条に定める保安に関する組織のうち、検査の独立</p>	<p>・ 別途申請・認可済み</p>		

保安規定審査基準の要求事項に対する保安規定への記載内容

関連する実用炉規則	保安規定審査基準 (H25.6.19 制定、R1.12.25 最終改正)	原子炉施設保安規定		社内規定文書	
		記載すべき内容	記載の考え方	該当規定文書	記載内容の概要
		<p>性確保を考慮し、検査実施責任者を指名する。</p> <p>4. 前項の検査実施責任者は、次の各号を実施する。</p> <p>(1) 検査の実施体制を構築する。</p> <p>(2) 検査要領書<sup>※1</sup>を定め、それを実施する。</p> <p>(3) 検査対象の原子炉施設が下記の基準に適合していることを判断するために必要な検査項目と、検査項目毎の判定基準を定める。</p> <p>a) 設工認に従って行われたものであること。</p> <p>b) 「実用発電用原子炉及びその附属施設の技術基準に関する規則」に適合するものであること。</p> <p>(4) 検査項目毎の判定結果を踏まえ、検査対象の原子炉施設が前号 a) 及び b) の基準に適合することを最終判断する。</p> <p>※1: 検査を行うにあたっては、あらかじめ、検査の時期、対象、以下に示す方法その他必要な事項を定めた検査要領書を定める。</p> <p>a) 構造、強度及び漏えいを確認するために十分な方法</p> <p>b) 機能及び性能を確認するために十分な方法</p> <p>c) その他設置又は変更の工事がその設計及び工事の計画に従って行われたものであることを確認するために十分な方法</p> <p>5. 検査実施責任者は検査項目毎の判定業務を検査員に行わせることができる。このとき、検査員として次の各号に掲げる事項のいずれかを満たすものを指名する。</p> <p>(1) 第4条に定める保安に関する組織のうち、検査対象となる設置又は変更の工事を実施した組織とは別の組織の者</p> <p>(2) 検査対象となる設置又は変更の工事の調達における供給者のなかで、当該工事を実施した組織とは別の組織の者</p> <p>(3) 前号に掲げる供給者とは別の、当該検査業務に係る役務の供給者</p> <p>6. 検査実施責任者は、検査内容及び検査対象設備の重要度に応じて、検査実施責任者及び前項に規定する検査員の立会頻度を定め、それを実施する。</p> <p>7. 各GMは、第4項及び第5項に係る事項について、次の各号を実施する。</p> <p>(1) 検査業務に係る役務を調達する場合、当該役務の供給者に対して管理を行う。</p> <p>(2) 検査に係る記録の管理を行う。</p>			

保安規定審査基準の要求事項に対する保安規定への記載内容

関連する実用炉規則	保安規定審査基準 (H25.6.19 制定、R1.12.25 最終改正)	原子炉施設保安規定		社内規定文書	
		記載すべき内容	記載の考え方	該当規定文書	記載内容の概要
		<p>(3) 検査に係る要員の教育訓練を行う。</p> <p>(定期事業者検査の実施) 第107条の5 所長は、原子炉施設が「実用発電用原子炉及びその附属施設の技術基準に関する規則」に適合するものであることを定期的に確認するための定期事業者検査(以下、本条において「検査」という。)を統括する。</p> <p>2. 安全総括GMは、第4条に定める保安に関する組織のうち、検査対象となる設備を所管又は点検を実施した組織とは別の組織の者を、検査実施GMとして指名する。</p> <p>3. 検査実施GMは、自ら検査実施責任者となるか、第4条に定める保安に関する組織のうち、検査の独立性確保を考慮し、検査実施責任者を指名する。</p> <p>4. 前項の検査実施責任者は、次の各号を実施する。</p> <p>(1) 検査の実施体制を構築する。</p> <p>(2) 検査要領書<sup>※1</sup>を定め、それを実施する。</p> <p>(3) 検査対象の原子炉施設が「実用発電用原子炉及びその附属施設の技術基準に関する規則」に適合するものであることを判断するために必要な検査項目と、検査項目毎の判定基準を定める。</p> <p>(4) 検査項目毎の判定結果を踏まえ、検査対象の原子炉施設が前号の基準に適合することを最終判断する。</p> <p>※1:各プラントの特徴に応じ、検査の時期、対象、以下に示す方法その他必要な事項を定めた検査要領書を定める。</p> <p>(1) 開放、分解、非破壊検査その他の各部の損傷、変形、摩耗及び異常の発生状況を確認するために十分な方法</p> <p>(2) 試運転その他の機能及び作動の状況を確認するために十分な方法</p> <p>(3) (1)(2)による方法のほか、「実用発電用原子炉及びその附属施設の技術基準に関する規則」に適合している状態を維持するかどうかを判定する方法で行うものとする。</p>			

保安規定審査基準の要求事項に対する保安規定への記載内容

関連する実用炉規則	保安規定審査基準 (H25.6.19 制定、R1.12.25 最終改正)	原子炉施設保安規定		社内規定文書	
		記載すべき内容	記載の考え方	該当規定文書	記載内容の概要
	<p>7. 燃料体に関する定期事業者検査として、装荷予定の照射された燃料のうちから選定したものの健全性に異常のないことを確認すること、燃料使用の可否を判断すること等が定められていること。</p>	<p>5. 検査実施責任者は検査項目毎の判定業務を検査員に行わせることができる。このとき、検査員として次の各号に掲げる事項のいずれかを満たすものを指名する。</p> <p>(1) 第4条に定める保安に関する組織のうち、検査対象となる設備の設備管理部署とは別の組織の者</p> <p>(2) 検査対象となる設備の工事又は点検の調達における供給者のなかで、当該工事又は点検を実施する組織とは別の組織の者</p> <p>(3) 前号に掲げる供給者とは別の、当該検査業務に係る役務の供給者</p> <p>6. 検査実施責任者は、検査内容及び検査対象設備の重要度に応じて、検査実施責任者及び前項に規定する検査員の立会頻度を定め、それを実施する。</p> <p>7. 各GMは、第4項及び第5項に係る事項について、次の各号を実施する。</p> <p>(1) 検査業務に係る役務を調達する場合、当該役務の供給者に対して管理を行う。</p> <p>(2) 検査に係る記録の管理を行う。</p> <p>(3) 検査に係る要員の教育訓練を行う。</p> <p>(燃料の検査)</p> <p>第81条 燃料GMは、定期事業者検査時に、装荷予定の照射された燃料のうちから燃料集合体外観検査を行う燃料を選定し、健全性に異常のないことを確認するとともに、燃料の使用の可否を判断する。</p> <p>2. 第1項については、第8章の施設管理に基づき実施する。</p> <p>3. 燃料GMは、第1項の検査の結果、使用済燃料貯蔵ラックに収納することが適切ではないと判断した燃料については、破損燃料容器に収納する等の措置を講じる。</p> <p>4. 燃料GMは、第1項の検査を実施するために燃料を移動する場合は、燃料取替機を使用する。</p>	<p>・ 燃料の検査を施設管理の一環として整理されたことによる反映</p>		

保安規定審査基準の要求事項に対する保安規定への記載内容

関連する実用炉規則	保安規定審査基準 (H25.6.19 制定、R1.12.25 最終改正)	原子炉施設保安規定		社内規定文書	
		記載すべき内容	記載の考え方	該当規定文書	記載内容の概要
<p><b>第 92 条(保安規定)</b></p> <p>法第四十三条の三の二十四第一項の規定による保安規定の認可を受けようとする者は、認可を受けようとする工場又は事業所ごとに、次に掲げる事項について保安規定を定め、これを記載した申請書を原子力規制委員会に提出しなければならない。</p> <p>十九 保守点検を行った事業者から得られた保安に関する技術情報についての他の発電用原子炉設置者との共有に関すること。</p>	<p><b>実用炉規則第 92 条第 1 項第 19 号</b></p> <p>技術情報の共有</p> <p>1. プラントメーカーなどの保守点検を行った事業者から得られた保安に関する技術情報をBWR事業者協議会、PW R事業者連絡会等の事業者の情報共有の場を活用し、他の<u>発電用</u>原子炉設置者と共有し、自らの<u>発電用</u>原子炉施設の保安を向上させるための措置が<u>定められていること。</u></p>	<p>(品質保証計画)</p> <p>第3条</p> <p style="text-align: center;"><b>【品質保証計画】</b></p> <p>8.5.3 未然防止処置</p> <p>(1) 組織は、起こり得る不適合(他の原子炉施設及びその他の施設における不適合その他の事象が、自らの施設で起こる可能性について分析し特定した問題を含む。)が発生することを防止するために、他の原子炉施設及びその他の施設から得られた運転経験等の知見(BWR 事業者協議会で取り扱う技術情報及びニューシア登録情報を含む。)の活用を含め、「不適合管理及び是正処置・未然防止処置基本マニュアル」に基づき、適切な未然防止処置を講じる。この活用には、保安活動の実施によって得られた知見を他の原子炉設置者等と共有することを含む。</p> <p>(2) 未然防止処置は、起こり得る不適合の重要性に応じたものとし、次に定めるところにより実施する。</p> <p>a) 起こり得る不適合及びその原因を調査する。</p> <p>b) 未然防止処置の必要性を評価する。</p> <p>c) 必要な未然防止処置を決定及び実施する。</p> <p>d) とったすべての未然防止処置の実効性をレビューする。</p> <p>e) とったすべての処置の結果を記録し、これを維持する(4.2.4 参照)。</p> <p>(3) (1)及び(2)に示す事項を「不適合管理及び是正処置・未然防止処置基本マニュアル」に規定する。</p> <p>(施設管理計画)</p> <p>第107条</p> <p style="text-align: center;"><b>【施設管理計画】</b></p> <p>14. 情報共有</p> <p>組織は、保全を行った事業者から得られた保安の向上に資するために必要な技術情報を、BWR事業者協議会を通じて他の原子炉設置者と共有する。</p>	<p>・ 記載の適正化以外に審査基準に変更なし。</p>	<p>・NI-11 不適合管理及び是正処置・予防処置基本マニュアル(既存)</p> <p>・NM-55 保守管理基本マニュアル(既存)</p>	<p>・ 情報の共有及び活用について既に記載していることから変更なし。</p>



保安規定審査基準の要求事項に対する保安規定への記載内容

関連する実用炉規則	保安規定審査基準 (H25.6.19 制定、R1.12.25 最終改正)	原子炉施設保安規定		社内規定文書	
		記載すべき内容	記載の考え方	該当規定文書	記載内容の概要
<p>第 92 条(保安規定)</p> <p>法第四十三条の三の二十四第一項の規定による保安規定の認可を受けようとする者は、認可を受けようとする工場又は事業所ごとに、次に掲げる事項について保安規定を定め、これを記載した申請書を原子力規制委員会に提出しなければならない。</p> <p>二十 不適合(品質管理基準規則第二条第二項第二号に規定するものをいう。以下この号及び第三項第二十号において同じ。)が発生した場合における当該不適合に関する情報の公開に関すること。</p>	<p><b>実用炉規則第 92 条第 1 項第 20 号</b> 不適合発生時の情報の公開</p> <p>1. <u>発電用</u>原子炉施設の保安の向上を図る観点から、不適合が発生した場合の公開基準が定められていること。</p> <p>2. 情報の公開に関し、原子力施設情報公開ライブラリーへの登録等に必要事項が<u>定められていること</u>。</p>	<p>(品質保証計画)</p> <p>第3条</p> <p style="text-align: center;"><b>【品質保証計画】</b></p> <p>8.3 不適合管理</p> <p>(6) 組織は、原子炉施設の保安の向上を図る観点から、「トラブル等の報告マニュアル」に定める公開基準に従い、不適合の内容をニューシアへ登録することにより、情報の公開を行う。</p>	<p>・ 記載の適正化以外に審査基準に変更なし。</p>	<p>・ Z-21 原子力品質保証規程(既存)</p> <p>・ NM-51 運転管理基本マニュアル(既存)</p>	<p>・ 不適合が発生した場合の公開について既に記載していることから変更なし。</p> <p>・ 原子力施設情報公開ライブラリーへの登録について既に記載していることから変更なし。</p>

保安規定審査基準の要求事項に対する保安規定への記載内容

関連する実用炉規則	保安規定審査基準 (H25.6.19 制定、R1.12.25 最終改正)	原子炉施設保安規定		社内規定文書	
		記載すべき内容	記載の考え方	該当規定文書	記載内容の概要
<p>第92条(保安規定)</p> <p>法第四十三条の三の二十四第一項の規定による保安規定の認可を受けようとする者は、認可を受けようとする工場又は事業所ごとに、次に掲げる事項について保安規定を定め、これを記載した申請書を原子力規制委員会に提出しなければならない。</p> <p>二十一 その他発電用原子炉施設に係る保安に関し必要な事項</p>	<p><u>実用炉規則第92条第1項第21号</u> その他必要な事項</p> <p>1. 日常のQMSに係る活動の結果を踏まえ、必要に応じ、<u>発電用原子炉施設に係る保安に関し必要な事項を定めていること。</u></p> <p>2. 保安規定を定める「目的」が、<u>核燃料物質、核燃料物質によって汚染された物又は発電用原子炉による災害の防止を図るものとして定められていること。</u></p>	<p>(目的)</p> <p>第1条 この規定は、「核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律(以下「原子炉等規制法」という。)」第43条の3の24第1項の規定に基づき、柏崎刈羽原子力発電所発電用原子炉施設(以下「原子炉施設」という。)の保安のために必要な措置(以下「保安活動」という。)を定め、核燃料物質若しくは核燃料物質によって汚染された物(以下「核燃料物質等」という。)又は発電用原子炉(以下「原子炉」という。)による災害の防止を図ることを目的とする。</p> <p>(目的)</p> <p>第1条 この規定は、「核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律(以下「原子炉等規制法」という。)」第43条の3の24第1項の規定に基づき、柏崎刈羽原子力発電所発電用原子炉施設(以下「原子炉施設」という。)の保安のために必要な措置(以下「保安活動」という。)を定め、核燃料物質若しくは核燃料物質によって汚染された物(以下「核燃料物質等」という。)又は発電用原子炉(以下「原子炉」という。)による災害の防止を図ることを目的とする。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>記載の適正化以外に審査基準の変更なし。</li> <li>条文番号の変更</li> </ul> <ul style="list-style-type: none"> <li>審査基準の変更が行われたが、既に保安規定に記載済みであり、審査基準を受けた保安規定への反映事項なし。</li> <li>条文番号の変更</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>目的のため2次文書他には記載なし</li> <li>目的のため2次文書他には記載なし</li> </ul>	
<p>その他の事項</p>		<p><u>附則(令和 年 月 日 原規規発第 号)</u> <u>(施行期日)</u> <u>第1条</u> <u>この規定は、原子力規制委員会の認可を受けた日から10日以内に施行する。</u></p> <p><u>2. 本規定施行の際、各原子炉施設に係る規定については、各原子炉施設に係る使用前事業者検査終了日以降に適用することとし、それまでの間は従前の例による。</u></p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>施工期日について、条文適用の考え方を記載</li> <li>TS-64 参照</li> </ul>		

保安規定審査基準の要求事項に対する保安規定への記載内容

関連する実用炉規則	保安規定審査基準 (H25.6.19 制定、R1.12.25 最終改正)	原子炉施設保安規定		社内規定文書	
		記載すべき内容	記載の考え方	該当規定文書	記載内容の概要
		<p><u>なお、第12条(運転員等の確保)、第17条(火災発生時の体制の整備)、第17条の2(内部溢水発生時の体制の整備)、第17条の3(火山影響等発生時の体制の整備)、第17条の4(その他自然災害発生時等の体制の整備)、第17条の5(有毒ガス発生時の体制の整備)、第17条の6(資機材等の整備)、第17条の7(重大事故等発生時の体制の整備)及び第17条の8(大規模損壊発生時の体制の整備)については、教育訓練に係る規定を除き7号炉の発電用原子炉に燃料体を挿入する前の時期における各原子炉施設に係る使用前事業者検査終了日以降に適用することとし、それまでの間は従前の例による。</u></p> <p><u>ただし、それ以降に実施する使用前事業者検査の対象となる設備に係る規定については当該検査終了日以降に適用することとし、それまでの間は従前の例による。</u></p> <p><u>3. 1号炉から6号炉については、原子力規制委員会設置法の一部施行に伴う関係規則の整備に関する規則の施行に伴う原子炉設置変更の許可及び原子炉施設保安規定変更の施行までの間、原子炉への燃料の装荷は行わない。</u></p> <p><u>4. 第62条及び第63条は、1号炉、5号炉及び6号炉の蓄電池に係る使用前事業者検査終了日以降に適用することとし、それまでの間は従前の例による。</u></p> <p><u>5. 第60条において、非常用発電機の運用を開始するまでは、必要な電力供給が可能な場合、他号炉の非常用ディーゼル発電機又は可搬式発電機を非常用発電設備とみなすことができる。</u></p>			